

平成21年度

包括外部監査結果報告書

扶助費について

金沢市包括外部監査人

公認会計士 早川晃治

金沢市議会議長	高村	佳伸	様
金沢市長	山出	保	様
金沢市監査委員	篠田	健	様
金沢市監査委員	中島	秀雄	様
金沢市監査委員	玉野	道	様
金沢市監査委員	中西	利雄	様

平成 22 年 3 月 30 日

金沢市包括外部監査人

早 川 晃 治

地方自治法第 252 条の 27 第 2 項に定める、平成 21 年 4 月 1 日付の金沢市との包括外部監査契約に基づき実施した監査の結果について地方自治法第 252 条の 37 第 5 項の規定により、別紙のとおり報告します。

目 次

	頁
第1 外部監査の概要	1
. 外部監査の種類	1
. 選定した特定の事件（テーマ）	1
. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
. 外部監査の方法	1
. 外部監査の対象期間	1
. 外部監査の実施期間	1
. 監査人補助者	2
. 利害関係	2
第2 特定の事件の概要	3
. 公的扶助制度の概要	3
. 扶助費の概要	4
. 金沢市の扶助費の概要	4
1 . 扶助費の推移と内訳	4
2 . 扶助費の分類	9
. 監査の視点	11
. 扶助費について（事業別）	12
1 . 生活困窮者への扶助	12
生活保護費	17
2 . 障害のある人への扶助	54
就労移行支援サービス費	54
地域活動支援センター事業費	56
障害者補装具給付費	58
地域活動支援センター本市利用者負担金	62
特別障害者手当	65
福祉タクシー利用助成費	68
心身障害者扶養共済制度加入助成費	71
障害児通園施設ひまわり教室管理運営費	75
心身障害者医療助成費	79
身体障害者手帳について	81
障害者相談員について	82

	石川県国民健康保険団体連合会（国保連）について	86
3.	高齢者への扶助	88
	日常生活防火安全用具給付事業	94
	外国人高齢者福祉手当	96
	ねたきり老人等介護手当金支給費	98
	老人保護措置費	101
	高齢者虐待防止事業費	104
	敬寿金贈呈費	107
	介護保険利用料利用者負担減免事業費	109
4.	母子世帯への扶助	111
	児童扶養手当	113
	私立母子生活支援施設運営費	118
5.	子どもに関する扶助	121
	助産施設入所費	121
	児童手当	123
	子育て支援医療助成費	126
	小児慢性特定疾患治療研究事業費	128
6.	就学援助	130
	児童生徒就学奨励費、児童生徒学校給食援助費、児童生徒医療援助費	130
7.	その他の扶助	133
	特定疾患治療助成費	133
	妊娠高血圧症候群等療養援護費	135
	福祉暖房費助成金	137

第 1 外部監査の概要

．外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び金沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

．選定した特定の事件（テーマ）

扶助費について

．特定の事件（テーマ）を選定した理由

扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、老人、心身障害者等を援助するために要する経費である。

金沢市においては、厳しい経済情勢の影響から税収が伸び悩む一方で、歳出面では少子高齢化の進展に伴い扶助費が増加を続けており、平成 21 年度一般会計当初予算では、全体の 18.6%を占めている。

予算に占める割合の高い扶助費に関する事務が適切に行われているかを調査し、あわせて将来的に持続可能なものかどうかを検証することは、極めて重要であると考え、本年度の事件として選定した。

．外部監査の方法

1．監査要点

扶助費にかかる事務が適法かつ適正に行われているか。

支給に関する事務は有効かつ効率的に行われているか。

扶助費に関する制度は将来的に持続可能なものとなっているか。

2．主な監査手続

業務担当課へのアンケートの実施及びヒアリング、扶助費に関する書類・帳簿等の閲覧、現地視察等を実施した。

．外部監査の対象期間

原則として平成 20 年度を対象としたが、必要に応じて過年度及び平成 21 年度の一部についても監査対象とした。

．外部監査の実施期間

平成 21 年 6 月 23 日から平成 22 年 3 月 8 日まで

・ 監査人補助者

杉本 榮策(公認会計士)

山田 文偵(公認会計士)

明石 圭光(公認会計士)

俣田 明佳(弁護士)

・ 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 特定の事件の概要

・ 公的扶助制度の概要

一生の間には、様々な事情により生活に困窮する場合がある。こうした時、国や地方公共団体が生活を援助する仕組みを公的扶助制度という。

公的扶助制度は、社会保障制度の一つとして、国民の健康と生活を最終的に保障する制度であり、貧困・低所得者を対象としていること、最低生活を保障すること、公的責任によること、資力調査あるいは所得調査を伴うこと、租税を財源としていること、救済的機能を有していることなどが特徴としてあげられる。

これを大きく分けると、狭義の公的扶助である貧困者対策と、もう少し広く捉えた広義の公的扶助である低所得者対策の二つがあり、具体的な制度をあげると、貧困者対策には、生活に困窮している国民すべてに対して、健康で文化的な最低限の生活を保障する生活保護制度があり、低所得者対策には、公的扶助と社会保険の中間的性格を持つ社会手当制度、民生委員の相談援助活動を通して資金の貸付を行う生活福祉資金貸付制度、低所得層を中心に住宅を提供する公営住宅制度等がある。

(1) 狭義の公的扶助

生活保護制度は、生活保護法に規定されており、4つの基本原理（国家責任の原理、無差別平等の原理、最低生活の原理、保護の補足性の原理）と、4つの基本原則（申請保護の原則、基準及び程度の原則、必要即応の原則、世帯単位の原則）に基づき、資力調査を保護の要件として、その要否を決定し、給付（最低生活保障）と対人サービス（自立助長）を行うものである。

(2) 広義の公的扶助

広義の公的扶助には、次の制度が入ってくる。

所得調査（制限）を課している社会手当制度

生活保護制度で行われる資力調査に代えて、所得調査（制限）を要件とするものであり、具体的には児童扶養手当法に基づく児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当、児童手当法に基づく児童手当などである。

公的給付により自立した生活を保障する制度

直接的に生活困窮の救済を目的とはしないが、公的給付を提供することにより自立した生活を保障することにつながる制度も公的扶助の範囲に入る。具体的には、障害者自立支援法に基づく補装具の給付、戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金の給付、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づく保健衛生に関する費用の負担、母子及び寡婦福祉法に基づく母子福祉資金の貸付などである。

低所得対策の一環として行われている施策

低所得対策としての一環として行われている施策も公的扶助の範囲に入る。

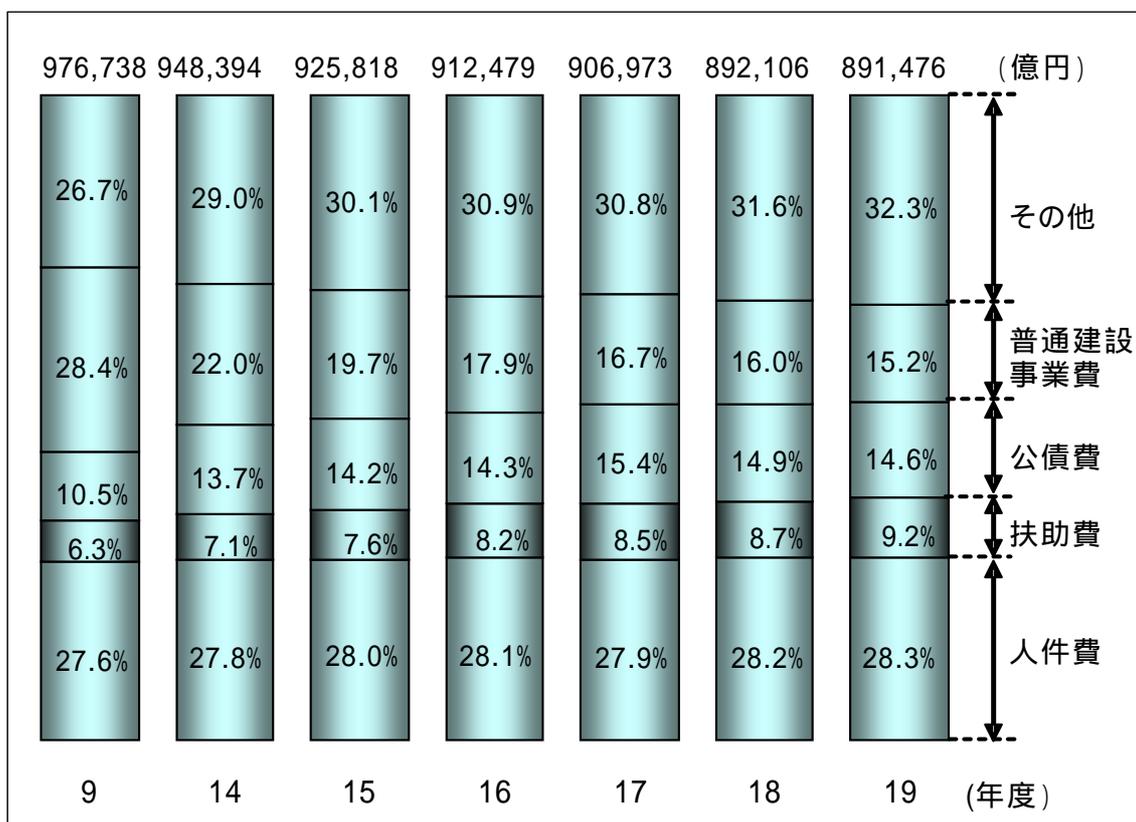
具体的には低所得層を中心として各種資金の貸付を行う生活福祉資金貸付制度、低所得層を中心に住宅を提供する公営住宅制度、ホームレスを対象に労働・住宅・生活など総合的な支援を行うホームレス対策などが該当する。

・ 扶助費の概要

扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、老人、心身障害者等を援助するために要する経費であり、地方財政上は人件費や公債費とともに義務的経費に分類されている。

地方財政計画の圧縮により、歳出決算額が減少する一方、高齢化の進行や少子化対策の強化等に伴い、扶助費は急激に増加しており、地方自治体にとっても大きな財政負担となっている。

図 地方財政の性質別歳出決算額の構成比の推移

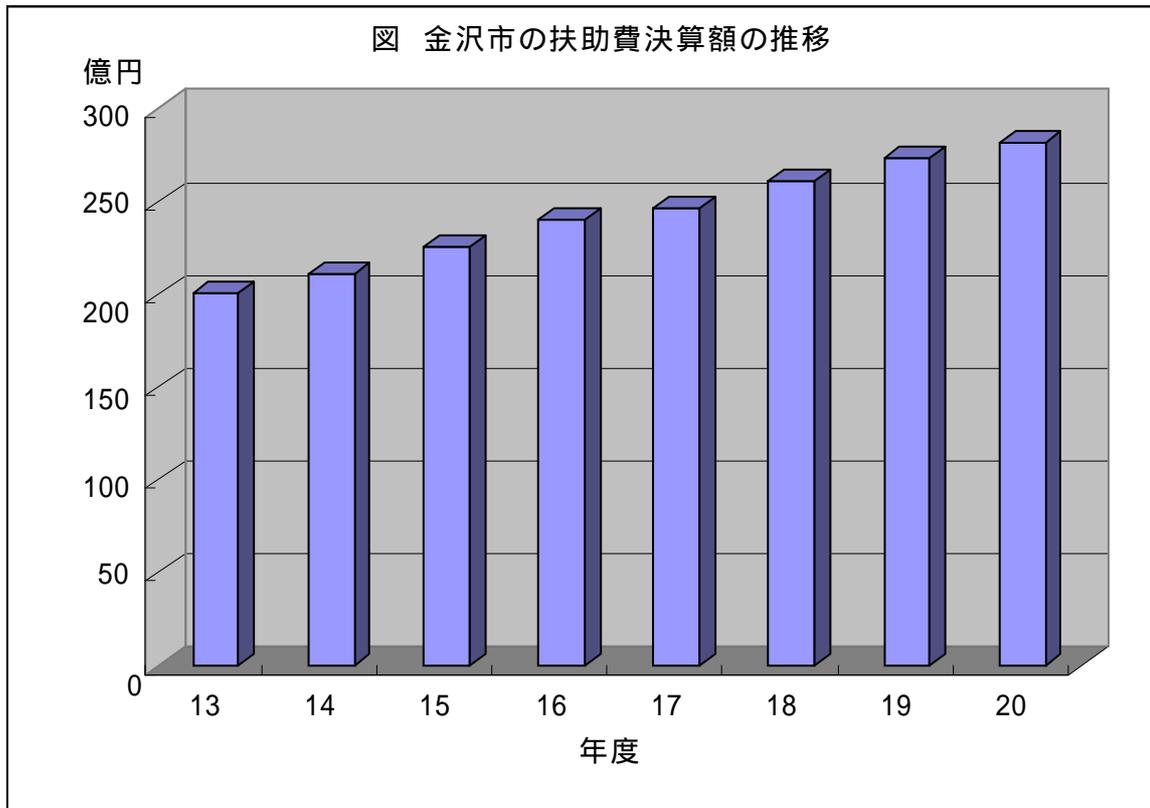


出典：地方財政白書（平成 21 年版）

・ 金沢市の扶助費の概要

1. 扶助費の推移と内訳

金沢市における扶助費の推移は以下のとおりである。平成 13 年度には 200 億円であったが、平成 20 年度には 280 億円を超えており、この間の年平均増加率は 5.0%であった。



扶助費を事業別に見ると以下のとおりである。

(単位：千円)

No	事業名	扶助費	うち補助事業	うち単独事業
1	福祉暖房費助成金	48,296	0	48,296
2	行旅病人死亡人取扱費	2,228	0	2,228
3	中国残留邦人支援給付費	28,257	28,257	0
4	障害児施設給付費	466,783	466,783	0
5	障害者施設入所支援費	1,962,846	1,962,846	0
6	更生訓練費給付事業費	5,855	5,855	0
7	障害者等日中一時支援事業費	16,055	16,055	0
8	自立訓練サービス費	23,544	23,544	0
9	就労移行支援サービス費	70,492	70,492	0
10	就労継続支援サービス費	111,485	111,485	0
11	施設入所支援サービス費	7,749	7,749	0
12	生活介護サービス費	179,212	179,212	0
13	地域活動支援センター事業費	216,248	216,248	0
14	障害者等移動支援事業費	103,814	103,814	0
15	障害者等居宅介護費	274,954	274,954	0

16	障害者等行動援護費	12,229	12,229	0
17	児童デイサービス費	40,597	40,597	0
18	障害者等短期入所費	18,538	18,538	0
19	療養介護サービス費	40,655	40,655	0
20	共同生活介護サービス費	64,605	64,605	0
21	障害者共同生活援助費	53,137	53,137	0
22	身体障害者補装具給付費	39,190	39,190	0
23	障害児補装具給付費	22,116	22,116	0
24	障害者日常生活用具等給付費	71,450	71,450	0
25	障害者日常生活用具修理費用 助成費	439	439	0
26	地域活動支援センター本市利 用者負担金	918	0	918
27	地域生活支援事業利用者負担 特別緩和事業費	15,881	0	15,881
28	身体障害者自動車改造助成費	600	600	0
29	身体障害者自動車運転免許取 得費助成	900	900	0
30	高額障害福祉サービス費	1,277	1,277	0
31	サービス利用計画作成費	1,336	1,336	0
32	利用者負担軽減事業費	62,893	62,893	0
33	障害福祉サービス等利用者負 担緩和事業費	13	0	13
34	障害児通園施設利用負担緩和 事業費	54	0	54
35	障害者自立支援対策臨時特例 事業費	54,600	0	54,600
36	特別障害者手当	84,397	84,397	0
37	障害児福祉手当	43,241	43,241	0
38	福祉手当	6,629	6,629	0
39	福祉タクシー利用助成費	36,303	0	36,303
40	障害者就労促進事業費	1,634	0	1,634
41	心身障害者新規就労支度援護 費	260	0	260
42	心身障害者扶養共済制度加入 助成費	5,609	0	5,609
43	外国人障害者福祉手当	960	0	960
44	重症心身障害者・児通園事業費	32,212	32,212	0
45	障害者自立支援医療給付費	398,612	398,612	0

46	身体障害者介助用自動車改造費助成費	3,530	0	3,530
47	心身障害者医療助成費	1,283,194	0	1,283,194
48	寝たきり老人等医療助成費	962	0	962
49	日常生活防火安全用具給付費	3,976	0	3,976
50	外国人高齢者福祉手当支給費	1,510	0	1,510
51	ねたきり老人等介護手当金支給費	24,450	0	24,450
52	高齢者虐待防止事業費	444	0	444
53	老人保護措置費	343,927	0	343,927
54	敬寿金贈呈費	532	0	532
55	はり・灸・マッサージ助成費	27,958	0	27,958
56	保険料負担軽減助成金	14,662	0	14,662
57	障害者訪問介護利用者負担緩和事業費	951	0	951
58	訪問入浴利用者負担緩和事業費	23	0	23
59	在宅サービス利用限度額拡大助成費	360	0	360
60	被災者在宅サービス利用限度額拡大助成費	500	500	0
61	利用者負担減免事業費	5,188	0	5,188
62	児童保護措置費	656,667	656,667	0
63	助産施設措置費	1,420	1,420	0
64	児童手当	3,382,140	3,382,140	0
65	児童扶養手当	1,322,096	1,322,096	0
66	私立等保育所運営費	8,692,790	8,692,790	0
67	市立保育所運営費	263,682	0	263,682
68	障害児通園施設ひまわり教室管理運営費	36,337	36,337	0
69	私立母子生活支援施設運営費	44,073	44,073	0
70	ひとり親家庭医療助成費	105,592	0	105,592
71	生活保護費	6,158,367	6,158,367	0
72	教育援護費	2,496	0	2,496
73	療養援護費	11,072	0	11,072
74	新規就労援護費	120	0	120
75	旅行困窮者援護費	113	0	113
76	保育所入所援護費	6	0	6
77	水洗便所改造援護費	159	0	159

78	転宅資金援護費	29	0	29
79	家具什器援護費	50	0	50
80	被保護者見舞金	41,481	0	41,481
81	災害弔慰金	2,500	0	2,500
82	特定疾患治療助成費	36,570	0	36,570
83	難病患者等居宅生活支援事業費	93	93	0
84	母子健康管理費	143	0	143
85	妊娠中毒症療養援護費	25	0	25
86	子育て支援医療助成費	492,055	0	492,055
87	不妊治療助成費	38,227	33,242	4,985
88	未熟児等養育医療費	23,767	23,767	0
89	障害児自立支援医療費	13,134	13,134	0
90	小児慢性特定疾患治療研究事業費	53,096	47,554	5,542
91	結核患者医療給付費	13,386	13,386	0
92	小学校特殊教育就学奨励費	3,727	2,502	1,225
93	小学校児童就学奨励費	71,258	0	71,258
94	中学校特殊教育就学奨励費	3,140	2,106	1,034
95	中学校生徒就学奨励費	105,052	758	104,294
96	定時制教科書給与費	81	0	81
97	日本スポーツ振興センター共済掛金	5,901	0	5,901
98	児童生徒医療援助費	10,620	0	10,620
99	児童生徒学校給食援助費	266,247	0	266,247
合 計		28,198,982	24,893,279	3,305,703

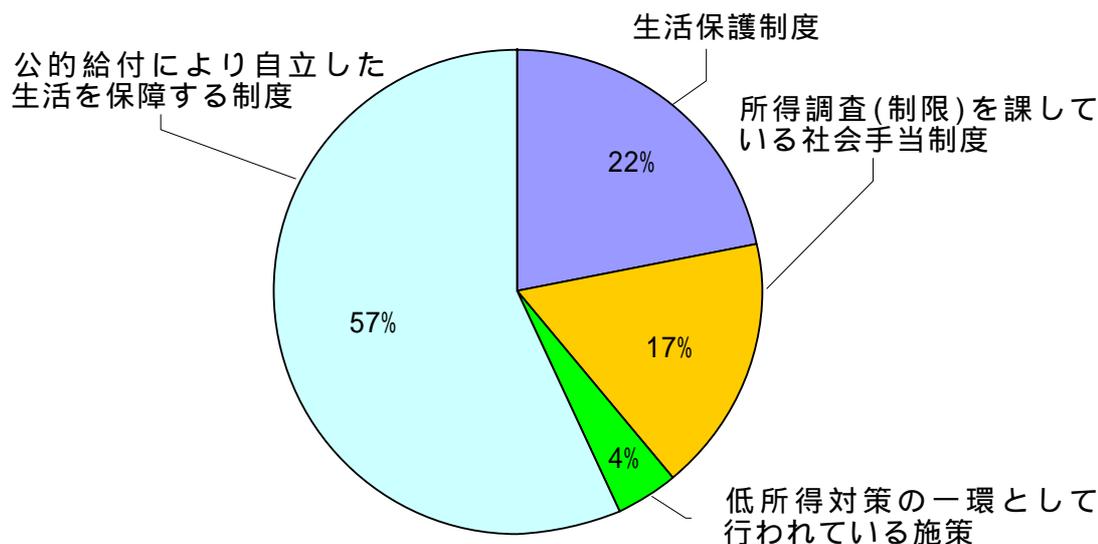
扶助費のうち、国の制度に基づく補助事業は248億9千3百万円で、全体の88.3%を占めている。残りの33億5千万円は単独事業である。

狭義の公的扶助である生活保護費はNo71の61億5千万円であり、それ以外の220億4千万円は、広義の公的扶助ということになる。

2. 扶助費の分類

金沢市の扶助費が、主にどのタイプの公的扶助に属するものかを検証したところ以下のとおりであった。

分類	事業名
生活保護制度	生活保護費
所得調査(制限)を課している社会手当制度	児童手当 児童扶養手当 福祉手当 特別障害者手当 障害児福祉手当
低所得対策の一環として行われている施策	日本スポーツ振興センター共済掛金 小学校特殊教育就学奨励費 小学校児童就学奨励費 中学校特殊教育就学奨励費 中学校生徒就学奨励費 児童生徒医療援助費 児童生徒学校給食援助費 定時制教科書給与費 児童保護措置費 助産施設措置費 私立母子生活支援施設運営費 教育援護費 療養援護費 新規就労援護費
公的給付により自立した生活を保障する制度	上記以外の事業



以上、支出される全ての扶助費は上記のどれかのタイプに属しているものであったが、どちらかといえば、見舞金・慶弔金的な意味合いの強いもの（被保護者見舞金、災害弔慰金、敬寿金贈呈費等）や、福祉施設の運営や措置にかかるものが存在する。

福祉施設の運営や措置にかかるものの代表的なものには、以下に示したとおり、保育所や老人保護施設、障害者入所施設、児童保護施設、母子生活支援施設などがある。

（単位：千円）

No	事業名	扶助費
4	障害児施設給付費	466,783
5	障害者施設入所支援費	1,962,846
6	更生訓練費給付事業費	5,855
7	障害者等日中一時支援事業費	16,055
8	自立訓練サービス費	23,544
9	就労移行支援サービス費	70,492
10	就労継続支援サービス費	111,485
11	施設入所支援サービス費	7,749
12	生活介護サービス費	179,212
13	地域活動支援センター事業費	216,248
17	児童デイサービス費	40,597
18	障害者等短期入所費	18,538
19	療養介護サービス費	40,655
20	共同生活介護サービス費	64,605

21	障害者共同生活援助費	53,137
26	地域活動支援センター本市利用者負担金	918
44	重症心身障害者・児通園事業費	32,212
62	児童保護措置費	656,667
66	私立等保育所運営費	8,692,790
67	市立保育所運営費	263,682
68	障害児通園施設ひまわり教室管理運営費	36,337
69	私立母子生活支援施設運営費	44,073

・ 監査の視点

(1) 扶助費をテーマとした理由

既述のとおり、今回、特定の事件（テーマ）に「扶助費」を取り上げた理由は大きく分けて二つある。

一つは、厳しい社会経済環境の下で、公的扶助制度の果たす役割が大きくなっていることから、これに関連する事務が適正に執行されているかを検証する必要があると考えたこと。

もう一つは、公的扶助制度にかかる扶助費の増加が、国・地方の財政状況に大きな影響を及ぼしており、制度の持続可能性を検証する必要があると考えたためである。

(2) 事務の適法性等について

扶助費にかかる事業の多くは、国の制度に基づくものである。例えば、法定受託事務である生活保護制度では、生活保護法、同施行令、同施行規則のほか、告示や事務次官通知、社会・援護局長通知、保護課長通知等により、事務の詳細が国から指示されている。これらに沿って、事務が適正に執行されているか、また、所得要件等の制限を設けているものについては、該当者に対するチェックが適正に行われているか検証した。

(3) 制度の持続可能性について

持続可能性の観点から、

すでに行政目的を達成している事業に対する支出はないか

事業目的が当初の行政目的から乖離してはいないか

同一又は類似目的の支出として重複しているものがないか

について検証した。その結果、廃止や見直しを求めた事業もある。しかし、扶助費の9割近くを国の制度に基づくものが占めていることから、市だけの見直しには自ずから限界がある。国において、税制や年金なども含めた、総合的な社会保障制度の見直しが必要である。

・扶助費について（事業別）

1．生活困窮者への扶助

（1）はじめに

生活保護制度は、最後のセーフティネットと呼ばれている。

不況による失業者の増大や高齢化の進展、離婚率の上昇に伴う母子家庭等の急増など、社会状況が激変している今日においては、この最後のセーフティネットに頼らざるを得ない人が増えており、50年以上も前に作られた制度が、制度疲労を起こすことなく、正常に機能しているのかどうかは、はなはだ疑問であり、社会福祉事務所の現場において適切に運用されているかが問われている。

近年、

1．スティグマの問題

生活保護を受けることは「スティグマ（恥辱）」であるという考え、また保護を受けている人を差別する風潮が、保護を受けにくい状態を作る場合がある。

2．扶養義務者の問題

生活保護を受ける際に行われる資力調査において、扶養義務履行照会が行われるが、社会の変化と家族の崩壊によって、扶養義務照会の実効性が疑問視され始めている。

3．その他の問題

不正受給者が後を絶たない問題や、年金生活者の方が生活保護受給者よりも生活レベルが低いという問題など、生活保護行政や補足性の原理の運用方法が時代に則していないという指摘もされている。

これを踏まえて、

このような問題点について、実態はどうなっているのか

公平性の観点から問題となるケースはないか

についても併せて検証した。

（2）機能

公的扶助制度において、生活の破綻を事前に防止する防貧機能は、保険料の納付を給付要件とする社会保険制度が主としてその機能を担っており、生活保護制度は公的扶助としての救貧機能を受け持っている。

（3）目的

生活保護法第1条では、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」とされている。

公的年金の所得比例部分や失業給付が、今までの所得の一定割合の保障を目的とするのに対して、生活保護制度は人間として生活するための必要最低限度の生

活水準の維持、すなわち最低生活保障を目的とする。

(4) 原理・原則

生活保護法は、その運用のための判断基準としての原理・原則を示している。

(無差別平等の原理)

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる。

(最低生活の原理)

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(保護の補足性の原理)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に必要な保護を受けることを妨げるものではない。

(申請保護の原則)

第7条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。

(必要即応の原則)

第9条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

(世帯単位の原則)

第10条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

(5) 扶助別年次推移、保護世帯類型別年次推移

扶助別年次推移

区 分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
生活扶助	月平均人員	2,311	2,363	2,469	2,598
	扶助費	1,497,017	1,513,526	1,572,361	1,662,735
住宅扶助	月平均人員	1,885	1,947	2,047	2,164
	扶助費	513,006	539,632	572,311	622,526
教育扶助	月平均人員	111	116	127	128
	扶助費	9,932	10,139	11,982	12,569
介護扶助	月平均人員	344	364	401	443
	扶助費	94,603	98,195	107,774	117,149
医療扶助	月平均人員	2,219	2,200	2,289	2,429
	扶助費	3,437,409	3,423,358	3,254,483	3,489,578
その他扶助		236,494	242,606	241,937	253,810
合計	保護世帯数(世帯)	2,179	2,239	2,310	2,439
	保護人員(人)	2,668	2,732	2,816	2,965
	扶助費(千円)	5,788,461	5,827,456	5,760,848	6,158,367
	生活保護率(‰)	5.87	6.01	6.18	6.50

保護世帯類型別年次推移

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
高齢者世帯	1,071	1,102	1,169	1,252
障害者世帯	224	229	238	263
傷病者世帯	740	769	758	774
母子世帯	75	73	77	83
その他世帯	69	66	68	67
合計	2,179	2,239	2,310	2,439

次に、昭和 56 年 11 月 17 日付社保第 123 号厚生省社会局保護課長・監査指導課長通知「生活保護の適正実施の推進について」を示す。

(生活保護法 123 号通知・改正平成 12 年 3 月 31 日社援保第 15 号による改正まで)

「標記については、平素格別の御配意を煩わしているところであるが、近時、暴力団関係者等による生活保護の不正受給事件が再三発生し、このため生活保護行政のあり方についての批判すら招いていることはまことに遺憾である。このような事件の発生は、大多数の善意の被保護者に多大な迷惑をかけるばかりでなく、生活保護制度そのものに対する国民の信頼を失わせるおそれがあり、その社会的影響は極めて大きいものがある。

これらの事件の中には、保護の実施機関等関係者の努力だけではその発生を未然に防止することが困難なものもあるが、他方、保護適用者の資産及び収入の把握が適切でなかったために生じたと思料されるものも見受けられる状況にある。

かかる事態にかんがみ、ごく限られた一部の者によろとはいえ厳に不正受給の防止を図り、一方、真に生活に困窮する者に対しては必要な保護を確保するため、保護の決定又は実施に当たっては、福祉事務所の組織的な対応の強化を図るとともに特に次の点に留意のうえ適正に行うよう、貴管下実施機関に対し指導の徹底を図りたい。

1 新規申請の場合

(1) 保護の新規申請時における資産の保有状況及び収入状況の調査把握をより確実にするため、申請者等に対し次の措置を講ずること。

ア 資産の保有状況については、土地、建物、預貯金、自動車等の保有状況、生命保険の加入状況等資産の種類ごとに克明に記入したうえ、当該記入内容が事実と相違ない旨附記し署名捺印した書面の提出を求めること。また、保護の実施機関が行う資産の保有状況に関する関係先照会に同意する旨を記し署名捺印した書面を申請者等から提出させることや訪問調査等により事実の的確な把握に努めること。

イ 収入状況については、勤労収入、年金、仕送り、保険金等その収入の種類ごとに克明に記入したうえ、当該記入内容が事実と相違ない旨附記し署名捺印した書面、当該記入内容を証明するに足る資料の提出を求めること。また保護の実施機関が行う収入状況に関する関係先照会に同意する旨を記し署名捺印した書面を申請者等から提出させることや訪問調査等により事実の的確な把握に努めること。

ウ 訪問調査及び提出資料によってもなお資産の保有状況又は収入状況に不明な点が残る場合には、必要に応じ雇用主等の関係先に照会を行うとともに関係官署と連携を図ることにより、事実の的確な把握に努めること。

(2) (1)のア、イによる書面及び(1)のイによる記入内容を証明するに足る資料の提出並びにこれらに関する調査を拒む等の者に対しては、保護の決定及び実施に当たっては、生活保護法(以下「法」という。)第4条、第8条及び第9条の趣旨に照らして、保護の申請者の現在の需要を的確に把握したうえで、法第24条に基づき、保護の要否、種類、程度及び方法を決定しなければならないとされていることから、資産の保有状況又は収入状況の調査につき保護の申請者の協力が得られない場合、適切な保護の決定を行うことが困難となる。従って、このような場合には、保護の申請者に対し、生活保護法の趣旨、内容等につき十分に説明を行うとともに、やむを得なければ、法第28条の規定により保護申請を却下することについて検討すること。

2 保護受給中の場合

- (1) 収入申告書等の提出書類の検討及び訪問調査等の結果、不明な点がある場合には、当該受給者に対し次の措置を講ずること。
 - ア 収入状況については、勤労収入、年金、仕送り、保険金、相続等による資産の取得等収入の種類ごとに克明に記入したうえ、当該記入内容が事実と相違ない旨附記し署名捺印した書面、当該記入内容を証明するに足る資料の提出を求めること。また、保護の実施機関が行う収入状況に関する関係先照会に同意する旨を記し署名捺印した書面を被保護者から提出させることや訪問調査等により事実の的確な把握に努めること。
 - イ 訪問調査及び提出資料によっても収入状況に不明な点が残る場合は、必要に応じ関係先照会を行うとともに関係官署と連携を図ることにより、事実の的確な把握に努めること。
- (2) 以上の結果不正受給が確認できた場合には、法第 78 条に基づき給与した保護費を徴収するほか、更に法第 85 条又は刑法の規定に係る告発について検討すること。
- (3) (1) のアによる書面及びその内容を証明するに足る資料の提出並びにこれらに関する調査を拒む等の者に対しては、文書による指導指示を行い、これに従わない場合には指導指示違反として法第 62 条の規定に基づく保護の停止等の措置を行うこと、又は法第 28 条の規定に基づく保護の停止等の措置を行うことについて検討すること。
- (4) 福祉事務所長が(2)による告発又は(3)による措置を講じた場合には、都道府県(指定都市及び中核市を含む。以下同じ)に情報提供すること。
- (5) 刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される等の不正受給事件については、その概要、対応方針等について速やかに厚生大臣あて情報提供いただくとともに、必要に応じて厚生大臣に技術的助言を求めること。」

生活保護世帯の分析結果では、高齢者世帯や傷病・障害者世帯が圧倒的多数を占めるようになっていることから、上記 123 号通知は、保護申請段階における規制強化につながり、生活保護制度の適用を厳格化させている可能性がある。

生活保護は、生活保護法に基づいて運用されるべきところ、現実に運用されているルールは、生活保護に関する告示や通知等によって行われている。

したがって、各論中では、生活保護制度の運営において、濫給防止にばかり力点が置かれ過ぎてはいないかという視点に立って監査を行うことにした。

1. 事業名
生活保護費
2. 担当課
生活支援課
3. 制度開始年度
昭和 25 年 5 月
4. 負担割合（国・県・市）
国 4 分の 3 市 4 分の 1
5. 法的根拠
憲法第 25 条
生活保護法
6. 趣旨・目的
日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障する。
7. 制度内容
生活困窮者に対し、困窮の程度に応じた保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。
8. 支給手続
申請意思を確認し、申請を受理。関係機関に調査し、保護の要否、程度を決定する。
支給物（現物・金銭）：金銭・現物
支給方法（直接・間接）：口座振替・窓口払い
支給月：毎月
9. 年次推移

年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
扶助費（千円）	5,739,530	5,788,461	5,827,456	5,760,848	6,158,367
延べ世帯数（件）	24,176	25,565	26,144	27,716	29,265

10. 監査結果
金沢市社会福祉事務所の体制及び人員について（生活保護関連）

ア 金沢市社会福祉事務所の組織（生活保護関連）

- 所長（事務）1 名
- 課長（事務）1 名
- 課長補佐（事務）1 名
- 保護第 1 担当：担当課長補佐 1 名、職員 10 名
- 保護第 2 担当：担当課長補佐 1 名、職員 9 名
- 保護第 3 担当：担当課長補佐 1 名、職員 9 名

保護第 1 担当、第 2 担当、第 3 担当の査察指導員には、担当課長補佐を

充てており、この査察指導員3名を除く保護ケースワーカーは、第1担当に9名、保護第2担当に9名、保護第3担当に9名の合計27名が配置されている。このほか、就労相談員・面接指導員として、非常勤職員が2名配置されている。

イ ケースワーカー一人当たり被保護世帯数

景気低迷による被保護世帯の急増を受けて、生活保護を担当するケースワーカーの不足が全国的に問題となっている。社会福祉法第16条は、福祉事務所の現業を行う所員(ケースワーカー)の定数の標準を定めており、これによると、市の場合、被保護世帯80世帯にケースワーカーが一人配置されることになる。金沢市における被保護世帯数は2,516世帯(平成20年度末)、査察指導員を除くケースワーカーの数は27人であり、一人当たりの被保護世帯数は93.2世帯とこの標準を上回っている。

過去には、査察指導員を定数に含めて考えていたこと(その場合は一人当たり83.9世帯)や、中核市平均を下回っていること、リーマンショック以後の世界同時不況の影響により被保護世帯数が急増している状況を踏まえると、5年間で250人の職員定数削減に取り組む中で、ケースワーカーだけは毎年増員し、定数確保に努力していることは十分に理解できる。しかし、査察指導員を定数に含めることは認められておらず、人員不足に起因する問題が発生する可能性も否定できないことから、速やかにケースワーカーの増員を図り、個々の世帯の実情に応じたケースワークを行うべきである。

また、ケースワーカーが、業務に専念できるよう就労支援や徴収業務については嘱託職員により対応することも検討してはどうか。

【指摘事項】

ケースワーカーの配置を増やし、個々の世帯の実情に応じたケースワークを行うべきである。

ケースワーカーの職務と関係機関との連携について

ア ケースワーカーの職務

ケースワーカーの職務は、被保護世帯への訪問面接により生活状況を把握し援助方針に反映させること、これに基づき被保護者の自立を助長させるための指導を行うこと、福祉事務所窓口での生活保護への相談者や申請者に対する相談・申請受付、各種社会手当受給に関する申請に関する相談及び生活保護申請事務手続きに関する指導及び各調査等多面にわたっているが、この中でも、最も重要な職務は訪問調査である。

訪問調査は、「要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、

世帯の状況に応じ、訪問を行うこと。訪問の実施にあたっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえ年間訪問計画を策定のうえ行うこと。なお、世帯の状況に変化があると認められる等訪問計画以外に訪問することが必要である場合には、随時に訪問を行うこと。また訪問計画は、被保護者の状況の変化に応じ見直すこと。」(厚生労働省社会・援護局長通知)とされている。

イ 関係機関との連携

保護の決定実施上必要があるときは、年金事務所、公共職業安定所、事業主、保健所、指定医療機関、指定介護機関等の関係機関について、必要事項を調査するほか、被保護者の収入の状況を客観的に把握するため、年1回、税務担当官署の協力を得て被保護者に対する課税状況を調査することとされている。また、被保護世帯への指導援助にあたっては、関係部局、民生委員児童委員、保健所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関、介護機関、地域包括支援センター、障害福祉サービス事業所、学校、警察等の関係機関と必要な連携を図ることとされている。

ケース診断会議と訪問面接及び記録簿への記載について

ケース診断会議は、援助のあり方について福祉事務所として意思の統一を図ることを主たる目的としており、会議は、生活支援課長、生活支援課長補佐、査察指導員3名と担当のケースワーカーによって構成される。

ケース診断会議で検討が必要な事例について、ケースワーカーが査察指導員に事前に相談したうえで、随時会議を開催している。

会議の議事録を閲覧した結果、平成20年度は305件の事例について検討されており、月平均では25件となるが、この中では、生活保護法第78条に基づく保護費徴収に関する案件が51件と多く、被保護世帯の収入申告状況を確認するために市民税確定後の8月頃に実施されている課税資料との照合調査を終えた9月にケース診断会議が集中している。

課税資料との照合調査の実施が早まれば、返納する保護費も少額となる場合が多いことから、少しでも早く完了できるよう事務処理体制を整備すべきである。

保護費の返納で、悪質性等から問題となる場合は、雇い主が被保護者と共謀していたり、適正な納税義務を履行していなかった場合が多く、このようなケースでは、課税資料から未届就労が判明することはない。悪質なケースにこそ時間を割いて対策を検討すべきではないだろうか。

【意見】

保護費の返納に結びつく課税資料との照合調査を早期に完了できるよう事務処理体制を整備すべきである。

それぞれのケースは、被保護世帯が必要としている支援により援助方針を定め、その実施のため、生活支援と自立支援の必要度に応じて、1カ月に1回以上訪問するものについては「分類1」、2カ月に1回以上訪問するものについては「分類2」、3カ月に1回以上訪問するものについては「分類3」、4カ月に1回以上訪問するものについては「分類4」、6か月に1回以上訪問するものについては「分類6」、年に1回以上訪問するものについては「分類12」と、以下の格付け表に従い分類されている。

金沢市ケース分類格付け表

分類番号	訪問頻度	援助方針
1	1カ月に1回以上	<p>就労意欲はあるが、阻害要因があり、就労に至らず常時、指導・援助を必要とする。</p> <p>その他、自立助長について常時、指導・援助を要する。</p> <p>病状等から就労可能と判断できる60歳未満の稼働年齢層で、未就労又は稼働能力の活用が不十分なものについては就労支援プログラムに登載すること。</p>
2	2カ月に1回以上	<p>稼働年齢層（60歳以上65歳未満）で、稼働能力の活用に適宜、指導・援助を要する。</p> <p>金銭管理を含む居宅生活上問題があり、施設入所等について検討又は指導を要する。</p> <p>生活状況及び療養等態度に問題があり、適宜、指導・援助を要する。</p> <p>他法・他施策の活用について適宜、指導・援助を要する</p> <p>生活面は自立しているが、親族等との交流がなく、また近隣との関係も希薄な高齢者世帯で生活状況について定期的な確認・把握を要する。</p>
3	3カ月に1回以上	<p>稼働状況及び生活状況等について、定期的な確認・把握を要する。</p> <p>病状及び療養態度について、定期的な確認・把握を要する。</p> <p>就労支援プログラムに登載され、求職活動に意欲的で自立助長について定期的な援助を要する。</p>

4	4カ月に1回以上	<p>親族等との定期的（月1回以上）な交流がある高齢者世帯で定期的な確認・把握を要する。</p> <p>近隣との関係が親密であり、生活状況が安定している高齢者世帯で定期的な確認・把握を要する。</p> <p>ヘルパー等による介護サービスを週1回以上利用し、見守りがなされ、生活状況が安定している世帯で定期的な確認・把握を要する。</p>
6	6カ月に1回以上	<p>長期入院・施設入所世帯（県内）</p> <p>グループホーム及び有料老人ホームに入居している世帯で生活状況について定期的な確認・把握を要する。</p>
12	1年に1回以上	長期入院・施設入所世帯（県外）

年度途中であっても生活状況に変化があった場合は、これに併せてケース分類格付け訪問計画表も変更するものとする。

援助方針及びケース分類は、ケースワーカーが作成した訪問記録簿や過去の経緯を踏まえて、ケースワーカーが年に1回以上見直し、生活支援課長が決裁する。なお、格付けは絶対的なものではなく、ケースワーカーの判断によって、弾力的に運用すべきものとされているが、ケース記録を閲覧したところ、同じような事例でも、ケースワーカーによって分類が異なる場合があり、判断に統一性があるとは言えなかった。

画一的な運用は、ケースワーカーの本来業務である個々の世帯の実情を深く考慮したケースワークを妨げることにもつながるため、ある程度の弾力的運用は容認すべきであろうが、同様に統一性も必要である。

そのためには、ケース分類格付け表に、ケースワーカーの裁量や判断に恣意性が入り込まないように工夫（できるだけ具体的な記載等）が必要である。

例えば、過去に課税調査等で不正受給が発覚したケースでは、申請時の資産負債調査で多額の債務を抱えていたケース（P52～P53【参考】[事例8][事例9][事例10]）も少なくなかった。このようなケースでの援助方針については生活状況に関する具体例として掲げるべきものである。

【意見】

ケース分類格付け表を見直し、援助方針については、恣意性が入り込まないように、客観的かつ具体的な内容に改めるべきである。

訪問記録を閲覧したところ、分類どおりの訪問頻度が確保されていないケース（P50～P51【参考】[事例1][事例4][事例5]）があったほか、

訪問日とケース記録記載日が1ヶ月以上ずれているケース（P50【参考】[事例1][事例2]）や、居宅訪問時の記事が定型文化しているケースがあった。後日、まとめて記載したり、単に分類格付けに従った定型文を記載している可能性があることから、訪問指導が適切に行われているかを査察指導員等の上司が確認し、ケースワーカーに対して適切な指導ができるようなシステムを整備すべきである。

【意見】

被保護世帯の実態に応じた訪問指導が行われているかについて、上司が確認し、適切な指導ができるようなシステムを整備すべきである。

ケースワーカーの不祥事等防止（現金の取扱い）体制について

ケースワーカーによる不祥事としては、返還金や徴収金及び支給保護費の着服等が一般的に考えられる。現金の取扱いについて検証したところ、金沢市の場合、返還金等の徴収業務については、市から被保護者へ納付書が送付され、これを銀行等の金融機関に収めるという方法で行っており、発行済納付書は連番を付され、納付書管理台帳によって消し込み管理等がされていた。

保護費の支給に関しては、入院・入所等をしている被保護者に対して、ケースワーカーが保護費を直接現金で渡す場合があるが、この場合は、被保護者からの領収証書を受け取っており、これらの取扱いは、財務規則等に定められたとおりであり、問題はなかった。

保護の開始手続きについて

ア 保護開始前の相談への対応について

平成19年度、20年度及び21年度の福祉事務所へ面接相談に訪れた件数、生活保護申請件数、生活保護開始件数について、以下に示す。

	平成19年度	月平均	平成20年度	月平均	平成21年度 (4月～12月)	月平均
面接相談件数	746	62	1,081	90	1,175	131
生活保護申請件数	344	29	450	38	424	47
生活保護開始件数	309	26	382	32	411	46
期末現在被保護者数	2,880		3,063			
期末現在被保護世帯数	2,366		2,516			
保護申請/面接相談	46%		42%		36%	
保護開始/保護申請	90%		85%		97%	

平成19年度に比べ、20年度、さらには21年度の相談及び申請件数が大幅に増えていることがわかる。

保護開始前の生活困窮者からの相談を記録した面接記録票があるが、こ

これは、福祉事務所への相談に訪れたものだけの記録であり、電話相談に関しては、記録が残されていなかった。

保護を開始する前には、必ず面談が必要となることから、氏名の確認すらできないことが多い電話相談のすべてについて、面接と同じような記録を残すことは、ケースワーカーの事務量増大につながるだけかもしれないが、居所や氏名が明らかな場合については記録すべきであろう。

【意見】

電話等の来訪によらない相談についても居所や氏名が明らかな場合については記録を残すべきである。

イ 保護の申請から決定について

生活保護法第 24 条は、原則として申請から 14 日以内に開始・却下の決定を通知することとしている。そこで、実際に保護の申請から決定までにどれだけの日数を要しているかを抽出した 25 件について調査したところ、すべて 14 日以上経過した後で通知されていた。

その理由は、居宅訪問や金融機関調査の照会回答に時間を要するためであり、同条ではこのような特別な事由がある場合は、通知を 30 日まで延ばすことができるとされている。調査した 25 件は、すべてこの期間内に決定を通知しており、問題はなかったが、生活保護申請が急増している状況にも鑑み、定型的な作業のマニュアル化を進め、決定までの時間の短縮を図るべきである。

【意見】

保護の申請から開始・却下の決定までの時間を短縮するため、定型的作業のマニュアル化を進めるべきである。

資産・負債調査について

ア 負債があったケースの検証

金沢市が生活保護受給者や申請者及び保護の相談に訪れた人々に交付している「生活保護のしおり」によれば、「保護を受ける前に」として、補足性の原理に関する説明文に続けて「しかし、サラ金、住宅ローンなどすべての負債（借金）については、生活保護では解決することはできません。」と記載されている。

これは、生活保護制度は、人間の生存権を保障するものであるが、保護費による個人の財産形成までも認めているものではないという制度の趣旨を示しているものでもある。

保護開始時の資産・負債調査において、1カ月の最低生活費を超える現

預金があることが判明した場合には、保護の趣旨や事情を説明して、申請者が保護の申請を取り下げるか、申請を却下しているが、負債があることが判明した場合は、保護費が負債の返済に回される恐れがあるケースであったとしても、生活保護の申請を却下してはいけないのは当然である。

そのため、負債があることが判明していながら、保護を開始した場合、保護開始後に支給される保護費が借金の返済に使われてしまうことや、借金の返済で生じた生活費の不足を補うために、未届就労をしてしまう恐れがある。

収入に関する申告及び調査についての厚生事務次官通知では、「収入の認定に当たっては、・・・(中略)・・・当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること。」とされている。

収入に関する申告は被保護者に届出義務があり、自主的な申告をさせる必要があるとされているが、具体的には、通知に、「当該世帯の預金、現金、不動産等の資産の状況」と記載されているため、負債に関する関係先への調査等は特に義務付けられていないと解釈されている。したがって、申請者の負債は、申請者が提出する資産申告書によることとなり、申請者が正直に申告しない場合、負債の把握は困難となる。このため、過年度におけるケース記録の中には、保護開始時のヒアリングでは「負債なし」と回答していたが、後日、多重債務者であったことが判明したケースもあった。

未届就労による生活保護法第 78 条の費用徴収が生じたケース記録を平成 20 年度以前に遡って閲覧したところ、保護開始時に多額の負債があったことがヒアリングでも判明している場合が多い。(P 53【参考】事例 10)しかし、返還の方法について交渉しても、就労による所得は、すでに借金の返済等に費消されてしまっており、分割による返納とせざるを得ない。

なお、金沢市では、平成 19 年度から消費生活センター内に多重債務相談窓口を設置し、多重債務問題に積極的に取り組んでいる。

これらのことを踏まえ、福祉事務所は生活保護受給者の多重債務問題にも積極的に取り組み、消費生活センターや日本司法支援センター（法テラス）を活用し、グレーゾーン金利の返還等を求めさせるなどの具体的な方法をアドバイスし、借金返済のための未届就労や、これに伴う保護費の過大支給及び不正受給による返還金の発生を抑制するように努めるべきである。

【意見】

生活保護を受けている多重債務者に対しては、消費生活センターや日本司法支援センター（法テラス）を活用し、解決に向けた具体的な指導が必要である。

イ 保有資産（現預金以外）があったケースの検証

資産活用に関する保護の実施要領は以下のとおり定めている。（厚生事務次官通知）

「最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。なお資産の活用は売却を原則とするが、これにより難しいときは当該資産の貸与によって収益をあげる等活用の方法を考慮すること。

- （１） その資産が現実には最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの
- （２） 現在活用されてはいないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの
- （３） 処分することができないか、又は著しく困難なもの
- （４） 売却代金よりも売却に要する経費が高いもの
- （５） 社会通念上処分させることを相当としないもの」

また、その具体的な取扱いは以下のとおりである。（厚生省社会局長通知）

「資産保有の限度及び資産活用の具体的取扱いは、次に掲げるところによる。ただし、保有の限度を超える資産であっても、次官通知第3の3から5までのいずれかに該当するものは、保有を認めて差し支えない。

なお不動産の保有状況については、定期的に申告を行わせるとともに、必要がある場合は更に訪問調査等を行うこと。

（１）土地

１ 宅地

次に掲げるものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

また、要保護世帯向け長期生活支援資金の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

- ・ 当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地で、建築基準法第52条及び第53条に規定する必要な面積のもの
- ・ 農業その他の事業の用に供される土地で、事業遂行上必要最小限

度の面積のもの

2 田畑

記載省略

3 山林及び原野

記載省略

(2) 家屋

1 当該世帯の居住の用に供される家屋

保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

なお、保有を認められるものであっても、当該世帯の人員、構成等から判断して部屋数に余裕があると認められる場合は、間貸しにより活用させること。

また、要保護世帯向け長期生活支援資金の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

2 その他の家屋

記載省略

(3) 事業用品

記載省略

(4) 生活用品

記載省略

(5) 判断基準

(1)の1の当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地、及び(2)の1の当該世帯の居住の用に供される家屋であって、当該ただし書にいう処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるか否かの判断が困難な場合は、原則として各実施機関が設置するケース診断会議において、総合的に検討を行うこと。」

なお、不動産保有状況の定期的申告に関しては、厚生省社会局保護課長通知では以下のとおりである。

(問)

「不動産の保有状況については、定期的に申告を行わせることとされているが、具体的にはどう取り扱ったらよいか。」

(答)

「不動産の保有状況については、少なくとも固定資産税に係る不動産評価額の評価替え(3年ごと)の際に併せて被保護者から書面により申告を行わせ、必要がある場合は、更に訪問調査等によりの確に把握すること。

なお、保護の実施機関において関係機関の協力等により被保護者の保有不動産の状況を的確に把握できる場合には、必ずしも被保護者から申告を行わせる必要はないこと。よって、不動産を取得又は処分したとき

の申告については、予め被保護者に申告の義務があることを十分に理解させ、速やかに申告を行わせること。」

土地・家屋等の資産調査は、申請者が提出する「資産申告書」をもとに行っており、保有が判明している場合のみ登記簿謄本等の取り寄せを行っている。このため、保有資産があるにもかかわらず、申告がないため、資産なしと判断して、申請を受理する可能性は常に存在する。

また、保有している不動産の状況については、少なくとも固定資産税に係る不動産評価額の評価替え（3年ごと）の際に併せて被保護者から書面により申告を行わせることとされているが、申告を求めている。市として独自に保有資産の状況を把握するか、何らかの対応をすべきである。

このほか、申請者の本籍地が市外にある場合や複数年にわたる前居住歴のある場合など、市外に土地・家屋を保有する可能性がある場合は、照会等について検討する必要があるのではないだろうか。

【指摘事項】

不動産を保有している被保護者に対して、固定資産税に係る不動産評価額の評価替え（3年ごと）の際に、被保護者から書面による申告を行わせるか、又は市として独自に保有資産の状況を把握する必要がある。

厚生省社会局長通知では、「当該世帯の居住の用に供されている家屋及び家屋に付属した土地で処分価値が利用価値に比して著しく大きいものの保有は認めない。」とし、その判断が困難な場合には、ケース診断会議等で総合的に検討することになっている。ケース診断会議で検討が必要な不動産の金額として厚生省社会局保護課長通知では、「最上位級地の標準3人世帯の生活扶助基準額に同住宅扶助特別基準額を加えた値に、おおよそ10年を乗じ、土地・家屋保有に係る一般低所得世帯、周辺地域住民の意識、持ち家状況等を勘案した所要の補正を行う方法又はその他地域の事情に応じた適切な方法により算出した額」とされていることから、金沢市の場合は、標準3人世帯の10年分の生活扶助基準額を概算基準の目安として、ケースワーカーがケースごとに判断している。

なお、金沢市における「最上位級地の標準3人世帯の生活扶助基準額に同住宅扶助特別基準額を加えた値に、おおよそ10年を乗じたもの」を試算すると基準額は下記のとおりとなる。

@189,770円×12ヶ月×10年=2,277万円（以下試算値と呼ぶ）

保有を認めるかどうかについては、ケース診断会議で総合的に検討を行うこととされているが、平成20年度の議事録を閲覧したところ、「処分価値が利用価値に比して著しく大きい」と認められるか否かの判断が困難として、ケース診断会議にかけられたものはなかった。

ケース記録により、保有資産のあるケースについて調査した結果は以下のとおりである。

No	世帯構成	世帯主年齢	保護開始年月	固定資産税評価額	利用状況
1	単身	-	-	家屋 1,998,699 円	居住用
2	単身	65 歳以上	-	宅地 4,445,553 円 家屋 233,285 円	居住用
3	単身	-	-	農地 903,070 円	未利用の遊休農地
4	単身	65 歳以上	-	店舗兼用住宅 4,075,396 円	居住用
5	夫婦 2 人	65 歳以上	-	10,102,771 円	居住用 ただし、「要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度」による貸し付け契約が平成 21 年 9 月に締結され、保護廃止となった。
6	単身	65 歳以上	-	6,502,528 円	「要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度」手続検討中
7	単身	65 歳以上	-	3,841,043 円	居住用
8	単身	65 歳以上	-	5,761,419 円	居住用 「要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度」は県社会福祉協議会が貸付不承認を決定
9	夫婦 2 人	65 歳以上	-	1,268,322 円	居住用
10	単身	65 歳以上	-	4,083,425 円	居住用
11	単身	65 歳以上	-	土地 817,571 円 家屋 132,000 円	長期入院中により遊休
12	単身	65 歳以上	-	211,848 円	居住用
13	単身	-	-	土地 7,127,890 円 家屋 7,392,226 円	居住用 (亡父)名義の土地・家屋相続未登記

14	単身	65歳以上	-	宅地 8,903,001 円	世帯主は長期入院中、土地の上にアパートが建っているが、地代徴収なし。売却指導なし（土地に抵当権が設定されている）
15	単身	-	-	宅地 3,880,164 円 家屋 943,107 円	世帯主は長期入院中 相続未登記
16	単身	-	-	宅地 7,219,016 円 家屋 4,195,237 円	世帯主は長期入院中
17	単身	-	-	宅地 1,337,519 円 家屋 8,568,302 円	居住用
18	単身	65歳以上	-	宅地 1,416,144 円	世帯主は施設入所中
19	単身	65歳以上	-	宅地 3,247,296 円 家屋 194,194 円	居住用
20	夫婦 2人	65歳以上	-	宅地 10,948,384 円 家屋 589,663 円	居住用 ただし土地家屋ともに抵当権が設定されている。
21	単身	65歳以上	-	宅地 6,188,847 円	居住用 所有権権利者は兄
22	夫婦 2人	65歳以上	-	宅地 4,441,030 円 家屋 1,504,661 円	居住用
23	単身	65歳以上	-	宅地 3,711,435 円 家屋 1,500,156 円	居住用
24	単身	-	-	宅地 69,420 円 家屋 373,500 円	居住用 その他休耕田畑（評価額僅少）
25	単身	-	-	土地 16,496,480 円 家屋 2,534,495 円	居住用
26	単身	-	-	家屋 188,083 円	居住用
27	単身	65歳以上	-	宅地 8,289,620 円 家屋 817,199 円	居住用 所有権は亡父名義。相続人多数のため、「要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度」適用は現状では不可
28	夫婦 2人	65歳以上	-	宅地 5,264,822 円 家屋 227,707 円	居住用 「要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度」について親族と調整中

29	母子 3人	65歳以上	-	宅地 6,812,456 円 家屋 1,692,138 円	居住用 相続未登記
30	単身	65歳以上	-	宅地 2,693,245 円 家屋 434,172 円	居住用
31	単身	-	-	宅地 1,341,059 円	居住用
32	世帯 主と 義姉	-	-	宅地 1,165,657 円	居住用
33	単身	65歳以上	-	ワンルームマンション 1,988,717 円	居住用
34	単身	-	-	不明	居住用
35	単身	65歳以上	-	558,297 円	居住用
36	単身	65歳以上	-	2,659,360 円	居住用
37	単身	65歳以上	-	宅地 9,953,760 円 家屋 142,396 円	居住用 「要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度」は、 県社会福祉協議会が貸付不承認を決定
38	夫婦 2人	65歳以上	-	4,714,881 円	居住用
39	単身	65歳以上	-	3,419,286 円	居住用
40	単身	65歳以上	-	不明	居住用 「要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度」を 活用して平成 21 年 7 月 保護廃止
41	母子 2人	65歳以上	-	家屋 792,393 円 宅地 14,418,294 円	居住用 抵当権が設定されている
42	単身	65歳以上	-	5,036,780 円	居住用
43	単身	-	-	10,372,472 円	居住用 資産売却指導中
44	単身	-	-	2,112,784 円	施設入所中のため未利用
45	単身	65歳以上	-	10,301,525 円	施設入所中 未利用 売却指導中
46	単身	65歳以上	-	1,289,245 円	居住用

47	単身	-	-	5,621,362 円	居住用 65 歳到達時にリバース モーゲージを検討すると している。
48	単身	65 歳以上	-	8,523,942 円	入院中 売却指導中
49	単身	65 歳以上	-	1,643,554 円	居住用
50	単身	-	-	9,331,982 円	居住用 65 歳到達時にリバース モーゲージを検討すると している。
51	単身	65 歳以上	-	2,103,880 円	居住用
52	夫婦 2 人	65 歳以上	-	宅地 11,081,609 円 家屋 3,420,579 円	居住用 土地家屋ともに抵当権が 設定されている。 精神疾患により交渉不能
53	単身	-	-	宅地 7,317,753 円 家屋 815,379 円	居住用 65 歳到達時にリバース モーゲージを検討すると している。
54	単身	65 歳以上	-	家屋のみ	居住用 未相続である。
55	単身	65 歳以上	-	宅地 3,298,645 円 家屋 1,191,741 円	居住用
56	単身	65 歳以上	-	500 万円以下	居住用
57	単身	65 歳以上	-	家屋のみ	居住用

(注) 世帯主の年齢については、65 歳以上の場合に限定して記載している。

評価額の記載がないものや、共同所有のものについては資産全体の評価額で記載されているケースもあり、資産保有の可否についての判断を誤る可能性もあることから、持分に応じた評価額を調査するなどして、評価額を必ず記載すべきである。

【意見】

資産保有の可否についての的確に判断するため、評価額の記載がないものや、資産全体の評価額で記載されている共同所有の資産については、被保護世帯の持分に応じた評価額を調査するなどして、評価額を必ず記載すべきである。

上記 57 ケースの中には、厚生労働省から示されている、保有したまま
で保護が受けられる範囲の目安を超えているものはなかった。

また、居住用不動産を所有しているケースにおいては、処分するよりも
保有している方が世帯主の自立助長に役立っているのかどうかの検証も
必要と思われるが、ケース診断会議において、すべてのケースにおいてそ
の検証がなされているわけではなかった。

保有資産の中には、長期入院・入所により居住用として使用されておら
ず、かつ、近い将来も居住用として使用される可能性の少ないものが存在
する。資産を保有したまま保護を受けられるのは、現実生活のために活用
され、自立に向けて実効性のあがっている資産に限定されている以上、被
保護者及び推定相続人に対する売却へ向けた話し合いと指導の徹底が望
まれる。

「要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度」の活用について

上記 57 ケースの中には「65 歳到達時にリバースモーゲージを検討すると
している。」とか「要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度」手続検討中」
となっているケースがある。

生活保護法第 4 条第 1 項の「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得
る、資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために
活用することを要件として行われる。」の原則に従い、平成 19 年度から、生
活福祉資金貸付制度の中に、65 歳以上の高齢者を対象に、被保護者の所有す
る不動産をより有効に活用する「要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度」
が創設された。

この制度は、一定の居住用不動産を所有し、住み続けることを希望する要
保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行う
ことにより、自立を支援し、併せて、生活保護の適正化を図ることを目的と
している。なお、資金の貸付は、各都道府県の社会福祉協議会が行う。

制度の目的は、「生活資金の貸付を行うことにより、その世帯の自立を支援
し」とされているが、貸付対象者を原則として「65 歳以上」と限定している
ため、この制度の「自立支援」は、生活基盤である住居をまず確保させるこ
とによって就労等による自立を目指す「65 歳未満」の者に対しての「自立支
援」とは対立する概念の「自立支援」となっている。

したがって、制度の本来の趣旨は、生活保護の適正化を図ることにあると
思われる。すなわち、被保護者にとって、居住用不動産を担保とした借り入
れができれば、生活資金を得ながら、住み慣れた家を手放すことなく、従来
の生活を続けることができるとして提案されたものではあるが、居住用不動
産を所有する被保護者の死亡後に、生活保護開始時の扶養義務者照会では、
「扶養不可」との回答をするのみで、扶養能力（精神的支援を含む）がある
にもかかわらず、一度も被保護者宅を訪れたり、身の回りの世話などの精神
的支援すらしなかったような重点的扶養義務者が、被保護者の死亡によって、

被保護者の土地家屋を当然のように相続している実態に対し、納税者が抱いている不公平感などの問題を解消できるという意味合いが大きく、生活保護費の削減にもつながるとして導入されたものと考えられる。

金沢市における当該貸付制度の利用実態について、ヒアリング等により調査した。

まず、65歳以上で、居住用土地・家屋の保有資産を持っている被保護者の中から、固定資産税評価額の7分の10が500万円未満となっているものについては、当該貸付制度の対象外とする。

次に、固定資産税評価額調査後に固定資産税評価額の7分の10が500万円以上となった場合、登記簿謄本を取り寄せ、単独所有かどうか、抵当権等の権利関係がないかどうかの調査を開始し、対象不動産であると判明した時点で、本人に対して「要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度」の説明と説得に向けて準備を開始する。

すなわち、被保護者が「要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度」について理解し、その利用をすることを納得して初めて、借入申込書を準備し、改めて重点的扶養義務者に対する扶養照会を実施し、推定相続人が同意するかどうか等の意向を確認することになる。

その後の手順については、以下のとおりである。

1. 借入申込書等の書類が整ったところで、石川県社会福祉協議会に対して、福祉事務所長が「要保護世帯向け長期生活支援資金借入申込書」を本人に代わって送付する。
その際貸付対象世帯調査書（貸付基本額までを計算した書類）を借入申込書に添付する。
2. 石川県社会福祉協議会から承認又は不承認の決定通知書が届く。
3. 承認であれば、福祉事務所立会で、本人と石川県社会福祉協議会の間で借入契約の締結が行われる。
4. 借入契約締結と同時に、根抵当権設定登記等の申請手続きが開始される。
5. 借入契約締結後、根抵当権設定登記完了後の翌月1日から生活保護は廃止される。

この結果、金沢市においては、制度発足後、平成20年度に3件、平成21年度に2件（累計5件）の利用が決定している。

また、平成22年1月現在において、被保護者及び相続人等と説得交渉中のものがあるが、被保護者等に対して説得を継続中のものは、推定相続人の同意を得られないか、本人が精神疾患等のため、成年後見人を立てなければならないと思われるようなケースであった。

そもそも、「要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度」については、扶養義務者である推定相続人の被相続人に対する扶養の有無を相続権の根拠としていること、65歳未満の要保護世帯における居住用不動産との取り扱いとは異なることなどから、高齢者に対する不当な差別となっていること、担保不

動産価格の下落による、将来の担保割れリスクがあることなど、制度自体が様々な問題や欠陥を抱えながらスタートしたものである。

厚生労働省の通知によれば、推定相続人の同意がなくとも、その顛末（調整状況）を記した書類を作成することで利用開始はできるところを、金沢市は、できる限り同意を得るようにしているとのことであり、ケース記録の検討と担当者によるヒアリングからもこのことは、裏付けられている。

制度を利用して、何が何でも生活保護を廃止にもっていかうとする姿勢ではなく、制度の柔軟な運用として評価できるものである。

ただし、固定資産税評価額調査後に固定資産税評価額の7分の10が500万円以上になったら、登記簿謄本を取り寄せ、単独所有かどうか、抵当権等、権利関係がないかどうか等の調査を開始するとしていながら、平成19年度の制度開始時に実施しただけで、その後実施していないのは、消極的に過ぎる。改めて、当該制度実施に関する運用基準を作成すべきであろう。

【意見】

「要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度」の活用を図るため、当該制度実施に関する運用基準を作成すべきである。

自動車保有の現況とその取扱いに対する検証

ア 自動車保有のルールについて

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（厚生省社会局保護課長通知）は、問答集第3の9において「通勤用自動車保有」、第3の9-2において「保護開始時において失業や傷病により就労を中断している場合の通勤用自動車の保有」、第3の12において「障害者の自動車保有」に関する取扱い方法を示しており、以下要約して示す。

(1) 「通勤用自動車保有」

次のいずれかに該当する場合であって、自動車による以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難であり、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときは、「社会通念上処分させることを適当としないもの」として通勤用自動車の保有を認める。

- 1 障害者が自動車により通勤する場合
- 2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合
- 3 公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に自動車により通勤する場合
- 4 深夜勤務等の業務に従事している者が自動車により通勤する場合

なお、2、3及び4については、次のいずれにも該当する場合に限るも

のとする。

- (1) 世帯状況からみて、自動車による通勤がやむを得ないものでありかつ、当該勤務が当該世帯の自立の助長に役立っていると認められること。
- (2) 当該地域の自動車の普及率を勘案して、自動車を保有しない低所得世帯との均衡を失しないものであること。
- (3) 自動車の保有価値が小さく、通勤に必要な範囲の自動車と認められるものであること。
- (4) 当該勤務に伴う収入が自動車の維持費を大きく上回ること。

(2)「保護開始時において失業や傷病により就労を中断している場合の通勤用自動車の保有」

通勤用自動車については、現に就労中の者にしか認められていないが、保護の開始申請時においては失業や傷病により就労を中断しているが、就労を再開する際に通勤には自動車を利用することが見込まれる場合は、概ね6カ月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断される場合については「現在活用されてはいないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの」に該当するものとして処分指導を行わないものとして差し支えない。

なお、処分指導はあくまで保留されているものであり、当該求職活動期間中に車の使用を認める趣旨ではないので、予め文書により「自動車の使用は認められない」旨を通知するなど、対象者には十分な説明・指導を行うこと。

また、期限到来後自立に至らなかった場合については、通勤用の自動車の保有要件を満たす者が通勤用に使用している場合を除き、速やかに処分指導を行うこと。

(3)「障害者の自動車保有」

障害者が通院、通所及び通学のために自動車を必要とする場合で、次のいずれにも該当し、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときは、「社会通念上処分させることを適当としない者」としてその保有を認めて差し支えない。

- 1 障害者（児）の通院等のために定期的に自動車を利用されることが明らかな場合であること。
- 2 当該者の障害の状況により、利用しうる公共交通機関が全くないか、又は公共交通機関を利用することが著しく困難であり、自動車による以外に通院等を行うことがきわめて困難であることが明らかに認められること。

- 3 自動車の処分価値が小さく、又は構造上身体障害者用に改造してあるものであって、通院等に必要最小限のものであること。
- 4 自動車の維持に要する費用が他からの援助、他施策の活用等により、確実にまかなわれる見通しがあること。
- 5 障害者自身が運転する場合又はもっぱら障害者（児）の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。

要するに、被保護者は自動車を保有できないというのが原則的な取り扱いであり、自動車を保有することができる場合は、非常に限定されている。

すなわち、自動車保有のルールに従えば、障害者以外の被保護者は、自動車による以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難である場合でしか通勤用の自動車を保有できないということである。

しかし、ケースの中に、保護の開始にあたり、「失業中なのに、生活保護対象者が自動車を持っていることを理由に受給できないのはなぜか」という趣旨の質問に対して文書による回答をすることなく保護を開始したものがあつた。保護開始（平成 21 年 2 月）の翌月に指導指示書（車処分指示）を本人宛に発出し、指導指示書は継続中であるが、平成 22 年 1 月現在も車の処分は行われていない。

【意見】

保有を認めたもの以外の自動車の処分指導を徹底すべきである。

一方、現在の生活保護制度については、生活保護を受けるための資産制限・資産調査が厳しすぎるといった意見もある。財産処分により、自立する意欲をなくしてしまう恐れがあるという意見である。

平成 21 年度の生活保護申請を取り下げたケースを閲覧したところ、取り下げ理由として、自動車の所有が原則認められないことを説明されたが、自身の生活やパート労働のためには自動車が不可欠であると判断し、もう一度検討してみると言っ、申請を取り下げたケースもあれば、軽自動車を活用すれば、通院の送迎や求職範囲が広がるなどのことから取り下げ書が提出されたが、最終的には軽自動車を処分し保護申請したケースなど実に様々であった。

国は「生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、地域の普及率の如何にかかわらず、自動車の保有を認める段階には至っていない。」としている。

私見であるが、現代社会において、普通の社会生活を送るためには、処分価値が一定限度を下回る、軽自動車程度の保有資産は認められてもよいのではないだろうか。自立や就労支援を積極的に推進するためにも、特に

自動車保有に関しては、生活保護を受けてから最初の1年程度は資産制限を緩和するなどの措置をとることができるような制度改正が望まれる。

扶養義務者に対する調査について

厚生労働省事務次官通知では、扶養義務の取扱いは、「要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。この民法上の扶養義務は法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと」としている。

また、扶養能力の調査については、扶養義務者の存否確認を行なった結果把握された扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者等に聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査する。

なお、調査に当たっては、金銭的な扶養の可能性のほか、被保護者に対する定期的な訪問・架電、書簡のやり取り、一時的な子供の預かり等の可能性についても確認するものとする。

さらに、重点的扶養能力調査対象者（生活保持義務関係にある者、以外の親子関係にある者のうち扶養の可能性が期待される者、、以外の、過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者）が保護の実施機関の管内に居住する場合は実地による調査を行い、重点的扶養能力調査対象者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等について調査することとしている。

金沢市では、保護申請のあった場合には、すべて戸籍謄本を取り寄せたうえで、絶対的扶養義務者（祖父母・配偶者・兄弟姉妹・子・孫）全員に扶養照会をして、扶養届書を提出させることになっており、このことは抽出閲覧したすべてのケースにおいて、照会調査が行われていた。

今回抽出したケースの照会結果では、精神的援助の可能性を届け出ている者はあったが、それ以外はすべて扶養不可の回答であった。また、収入欄の記載については、金額まで記載しているもの、扶養できない事情だけを訴えているもの、まったく記載されていないものなど、様々であった。

職業等から判断して明らかに収入があると推測されるにもかかわらず、収入欄に記載のなかったものに対しては、再度の扶養照会がされておらず、また、年1回程度は行うこととされている重点的扶養能力調査対象者への扶養能力及び扶養の履行状況の調査についても、2回目以降は実施されていなかった。

【指摘事項】

重点的扶養能力調査対象者に対する申請時調査後の定期的な扶養照会を実施すべきである。

徴収金について

生活保護の受給権は、生存権に基づき、憲法によって保障されているものであるが、濫給による不適切な保護費の給付は防止しなければならない。

生活保護法は、不適切な保護費の給付を防止する目的で「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」(第63条)「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。」(第78条)と規定している。

平成16年度以降の63条返還金及び78条徴収金の年度別内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

		現年			繰越滞納			
		調定	収入	収入未済	調定	収入	収入未済	不能欠損
平成16年度	件数	558	511	47	365	123	242	0
	金額	52,865	44,705	8,160	15,141	4,585	10,556	0
平成17年度	件数	383	348	35	450	287	136	27
	金額	42,340	37,844	4,496	19,556	5,313	11,892	2,351
平成18年度	件数	254	204	50	415	264	119	32
	金額	62,520	42,547	19,973	16,968	4,883	10,516	1,569
平成19年度	件数	205	152	53	528	354	157	17
	金額	51,390	40,492	10,898	31,565	6,700	24,001	863
平成20年度	件数	232	160	72	561	337	210	14
	金額	58,739	31,935	26,804	36,301	6,303	29,116	882

ア 78条徴収金のケース分析

平成20年度の78条徴収金の適用ケースは次のとおりである。

(単位：円)

No	日付	ケース番号	適用理由	返還対象額
1	7月24日	-	給与収入未申告	1,244,883
2	9月4日	-	給与収入未申告	507,820
3	9月5日	-	給与収入未申告	49,600
4	9月5日	-	給与収入未申告	404,231
5	9月5日	-	給与収入未申告	636,342
6	9月9日	-	給与収入未申告	127,125
7	9月10日	-	給与収入未申告	6,400
8	9月11日	-	給与収入未申告	781,650
9	9月18日	-	給与収入未申告	1,045,050
10	9月22日	-	給与収入未申告	1,259,818
11	9月24日	-	給与収入未申告	59,625
12	9月29日	-	給与収入未申告	486,631
13	9月29日	-	給与収入未申告	44,200
14	10月14日	-	老齢基礎厚生年金増額分未申告	374,743
15	10月21日	-	不正な金銭の通帳入金	100,000
16	10月22日	-	給与収入未申告	745,000
17	10月3日	-	給与収入未申告	189,515
18	10月23日	-	給与収入未申告	64,600
19	11月11日	-	老齢厚生年金増額分未申告	170,925
20	11月17日	-	給与収入の過少申告	596,652
21	11月17日	-	老齢厚生年金収入未申告	18,600
22	11月21日	-	老齢厚生年金増額分未申告	313,488
23	11月26日	-	企業年金未申告	158,250
24	11月26日	-	給与収入未申告	23,040
25	12月9日	-	老齢基礎厚生年金遡及受給分未申告	887,397
26	12月9日	-	老齢基礎年金未申告	610,205
27	12月16日	-	企業年金未申告	36,529
28	12月17日	-	老齢厚生年金未申告	98,700
29	1月5日	-	給与収入未申告	46,025
30	1月5日	-	給与収入未申告	310,376
31	1月28日	-	給与収入未申告	10,000
32	2月4日	-	給与収入未申告	464,179
33	2月4日	-	給与収入未申告	77,150

34	2月4日	-	給与収入未申告	35,540
35	2月10日	-	給与収入未申告	2,445,750
36	2月13日	-	遺族厚生年金・給与収入未申告	4,363,825
37	2月20日	-	給与収入未申告	22,158
38	2月20日	-	給与収入未申告	761,330
39	2月20日	-	給与収入未申告	1,459,605
40	3月6日	-	給与収入未申告	1,059,020
41	3月12日	-	老齢厚生年金増額分未申告	142,164
42	3月13日	-	給与収入未申告	1,289,440
43	3月17日	-	給与収入未申告	384,070

78条徴収金に関するケース記録を閲覧した。未申告年金受給が発覚したケースでは、平成20年中の本人申告額と21年度の課税申告額が相違していたため、判明したものである。各種書類を注意して見ていれば、年金受給年齢に達していることがわかったはずであり、その時点でヒアリングをするべきであった。

また、未申告就労収入が発覚したケースでは、就労についての情報提供があったものの、雇用主に照会しても「該当者なし」との回答であったことから調査が遅れていた。就労可能な状況であったため、ケース分類を1とし、訪問調査の回数を増やすべきであった。また、未申告就労収入に関する来所要請にも従わず、未届就労を繰り返すケースについても同様にケース分類を1とし、訪問調査の回数を増やすべきである。

【指摘事項】

未申告就労収入に関する来所要請にも従わず、未届就労を繰り返すケースに対しては、訪問調査の回数を増やすべきである。

イ 63条返還のケース分析

監査の結果、63条返還金は所定の手続きを経て正しく適用されていた。

住宅扶助について

住宅扶助は困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居、補修、その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において給付される。

家賃や住宅維持費などが対象であるが、1、2級地における家賃の一般基準として示されているのは13,000円であり、不足する場合は、厚生労働大臣が都道府県、指定都市、中核市ごとに定めた額を一般基準として適用する。これを限度額と呼んでおり、13,000円は現実離れしているため、限度額が一

般基準となっている。金沢市におけるケース事例を閲覧した限りでも、公営住宅以外の民間住宅で、家賃 13,000 円というものはなかった。さらに不足する場合は、世帯員数や世帯の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められれば、限度額の 1.3 倍の範囲内で特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定することができるとしている。

金沢市では、限度額が 34,000 円であり、特別基準額は 44,000 円となっている。

なお、転居や住宅確保のため敷金等を必要とする場合は、上記特別基準額の 3 倍を限度として、また契約更新料を必要とする場合は同特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定する。

住宅扶助も、通常は生活扶助費と合わせて支給されるが、家賃滞納を防止することを理由に、平成 18 年度より家主等に直接交付する代理納付制度が導入されている。

ところで、公営住宅制度は、国及び地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で賃貸住宅を提供する制度である。貧困・低所得者層ほど、相対的に高い家賃で劣悪な環境の住宅しか確保できない傾向にあるほか、ホームレス状態にある生活困窮者も少なくはないことから、市営住宅や県営住宅の活用を検討すべきである。

また、高額家賃該当者に対しても、市営住宅や県営住宅の活用を検討することで、月額家賃だけでなく、更新料等についても抑制することができる。

扶助費の削減という観点からは、将来返還されるべき敷金がどれくらいあるのかを把握しておくことも検討すべきであろう。

【意見】

市営住宅課及び県との連携を図り、市営住宅や県営住宅の活用を検討すべきである。

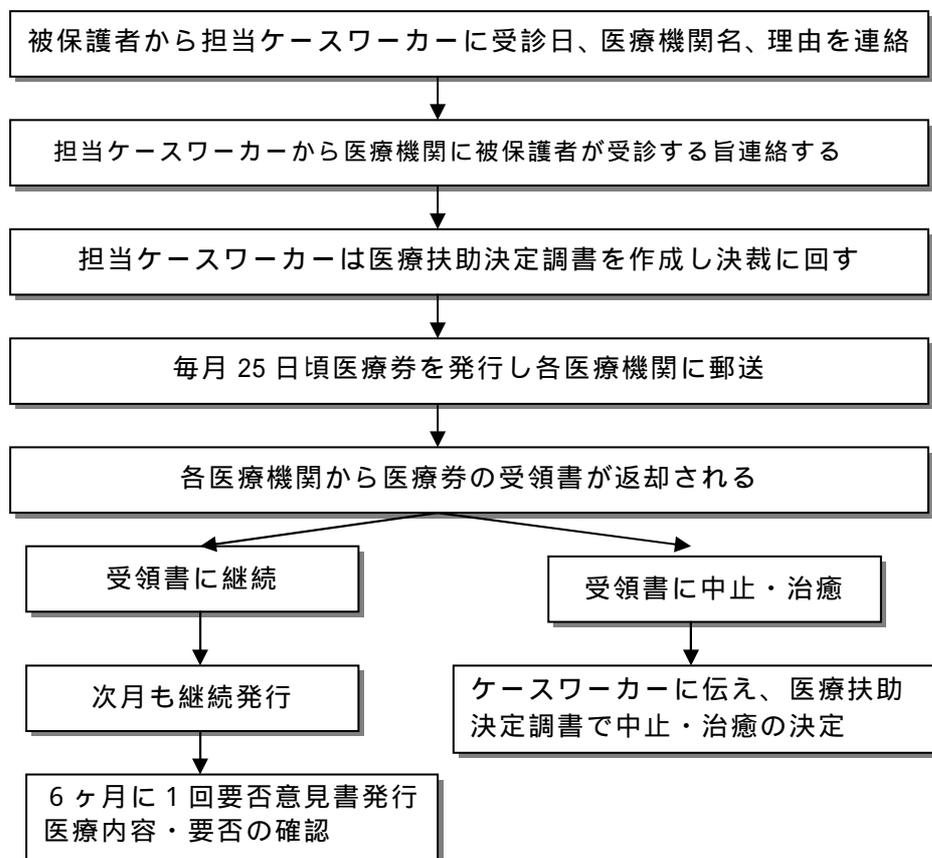
医療扶助について

医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、診察、薬剤又は治療材料、医学的処置、手術、その他の治療及び施術、病院又は診療所への入院、看護、移送の範囲内において給付される。

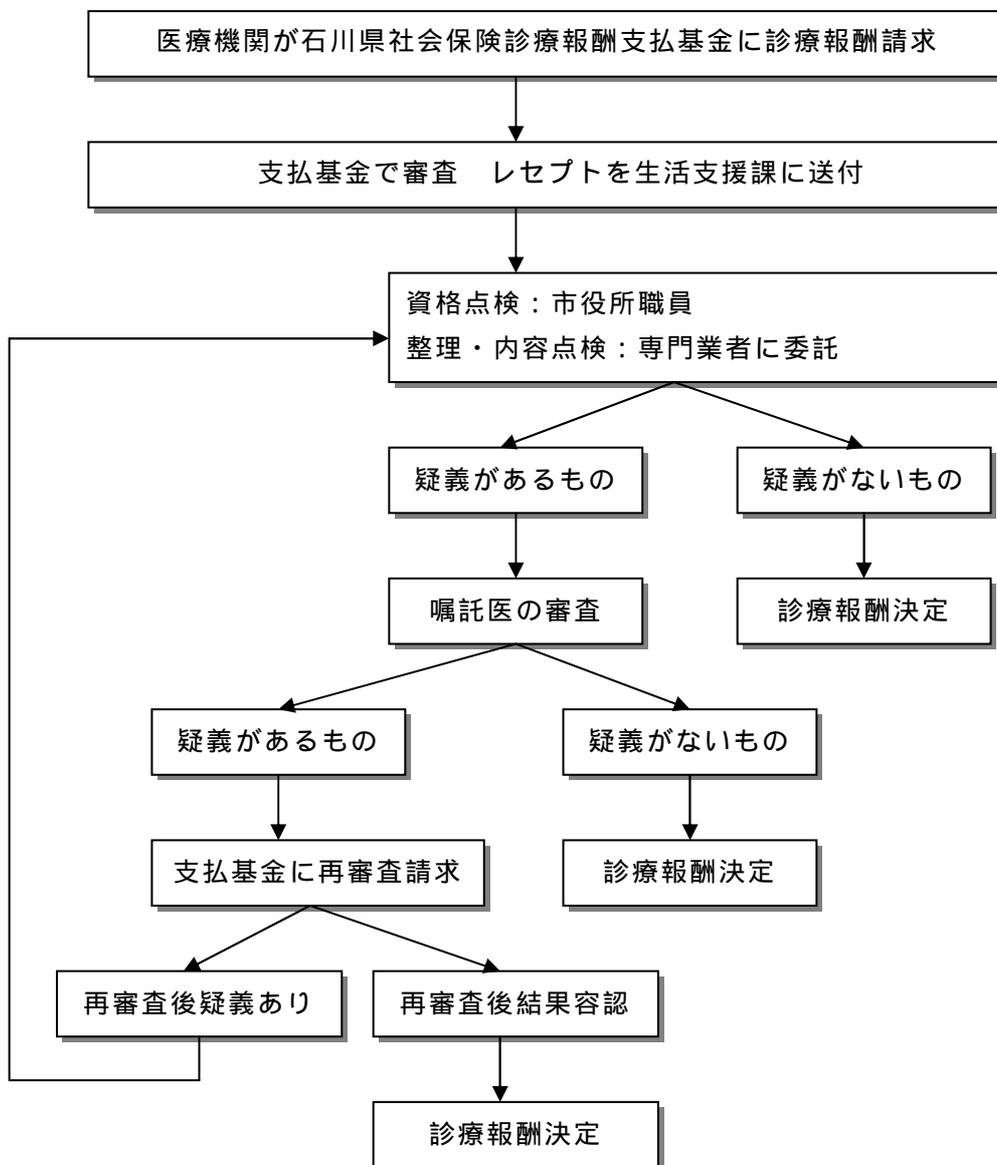
医療扶助の実際の流れは、被保護者から傷病の発生の申し出を受けた福祉事務所長は、まず病状について、医療給付要否意見書を発行し、主治医の意見を求める。

この意見書の内容を検討し、福祉事務所が当該患者の治療に最も適切な指定医療機関を選び出し、そこに患者の治療を委託するという形で、医療扶助の決定がなされ、その後、福祉事務所から医療券の発行を受け、診察・治療を受ける。

金沢市における医療券発行事務の流れを示す。



次に金沢市における診療報酬請求の流れを示す。



平成 18 年度以降の金沢市の生活保護費の扶助内訳別年次推移を示す。

(単位：千円)

扶助内訳	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
生活扶助	1,513,526	1,572,361	1,662,735
住宅扶助	539,632	572,311	622,526
介護扶助	98,195	107,774	117,149
医療扶助	3,423,358	3,254,483	3,489,578
その他扶助	252,745	253,919	266,379
合計	5,827,456	5,760,848	6,158,367

平成 18 年 4 月の障害者自立支援法施行に伴い、精神障害者に対する医療扶助の一部や人工透析などの更生医療が自立支援医療へ移行したことにより、一時的な減少はあったが、依然として医療扶助の金額は突出しており、平成 20 年度では、医療扶助が生活保護費全体の 56.7%を占めている。

本市の一人当たり生活保護費は、全国平均を大きく上回っているが、その理由は医療扶助の金額が大きいことにある。その理由として、人口 10 万人当たりの患者数を示す入院受診率が石川県は全国平均に比べて、30%以上も高いことから、被保護者についても同様の傾向にあるものと推測される。(平成 20 年患者調査：厚生労働省)

福祉事務所では、医療扶助で過剰な診療が行われないよう病院からの医療券の内容審査を専門の業者へ委託している。

医療券発行枚数及び医療費の経年推移は下記のとおりである。

医療券発行枚数及び医療費の推移

年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
医療券発行枚数(枚)	62,053	64,753	64,448	68,457	77,026
医療扶助費(千円)	3,404,301	3,437,409	3,423,358	3,254,483	3,489,578

面接相談記録簿閲覧結果まとめ

平成 20 年度中において、生活保護を受けるために市福祉事務所へ相談に訪れた面接相談件数、そのうち申請に至ったものの件数及び申請を受理し保護を開始した件数を調査した。

A	面接相談件数(福祉事務所へ訪問した者のみをカウントしている)	1,081 件
B	同年度の申請件数	450 件
C	同年度の保護開始件数	382 件
D	面接相談から開始に至る割合(C ÷ A)	35%
E	申請から開始に至る割合(C ÷ B)	85%

申請から開始に至る割合は 85%と高いが、相談から開始に至る件数の割合が 35%と低いことがわかる。一旦申請を受理した場合は、資産調査や収入調査を実施した結果、明らかに生活保護受給に該当しないことが判明した等の明白な理由がない限り、開始決定に至っている。

生活保護は生存権を保障するための制度であるが申請主義である。この場合の申請とは生存の意思表示であり、申請を受理しなかったり、申請を辞退させるようなことが行われていたとすれば、権利の侵害となる。

そこで、面接相談に際して、申請に至らせないような窓口規制(いわゆる水際作戦のようなもの)が行われていなかったかどうか、平成 20 年度に面接

相談に訪れたものの、平成 22 年 1 月現在も申請には至っていない面接記録簿を閲覧した。

記録を調査した結果、金沢市のほかの課から生活支援課へ行くように勧められて訪れたものや、身体の具合の悪い相談者に出張面談を行っているものも見受けられ、生活困窮や将来への不安から相談に訪れた人々に対する市の対応は消極的なものではなかった。

面接相談においては、まず、補足性の原理（生活保護法第 4 条）が、相談員から説明される。すなわち、「資産があるものは資産を活用しなければならないこと」、「稼働能力のあるものは、就労することによって自らの稼働能力を活用しなければならないこと」、「親族や親類の援助が期待できるものはその援助（扶養義務の履行）を受けなければならないこと」、「生活保護以外の公的援助が適用可能である場合はまずその制度を（他法優先活用）活用しなければならないこと」を相談者に説明することになるが、以下はヒアリングの結果、相談者が上記補足性の原理のいずれに該当したため申請に至らなかったかという理由をまとめた表である。

申請には至らなかった理由（補足性の原理該当項目等）	件数
能力活用可能	94 件
資産の活用可能	161 件
扶養義務の履行可能	47 件
収入あり（他法優先活用を含む）	77 件
その他	169 件
合計	548 件

注 1 . 収入ありとは、勤労収入や年金収入・他法活用による収入が最低生活費を上回っている状態であり、面接相談の段階で明らかに保護水準以上の収入があることが判明している場合である。

注 2 . その他とは、生活保護申請の意思のない者の相談、生活保護ではなく、医療費等の法外援護の相談、本人ではなく家族の相談、次回相談時に必要書類（アパートの賃貸借契約書・給与明細書・預貯金通帳等）を持ってくるよう依頼した相談等である。

将来に対する漠然とした不安から相談に訪れたというケースが多く、面接相談においても、現在の収入や資産残高さえわかっていないため、もう少し生活の実態がわかる資料等を持って、相談に来る旨を伝えたとこ、その後相談には訪れなかったというようなケースである。

ただし、上記の申請には至らなかった理由のうち、「資産の活用可能」については注意を要する。「収入あり」は、毎月の収入（キャッシュインフロー）が生活保護法に定める最低生活費を上回っている場合であるため、問題はないが、資産（ストック）については、消費生活によって、使い果たしてしま

う性格のものであるため、相談者の状況が劇的に変化（就職や結婚、援助可能親族との同居等）でもしない限り、数ヶ月後には、相談者が保護該当者となることが確実なものである。

さらに、現行法上は、資産保有として認められるのは、保護法に定める1カ月の生活費の範囲内のものだけであり、資産の活用が可能であると説明されて、申請に至らなかったケース（上記調査結果では申請には至らなかった相談者の約30%）は、その後しばらくして再相談があったかどうか等のフォローがあれば望ましいと思われる。

平成20年度の相談記録簿を閲覧した結果

保護の実施機関は要保護者の状況により決定される。居住地保護とは、生活保護法第19条第1項第1号に定めるもので、福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者に対する保護であり、居住地とはその者の家計が実際に営まれている本拠地をいい、住民登録と一致する必要はない。次に、現在地保護とは、同項第2号に定めるものであり、居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する要保護者に対する保護は、当該行政機関が保護の実施機関となる。

厚生労働省は、平成15年7月に「ホームレスに対する生活保護の適用について」（厚労省社会・援護局保護課長通知）によって、ホームレスへの保護適用にあたって、居住生活を営むことができるか否かの点について、特に留意することをあげ、居宅生活が可能でホームレスには「公営住宅等を活用することにより居宅において保護を行うこと」を確認し、「公営住宅への入居ができず、住宅を確保するため敷金等を必要とする場合は、「生活保護法による保護の実施要領について」（厚労省社会局長通知）第7の4の（1）のキにより取り扱うこと」とした。

すなわち、保護の相談及び申請時にホームレス状態にあり、居宅生活が可能で可能な者に対しては、住宅扶助における敷金等を特別基準の設定があったものとして、必要な額を支給してもよいという規定である。

この通知に対する、金沢市の対応は、「現在地保護は、ホームレスだけを対象としたものではない。」との解釈のもとに、保護申請時に居宅を確保すれば敷金・礼金は保護決定時に支給可能である旨を説明している。

面接相談において「住所がないと保護はできない」と言って追い返すような対応はしていないとのことであるが、保護を決定するにあたっては、生活扶助は、被保護者の居宅において行うことが生活保護法第30条で定められており、申請者と不動産業者等との調整がつかないなどの理由により居住地が確保できず、保護の決定に至らなかったケースもあることから、今後、このようなホームレスからの相談については、居住確保のための手続きや費用の捻出方法も含め、十分な説明を行う必要がある。

なお、平成20年度の相談記録簿を閲覧したところ、生活保護の実施に住居を定めることを要求しているのではないかと疑われる事例があった。

- ア 刑務所からの出所者が生活保護相談に訪れた事例
 - イ ホームレスの稼働年齢にある者が生活保護相談に訪れた事例
 - ウ 倒産した会社は住居と認められないので、新住所を決めてから再度生活保護相談に訪れるように伝えた事例
- 上記の3事例については、福祉事務所における対応後の再相談及び保護申請はなかった。

【意見】

ホームレスのような要保護者に対して、生活保護制度の適切な活用につながる助言と指導に努めるべきである。

生活保護の申請の取り下げ・却下について

平成 20 年度における生活保護申請取り下げファイル及び却下ファイルを閲覧したところ、取り下げ件数は 35 件、却下件数は 3 件であった。

なお、平成 20 年度の申請件数 450 件から開始件数 382 件を引くと 68 件になるが、この 68 件と取り下げ数と却下数との合計 38 件との差異数 30 件は、金融機関に対する資産調査や扶養義務者に対する照会に時間を要するために、決定が翌期にずれ込んだものである。

ア 取り下げについて

「金融機関調査の結果、預貯金等が最低生活費を超え、生活保護の申請者に対して、生活保護の補足性の原則に基づいて説明したところ、これを了承し、取り下げの届出書が提出された。なお預貯金消費後も生活状況に変わりがない場合は、生活保護申請を行うよう指示した。」旨の記載に該当するケースが大半を占めているため、その後の申請状況等について追跡調査した。

平成 20 年度生活保護取り下げ一覧表

ファイル No 1 より

No	申請日	事由	調査結果
1	平成 20 年 4 月 3 日	預貯金あり	再申請後平成 20 年 4 月 15 日保護開始
2	平成 20 年 4 月 8 日	生命保険解約返戻金あり	再申請後平成 20 年 6 月 20 日保護開始
3	平成 20 年 4 月 25 日	預貯金あり	再申請後平成 20 年 6 月 2 日保護開始
4	平成 20 年 4 月 22 日	心身障害者医療費助成金が支給される見込み	再申請後平成 20 年 6 月 11 日保護開始
5	平成 20 年 5 月 9 日	預貯金あり	再申請後平成 20 年 6 月 1 日保護開始
6	平成 20 年 5 月 8 日	収入(就労収入)オーバー	
7	平成 20 年 6 月 3 日	預貯金あり	再申請後平成 20 年 6 月 6 日保護開始
8	平成 20 年 6 月 16 日	預貯金あり	

9	平成 20 年 5 月 13 日	預貯金あり	再申請後平成 20 年 6 月 4 日保護開始
10	平成 20 年 6 月 6 日	収入（遺族年金）オーバー	
11	平成 20 年 6 月 16 日	生命保険解約返戻金あり	再申請後平成 20 年 10 月 8 日保護開始
12	平成 20 年 7 月 7 日	生命保険解約返戻金あり	再申請後平成 20 年 9 月 1 日保護開始
13	平成 20 年 7 月 9 日	預貯金あり	再申請後平成 20 年 7 月 30 日保護開始
14	平成 20 年 6 月 26 日	法外援護申請とする。施設入所	
15	平成 20 年 7 月 16 日	預貯金あり	再申請後平成 20 年 11 月 17 日保護開始
16	平成 20 年 7 月 24 日	年金収入オーバー	
17	平成 20 年 8 月 1 日	預貯金あり	再申請後平成 20 年 9 月 2 日保護開始

ファイル No 2 より

No	申請日	事由	調査結果
1	平成 20 年 9 月 16 日	預貯金あり	平成 22 年 1 月申請中
2	平成 20 年 9 月 18 日	扶養可能となった。	
3	平成 20 年 9 月 24 日	生命保険解約返戻金あり	再申請後平成 21 年 4 月 17 日保護開始
4	平成 20 年 9 月 18 日	生命保険契約を解約すれば解約返戻金あり、かつ自動車を所有	
5	平成 20 年 10 月 1 日	預貯金あり	
6	平成 20 年 10 月 3 日	預貯金あり、かつ不動産所有	再申請後平成 20 年 11 月 27 日保護開始
7	平成 20 年 8 月 7 日	預貯金あり	再申請後平成 20 年 9 月 17 日保護開始
8	平成 20 年 8 月 29 日	収入（厚生年金 + 恩給等）オーバー	
9	平成 20 年 11 月 2 日	生命保険解約返戻金あり	再申請後平成 20 年 12 月 1 日保護開始
10	平成 20 年 11 月 19 日	仕送りが期待される。	再申請後平成 21 年 7 月 21 日保護開始
11	平成 20 年 12 月 10 日	移転補償金あり	再申請後平成 21 年 2 月 3 日保護開始
12	平成 20 年 11 月 25 日	厚生年金収入オーバー	
13	平成 21 年 1 月 6 日	預貯金あり	
14	平成 21 年 1 月 26 日	預貯金あり	再申請後平成 21 年 3 月 1 日保護開始
15	平成 21 年 1 月 15 日	預貯金あり	再申請後平成 21 年 4 月 1 日保護開始
16	平成 21 年 2 月 17 日	預貯金あり	再申請後平成 21 年 5 月 1 日保護開始

17	平成 21 年 2 月 21 日	預貯金あり	再申請後平成 21 年 12 月 20 日保護開始
18	平成 21 年 2 月 25 日	軽自動車保有の 意思での取り下 げ	再申請後平成 21 年 5 月 7 日保護開始

年金等収入が最低生活費を超えることが判明したために取り下げとなったものを除き、預貯金が最低生活費を超えること等が判明したために取り下げとなったものについては、ファイル No2 の No4 と No5 の 2 件以外は後日再申請され、保護決定通知がなされていた。

なお、平成 21 年度以降の取り下げ理由には、「生命保険解約による返戻金があった。」「傷病手当金を受給した。」「預貯金があった。」など、1カ月の最低生活費を上回ってあったことが判明したほかにも、「自動車の所有が原則認められないことを説明されたが、自身の生活やパート労働のためには自動車が不可欠であると判断し、申請を取り下げたケース」や、「申請直後に市内のアパートを退去して、市外に住む身内の元へ身を寄せたために、申請時の居住地を失い、その旨を説明したところ取り下げに至ったケース」、「アルバイト就労が可能となったために取り下げに至ったケース」、「離婚に伴い、就労が可能となり、就労によって、生計を維持する意向となって、取り下げたケース」など理由は様々であるが、制度に関する詳しい説明を聞き、納得したうえで、本人が自主的に取り下げたケースも増加しており、取り下げのすべてが、収入や資産が1カ月の生活費を上回っていたという理由によるものばかりではないことがわかる。

イ 却下について

却下された事例については問題はなかった。ただ預金残高が生活保護の最低生活費の基準を超えていた事例が1件あったが、その後の再申請がなく、取り下げの同様の事例と合わせて、その後の生活がどうなっているのか心配である。

生活保護は申請主義であり、ケースワーカーにこのようなケースのフォローまで求めることができないことは十分承知しているが、何らかの対応ができないものか、制度の改善を望むものである。

まとめ

生活保護は、法定受託事務であり、生活保護法をはじめとする法令や通知等により事務の詳細が定められている。しかし、制度発足以来の社会情勢の変化に適切に対応できておらず、判断しがたい事例については、ケースワーカーや市が判断せざるを得ず、現場の負担となっている。当該制度は、国民の最低限度の生活を保障される機会や生活水準の内容が公平・平等でなければならず、地域あるいは個人によって実質的な差が生じることがあってはならない。国がその責任において客観的なデータを基に、地域事情を的確に反映させつつ、全国的整合性をもって定められるべきものである。制度の改善を望むものである。

【参考】

[事例 1]

年金調査や多重債務問題解決に向けた指導が必要な事例

ケース番号	-	世帯分類	高齢者世帯
保護開始年	平成××年	ケース分類	2
事情説明	<p>消費者金融等からの借金の取り立てが厳しく、勤めを辞めざるを得なくなって、預貯金も底をつき、高齢のため仕事もないため生活保護の対象となったケースである。</p> <p>年金保険料の支払い履歴があることから、履歴から洩れている年金記録がないか調査を実施すべきである。また、多重債務者に対するグレーゾーン金利返還に関するアドバイスや消費生活センター等の活用指導も求められる事例である。</p>		

[事例 2]

計画に沿った訪問調査が必要と思われる事例

ケース番号	-	世帯分類	障害者世帯
保護開始年	平成××年	ケース分類	3
事情説明	<p>定期的に通院しているが病状は安定しているケースである。</p> <p>訪問調査記録では、平成 20 年 10 月から約半年の記載がなく分類どおり 3 ヶ月に 1 回の計画に沿った訪問調査を実施し、適切な指導援助を行う必要がある。</p>		

[事例 3]

自立に向けた就労支援が必要と思われる事例

ケース番号	-	世帯分類	母子世帯
保護開始年	平成××年	ケース分類	2
事情説明	<p>稼働能力があるにもかかわらず、平成 20 年 10 月から求職活動状況報告書が提出されていないケースである</p> <p>就労は可能であるが、子育てのために求職活動に積極的ではない。しかし、両親がいることをから、金銭的援助は無理であるとしても、同居による子育て支援は可能であると思われる。</p> <p>自立に向けた就労支援のためにも、再度の扶養義務者に対する照会が必要と思われる。</p>		

[事例 4]

ケース分類どおりの訪問が必要な事例

ケース番号	-	世帯分類	高齢者世帯
保護開始年	不明	ケース分類	2
事情説明	<p>近隣に身寄りがなく、近所付き合いもないケースである。</p> <p>ケース分類は2ヶ月に1回以上の訪問となっているが、平成11年5月に担当者が変更になると5月、10月、12月、2月と不定期化している。適切に訪問調査が行われているか、上司が確認できる仕組みが必要である。</p>		

[事例 5]

組織的な対応が必要と思われる事例

ケース番号	-	世帯分類	傷病者世帯
保護開始年	平成××年	ケース分類	3
事情説明	<p>就労可能年齢であるが、主治医から就労不可の診断書が出ているケースである。</p> <p>平成21年7月30日に訪問（不在記録）して以降、不在が多い。</p> <p>このような、訪問時に不在が多い世帯については、ベテランによる新人指導を兼ねたケースワーカー2人体制も検討すべきである。</p>		

[事例 6]

自立に向けた通院指導の徹底等が必要な事例

ケース番号	-	世帯分類	傷病者世帯
保護開始年	昭和××年	ケース分類	2
事情説明	<p>保護開始時は父親と同居していたが、父親の死亡により単身世帯となったケースである。</p> <p>ケースワーカーの通院指導に従わず、医師の診断書がないまま、やむなくケースワーカーの見立てで就労不可としている。通院指導を徹底し、医師の診断書をとるべきである。</p>		

[事例 7]

年金復活裁定請求手続きでの積極的な支援が必要と思われた事例

ケース番号	-	世帯分類	高齢者世帯
保護開始年	平成××年	ケース分類	4
事情説明	<p>平成 20 年度に、妻の老齢厚生年金の遡及受給額があることが判明し、翌年妻からの申告によって、平成 16 年から平成 21 年までの遡及受給額を 63 条返還金として処理したケースである。</p> <p>この場合は、本人が調査し、復活裁定請求手続きを行ったものであるが、高齢者が自らの力で行うことは容易ではない。</p> <p>福祉事務所として、積極的な支援が望まれる。</p>		

[事例 8]

借入金に対する調査が望まれる事例 (1)

ケース番号	-	世帯分類	母子世帯
保護開始年	平成××年	ケース分類	2
事情説明	<p>申請時の資産申告書によれば、消費者金融と国民金融公庫に負債があったことが判明している。</p> <p>保護費が借金返済に使われた可能性があり、過去には未届就労による生活保護法第 78 条徴収金が発生していた。訪問調査で、いくら借金が残っているか等の追跡確認が必要である。</p>		

[事例 9]

借入金に対する調査が望まれる事例 (2)

ケース番号	-	世帯分類	高齢者世帯
保護開始年		ケース分類	3
事情説明	<p>年金担保による借入金があったが、急迫の事情があるとして、保護を開始したケースである。</p> <p>保護申請に際して、資産申告書には借入金有と記載されていたが、金額や返済計画表はなかった。</p> <p>借入金の返済終了時に年金収入が発生したが、ケースワーカーが把握できず、不正受給の発覚が遅れ、生活保護法第 78 条に基づく返還 (不正受給返還) となった。</p>		

[事例 10]

借入金に対する調査が望まれる事例 (3)

ケース番号	-	世帯分類	2人世帯
保護開始年		ケース分類	2
事情説明	<p>保護受給中の平成 11 年から平成 20 年に未申告就労が発覚し、収入増加のため、保護が打ち切られたケースである。</p> <p>申請時の資産申告書には、消費者金融に対する多額の借金記載があったが、借入先別の金額など借金の詳細についての調査はされておらず、法テラスのパンフレットを渡して、債務の整理について専門家と相談するようアドバイスしていた。</p> <p>申請時に多重債務者であることが判明していれば、不正就労の未然防止等の対応が可能であった事例である。</p>		

2. 障害のある人への扶助

1. 事業名

就労移行支援サービス費

2. 担当課

障害福祉課

3. 制度開始年度

平成 18 年 10 月

4. 負担割合（国・県・市）

国 2 分の 1 県 4 分の 1 市 4 分の 1

5. 法的根拠

障害者自立支援法第 5 条第 14 項、第 28 条第 2 項第 2 号

6. 趣旨・目的

就労を希望する障害のある人に生産活動その他活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与する。

7. 制度内容

支給決定者に必要な訓練や便宜を供与する。

平成 21 年 4 月現在、対象施設 7、支給決定者数 63 人

8. 支給手続

サービスを提供した各施設から、利用者の自己負担額を除いた額が毎月翌 10 日までに石川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に請求される。

国保連では、市から毎月提出される受給者台帳で支給内容をチェックし、支給決定量超え等の誤りがあればエラー一覧表を金沢市へ送信するとともに、その超過分を除いた金額を金沢市に請求する。これを受けて、市は翌々月 15 日に国保連を通して施設へ支払う。

9. 年次推移

年 度	平成 18	平成 19	平成 20
対象施設数	2	5	9
支給対象者数	9	27	40
支給金額（千円）	4,372	36,884	70,492
一人当たりの支給金額（千円）	486	1,366	1,762

支給対象者数、支給金額、一人当たりの支給金額とも年を追うごとに顕著な伸びを示している。特に、一人当たりの支給金額の伸びが著しい。

これは、障害者自立支援法の施行により、サービスの体系が旧体系から新体系へ移行しており、新体系のサービスである当該事業の支給対象者数・支給金額が増加しているものである。

平成 20 年度事業実績

施設名	実利用人数（人）	事業費（円）
ピアサポートいしびき	4	3,238,978
エイブルベランダ Be	4	8,200,704
グローバル	12	14,204,915
ひなげし	14	25,559,064
クオレ	6	12,138,810
青山彩光苑	3	4,183,823
はばたき	1	1,203,640
日本海倶楽部	3	4,336,530
ライフクリエートかほく	1	44,400
合計	48	73,110,864

実利用人数が年次推移の表の支給対象数より多くなっているのは、複数の施設を利用している障害のある人がいるためである。

事業費の合計が市の支給金額より多くなっているのは、障害のある人の自己負担軽減分も合計されているためである。

平成 20 年度の事業費の月次推移を見てみると、以下のようになる。

月	給付額（円）	月	給付額（円）
4 月	5,840,621	10 月	6,385,465
5 月	6,211,225	11 月	6,899,704
6 月	6,187,359	12 月	5,748,429
7 月	6,082,199	1 月	5,905,552
8 月	6,687,302	2 月	5,622,645
9 月	6,267,363	3 月	5,273,000
		合計	73,110,864

月によって多少のバラつきはあるが、概ね毎月 600 万円内外である。

10. 監査結果

当該事業の目的は、「就労に必要な知識及び能力の向上を図り、障害のある人の就労に結び付けること」である。もちろん、直ちに就労に結び付けることは難しいと思われるので、例えば、「お釣りの計算ができる」というような小目標を設定し、その達成度を評価し、点数化する手法を個別支援計画に取り入れるなど、段階的に就労へ移行することを検討すべきである。

【意見】

就労移行支援サービスについては、段階的に就労への移行を進めるために、個別支援計画に小目標を設定し、その達成度を評価し、点数化する手法を取り入れるよう事業者に指導すべきである。

1. 事業名

地域活動支援センター事業費

2. 担当課

障害福祉課

3. 制度開始年度

平成 18 年 10 月

4. 負担割合（国・県・市）

国 2 分の 1 以内 県 4 分の 1 以内 残りが市の負担

5. 法的根拠

地域生活支援事業の実施について（国通知）

金沢市地域生活支援事業実施要綱

6. 趣旨・目的

通所の障害のある人に対して、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を行う。

7. 制度内容

地域生活支援給付

平成 21 年 4 月 1 日現在、登録事業所数 21 か所

その内訳は、

旧精神障害者地域生活支援センター 3 か所

旧経過的障害者デイサービス事業所 6 か所

旧心身障害者小規模授産施設 7 か所

旧精神障害者小規模授産施設 4 か所

旧精神障害者小規模通所授産所 1 か所

である。

費用の額

区 分	利用時間 4 時間未満の場合	利用時間 4 時間以上の場合
地域活動支援センター	1,340 円	4,210 円

障害のある人が利用する日ごとに支払う。

ただし、旧精神障害者地域生活支援センターには、「平成 18 年度精神障害者社会復帰施設等運営費国庫補助協議について」の新補助金交付要綱の別表の精神障害者地域生活支援センター運営費の基準月額 1,653,470 円を算定根拠として月額 165 万円を支払う。

8. 支給手続

各事業所は、毎月の利用実績をもとに翌 10 日までに市に請求する。市では、支給内容のチェックをし、誤りがあれば訂正され、翌々月 10 日に訂正後の金額が市から支払われる。

9. 年次推移

年度	平成 18	平成 19	平成 20
件数（人）	233	729	675
事業費（千円）	25,934	217,611	216,248

10. 監査結果

旧精神障害者地域生活支援センターに支給する月額 165 万円については、日額払いによる事務の煩雑さを避けるため、支給額の算定方法を月額払いに変更するよう施設からの強い要望があり、双方を比較したところ、月額払いの方が支給額が少ないことから、選択できることとしたものである。また、月額算定の根拠は、新制度において、旧精神障害者地域生活支援センターが、地域活動支援センター型に変更されたものの、事業内容等には変更がないため、国の新補助金交付要綱で定められた運営費の基準月額を根拠としているものである。

1. 事業名

障害者補装具給付費

2. 担当課

障害福祉課

3. 制度開始年度

平成 18 年 10 月

4. 負担割合（国・県・市）

国 2 分の 1 県 4 分の 1 市 4 分の 1

5. 法的根拠

障害者自立支援法第 76 条、補装具費支給事務取扱指針

6. 趣旨・目的

失われたり、損傷した身体機能を補装具により補完し、又は代替し、日常生活や社会生活の向上を図る。

7. 制度内容

補装具の必要性に対しては、医師の意見書により判定する。

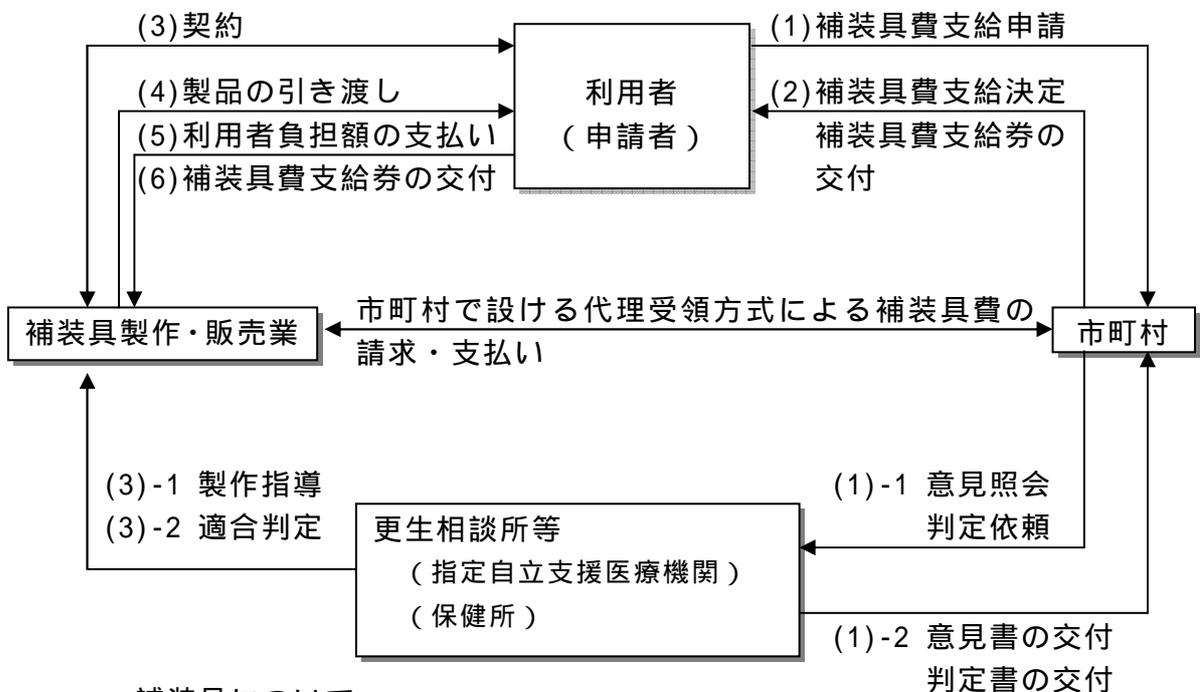
自己負担は決定額の原則一割（本人及び配偶者の課税状況による負担上限あり）

代理受領登録業者においては業者への支払いが可能

給付：12 種目（車椅子、補聴器など）

8. 支給手続

補装具費支給の流れ



補装具について

ア 身体の欠陥又は損なわれた身体機能を補完し、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの

イ 身体に装着して日常生活又は修学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの

ウ 給付に対して専門的な知見を要するもの

という要件をすべて満たすものと定義付けられている。

従来、補装具とされてきたストーマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋等）、収尿器等は、障害者自立支援法に基づく制度改正に伴い日常生活用具に移行し、色眼鏡は廃止され、また、重度障害者用意思伝達装置が新たに補装具に追加され、これに伴い地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業についても制度改正がされている。

日常生活用具について

ア 安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの

イ 日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促進するもの

ウ 製作・改良・開発にあたって、障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないものと定義されている。

以前は、具体的な品目が定められていたが、科学技術の進歩・障害のある人のニーズへの対応等に対し、より柔軟性を持たせるため、具体的な品目は参考例として示すのみとなった。

ア 介護・訓練支援用具
イ 自立生活支援用具
ウ 在宅療養等支援用具
エ 情報・意思疎通支援用具
オ 排泄管理支援用具
カ 居宅生活動作補助具（住宅改修費）

に分類できる。

補装具の種類は次のとおりである。

視覚に障害のある人用：盲人安全つえ、義眼、眼鏡

聴覚に障害のある人用：補聴器

肢体不自由者用

：義手、義足、装具、車いす、歩行器、歩行補助つえ（一本づえを除く）、電動車いす、座位保持装置、〔起立保持具〕、〔排便補助具〕、重度障害者用意思伝達装置。（〔 〕内は 18 歳未満に限る。）

なお、耐用年数が定められているので、一度交付を受けた者は、耐用年数を過ぎるまでは修理はできても再交付は受けられない。耐用年数を過ぎる必要であれば申請に基づき再度交付される。

ただし、介護保険や労働者災害補償保険などで交付や貸与が可能な場合はこの制度の対象にならない。

自己負担額は決定額の原則 1 割であるが、障害のある人の世帯の所得によって以下の月額負担上限額が設定されている。

た

ただし、介護保険や労働者災害補償保険などで交付や貸与が可能な場合はこの制度の対象にならない。

自己負担額は決定額の原則 1 割であるが、障害のある人の世帯の所得によって以下の月額負担上限額が設定されている。

た

自己負担額は決定額の原則 1 割であるが、障害のある人の世帯の所得によって以下の月額負担上限額が設定されている。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する本人又は保護者の収入が 80 万円以下	15,000 円
低所得 2	市町村民税非課税世帯 (例) 3人世帯で障害基礎年金 1 級受給の場合、概ね 300 万円以下の収入 (例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね 125 万円以下	24,600 円
一般	市町村民税非課税世帯	37,200 円

なお、世帯の中に市町村民税所得割額が 46 万円以上の者がいる場合は、公費負担の対象外となる。

平成 20 年度の申請の中から 25 件をサンプリングし、市税データと照合し、検証した結果、負担上限額は適正であった。

補装具製作・販売業者が代理受領登録業者であれば、障害のある人本人負担額以外は業者に直接支払われる。

9. 年次推移

昭和 25 年 事業開始

平成 18 年 10 月 障害者自立支援法に基づき、補装具給付制度から補装具費支給制度に変更され、種目の増減があった。

支給件数、支給金額の推移

年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
支給件数(件)	5,243	5,738	1,928	465	530
支給金額(千円)	76,824	86,783	66,473	37,128	39,190

平成 18 年 10 月に支給種目が 16 から 12 に減り、大きな割合を占めていたストーマ用具(蓄便袋、蓄尿袋等)が日常生活用具に移行したために、支給件数、支給金額とも大幅に減少している。

障害者補装具給付費の市の負担割合は 25% であるが、障害者日常生活用具等給付費は地域生活支援事業のため、市の負担割合は、これより高く 35% 程度となっている。ちなみに、平成 19 年度のストーマの支給件数は 5,386 件、支給金額は 43,025 千円となっており、市の負担増加分は、12,293 千円と試算できる。

10. 監査結果

身体障害者手帳所持者の増加や、より性能の高い補装具の開発・価格の上昇により補装具の基準額が毎年改訂されるため、給付費は今後も伸びると予

測される。

代理受領方式による補装具費の請求・支払資料を10件サンプリング調査した結果、利用者の住所・氏名・印等はあるが、業者の所在地・名称・代表者氏名・電話番号・印のないものが1件あった。

申請者本人に製作業者に委任したことを確認し、さらに念のため、他の請求・支払資料を調査したところ、業者の所在地・名称・代表者氏名・電話番号・印のないものはなかったことを確認したが、代理受領方式による補装具費の請求・支払いについては、受領権限の有無の確認の徹底を図るべきである。

【指摘事項】

代理受領方式による補装具費の請求・支払いについては、受領権限の有無の確認の徹底を図るべきである。

1. 事業名

地域活動支援センター本市利用者負担金

2. 担当課

障害福祉課

3. 制度開始年度

平成 19 年度

4. 負担割合（国・県・市）

市 100%

5. 法的根拠

地域生活支援事業の実施について（国通知）

金沢市地域生活支援事業実施要綱

6. 趣旨・目的

本市利用者が、市外の地域活動支援センターを利用する際に、利用する費用を負担することで、創作的活動や生産活動の機会の提供と社会との交流の促進を行う。

7. 制度内容

障害者自立支援法の施行に伴い、地域活動支援センターの運営費は、それまでの県負担から所在市町村の負担へと変更されたことから、市町村間の負担の適正化を図るため、金沢市出身の障害のある人が、他市町にある地域活動支援センターを利用する際の費用を負担するもの。これまで、野々市町「ののいち」、「茄子のはな」と七尾市「ピアサポートのと」で利用実績がある。

8. 支給手続

野々市町「ののいち」については、野々市町から年度末に 1 年間の金沢市出身者の利用実績に基づく納付書が送られ、本市からは 4 月に支払われる。

その後、野々市町から「ののいち」に委託料が支払われている。

野々市町「茄子のはな」、七尾市「ピアサポートのと」からは、4 か月ごとに金沢市出身者の利用実績に基づく請求があり、本市から支払われている。

9. 年次推移

平成 18 年度までは、精神障害者地域生活支援センター事業費であった。
事業実績

年 度		平成 19	平成 20
延べ利用日数	ののいち	772	810
	ピアサポートのと	64	58
	茄子のはな	6	168
合 計		842	1,036
負担額(千円)	ののいち	1,626	291
	ピアサポートのと	105	87
	茄子のはな	29	831
合 計		1,760	1,209

平成 19 年度までは、利用者の利用実績に基づいた日額給付の扶助費であった。しかし、利用者の時間管理の困難さを理由とした事業者側の要望を受けて、金沢市が 型施設について定額給付に改めたことに伴い、「ののいち」も定額給付の負担金となった。

型施設とは、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図る施設である。

(野々市町「ののいち」に対する金沢市の負担金)

「ののいち」は金沢市と同じ中央福祉圏域であることから、金沢市と同じ算出方法(型施設については月額払いから定額給付へ変更)を採用し、金沢市と野々市町との「地域活動支援センター事業の費用負担に関する基本協定書」により、

地域活動支援センター「ののいち」に係る事業費のうち、普通交付税対象額を控除した額の 25%を負担対象経費とする。

各市町の負担金額は、負担対象経費に、各市町の延べ利用者数を乗じ、野々市町、白山市、金沢市、津幡町、内灘町、かほく市の総延べ利用者数で除した額とする。

延べ利用者数は、当施設が平成 20 年 4 月から開始したため、算定期間開始月を 4 月とし、負担金の支払いの事務手続きの期間等を考慮して、算定期間の終了月を 2 月としたため、平成 20 年 4 月から平成 21 年 2 月までの利用者の合計とする。

以上から、291,250 円となる。

(野々市町「茄子のはな」に対する金沢市の負担金)

費用の額

型施設であり、金沢市内の地域活動支援センターへの支給額と同額

区分	利用時間 4 時間未満の場合	利用時間 4 時間以上の場合
地域活動支援センター	1,340 円	4,210 円

加算額

精神保健福祉士の訪問相談 1 日につき 1,080 円

入浴サービスの提供、かつ、介助・見守り 1 日につき 500 円

送迎片道につき 540 円

(七尾市「ピアサポートのと」に対する金沢市の負担金)

「ピアサポートのと」は能登中部福祉圏域であり、金沢市の中央福祉圏域外であることから、石川県健康福祉部障害保健福祉課長「平成 19 年度における地域活動支援センターの費用負担について」により、平成 18 年度の経過的精神障害者地域生活支援センター等の事業費及び利用実績をもとに算定された、統一単価(利用 1 回あたりの単価：1,640 円)に利用日数を乗じて算定

する。

10. 監査結果

本事業とは逆に、金沢市内の施設である「いしびき」・「あるふぁ」・「ライフワーク金沢」に他市町からの利用者があれば、他市町からの負担金が金沢市の歳入となる。

地域活動支援センター利用者負担金について

年度		平成 19	平成 20
他市町利用者負担金（円）	かほく市	784,150	110,170
	津幡町	580,600	161,280
	野々市町	0	222,620
	内灘町	0	340,740
	白山市	0	183,620
小計		1,364,750	1,018,430
本市利用者負担金（円）		1,760,200	1,208,860

当該制度は、都道府県が所管していた地域活動支援センターの事業が、市町村の所管となったことから、市民が市内の施設だけでなく、他市町の施設を利用した場合やその逆の場合に、自治体間の負担を調整するために設けられたものである。利用者の利便性を確保していくため、こうした調整制度を適切に維持していくことが必要である。

1. 事業名
特別障害者手当
2. 担当課
障害福祉課
3. 制度開始年度
昭和 61 年度
4. 負担割合（国・県・市）
国 4 分の 3 市 4 分の 1
5. 法的根拠
特別児童扶養手当等の支給に関する法律
6. 趣旨・目的
在宅の障害のある人で、重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者に手当を支給することにより、その負担の軽減を図る。
7. 制度内容
対象者は、以下のすべての要件を満たす者である。
 - 年齢が 20 歳以上であること。
 - 病院又は診療所に 3 カ月を超えて入院していないこと。
 - （注）入院 4 カ月目から手当が受給できなくなる。受給した場合は返納することになる。
 - 施設に入所していないこと（通所施設を除く）。
 - おおむね重度の障害が 2 つ以上あること。
 障害の程度は、概ね以下の か であること。
 別表第 2 の 1 から 7 が 2 つ以上あること。
 別表第 2 の 1 から 7 が 1 つあり A 表の 1 から 11 が 2 つ以上（別表第 2 と同種の障害は含まない）あること。
 （主な基準を例示している。このほか国の基準に適合する場合もある）

障害の程度

別表第 2（令第 1 条関係）		A 表	
1	両眼の視力の和が 0.04 以下のもの	1	両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの	2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
		3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
		4	そしゃく機能を失ったもの
		5	音声又は言語機能を失ったもの

3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
		7	一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
4	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの	8	一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
6	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
7	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	11	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

8. 支給手続

手当の額は月額26,440円である。

手当は、2月、5月、8月、11月に前月分までの分を支給する。

本人、扶養義務者等については所得制限がある。

	扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額(円)	所得額(円)	収入額(円)	所得額(円)
平成20年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

継続して手当を受給するには毎年8月11日から9月10日の間に前年の所得状況届を提出する必要がある。

9. 年次推移

平成15年4月、手当の額を26,860円から26,620円に改定

平成16年4月、手当の額を26,620円から26,520円に改定

平成18年4月、手当の額を26,520円から26,440円に改定

支給実績

年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
支給者数(人)	276	275	266	293	294
支給件数(件)	3,251	3,220	3,199	3,168	3,180
支給金額(円)	86,216,520	85,394,400	84,581,560	83,761,920	84,079,200

10. 監査結果

平成20年度の申請書類の中から25件をサンプリングし、市税データと照合し、検証した結果、本人の所得制限オーバーが1件、扶養義務者の所得制限オーバーが1件あったが、いずれも不支給決定されており、所得制限については、適正に処理されていた。

当該制度の要件として、「病院又は診療所に3カ月を超えて入院していないこと」とあるが、平成20年度にこの要件に該当するにもかかわらず、誤って現況届を提出し、後日、返納を求めた事例が1件あった。手当振り込みの案内の記載が読みづらいことが原因であったが、市では、別紙を添付し、「入院4カ月目から手当が受給できなくなります。受給した場合は返納することになります。」と重ねて表記するようしており、誤りのないよう事務の改善に努めていた。

1. 事業名

福祉タクシー利用助成費

2. 担当課

障害福祉課

3. 制度開始年度

昭和54年度

平成3年度：対象者拡大（体幹3級・内部1級（非課税のみ））

平成12年度：枚数拡大（年間30枚 36枚）

平成14年度：対象者拡大（精神障害1～2級 年間24枚）

平成18年度：対象者変更（視覚3級追加、所得制限付加・在宅のみ対象）

平成20年度：対象者拡大（本人所得税非課税 本人市民税所得割16万円未満）

4. 負担割合（国・県・市）

市100%

5. 法的根拠

金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱

6. 趣旨・目的

通常交通機関を利用することが困難な重度の障害者に対し、その社会参加を促進し、福祉を増進するため、タクシー利用料金の一部を助成する。

7. 制度内容

対象者は、次のいずれかに該当する者で、かつ、申請日の属する年度（その日の属する月が4月から6月の場合は前年度）分の市町村民税の所得割の額が16万円未満の者である。

ア 身体障害者手帳の交付を受けている1・2・3級の視覚に障害のある人・体幹機能障害のある人

イ 身体障害者手帳の交付を受けている1級・2級の下肢機能障害のある人

ウ 身体障害者手帳の交付を受けている1級の内部機能障害のある人

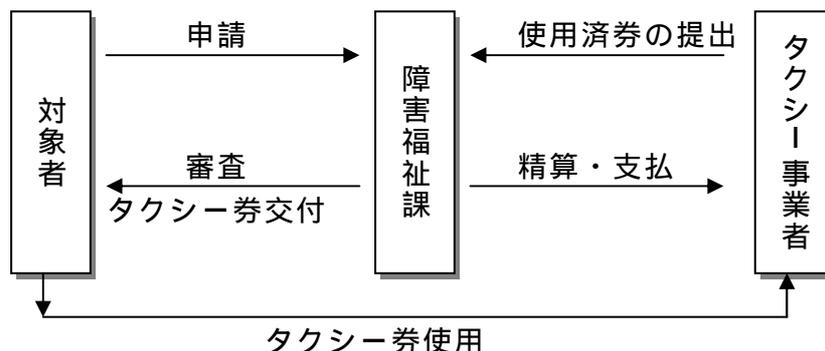
エ 療育手帳Aの交付を受けている知的障害のある人

オ 1級・2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

なお、本制度の対象から除かれる者として、自動車運転免許証を所持し自ら自動車を使用する者と、障害者施設等に入所している者があげられている。

助成方法は、タクシー利用券を交付して、タクシー小型車の初乗り料金分（500円～690円）を助成する。身体障害者手帳と療育手帳の所持者には年間36枚、精神障害者保健福祉手帳所持者には年間24枚交付される。年度の途中に新規申請する場合は、月割りした枚数を交付する。タクシー利用券は、1乗車につき1枚のみ利用することができる。

8. 支給手続



9. 年次推移

当該制度は、昭和 54 年度に開始され、平成 3 年度に助成対象者を拡大し、平成 12 年度にタクシー利用券交付枚数を増加し、平成 14 年度に助成対象者を 1 級・2 級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者まで拡大した。平成 18 年度には助成対象者を拡大する一方、所得制限を導入した。平成 20 年度には、この所得制限を本人所得税非課税から本人市民税所得割 16 万円未満に緩和した。

過去 5 年間の本制度の利用状況実績

(身体に障害のある人・知的障害のある人)

年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
対象人数	6,377	6,659	6,718	6,718	6,767
交付冊数	3,043	3,027	2,289	2,108	2,448
交付率 (%)	48	45	34	31	36
交付枚数	101,210	101,331	78,297	70,661	81,808
利用枚数	52,808	54,387	44,245	40,779	44,736
利用率 (%)	52	54	57	58	55
利用金額 (千円)	33,298	33,628	27,046	24,757	28,653

身体に障害のある人・知的障害のある人については、所得制限を導入した平成 18 年度にタクシー利用券の交付・利用金額が減少したが、所得制限を緩和した平成 20 年度に再び増加している。

(精神に障害のある人)

年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
対象人数	1,044	1,195	1,298	1,462	1,646
交付冊数	604	775	716	746	883
交付率(%)	58	65	55	51	54
交付枚数	12,467	16,888	15,950	16,696	19,086
利用枚数	7,158	9,352	10,389	11,166	12,194
利用率(%)	57	55	65	67	64
利用金額(千円)	4,545	5,821	6,441	6,878	7,650

精神に障害のある人については、所得制限を導入した平成 18 年度にタクシー利用券の交付は減少しているが、利用金額は増加している。所得制限を緩和した平成 20 年度には、タクシー利用券の交付・利用金額ともに増加している。

10. 監査結果

本制度の対象とならない自動車運転免許証を所持し自ら自動車を使用する者が、申請窓口でそれらを秘して申請すればチェックできない。そこで、申請時に窓口で障害者手帳をチェックする際に、過去に「身体障害者自動車運転免許取得費助成」や「身体障害者自動車改造助成費」の助成を受けていないか、自動車税の減免を受けていないかの確認を徹底する必要がある。

【意見】

福祉タクシー利用助成費については、申請時に、「身体障害者自動車運転免許取得費助成」や「身体障害者自動車改造助成費」の助成を受けていないか、自動車税の減免を受けていないかの確認を徹底する必要がある。

所得制限について、平成 20 年度の申請書類の中から 25 件をサンプリングし、市税データと照合し検証した結果、すべて適正に処理されていた。しかし、中には世帯の市民税額が 194,300 円の世帯の障害のある人も存在した。

対象者の所得制限について、障害のある人本人の市民税額から障害のある人世帯の市民税額を基準に変更したり、障害の程度によって制限額を変えることについては、当該事業の対象者が、バスに乗ることができない「重い障害のある人」のみを対象としていることや、平成 18 年度に所得制限を導入し、平成 20 年度に所得制限を緩和した経緯もあることから、当面は難しいと思われる。

1. 事業名

心身障害者扶養共済制度加入助成費

2. 担当課

障害福祉課

3. 制度開始年度

昭和 45 年度

4. 負担割合（国・県・市）

市 100%

5. 法的根拠

金沢市援護規則第 3 条第 1 項第 5 号

6. 趣旨・目的

石川県心身障害者扶養共済制度加入者のうち、2 口目の加入者に対し、掛金の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図る。

7. 制度内容

心身障害者扶養共済とは、保護者が元気なうちに制度に加入して掛金を払い、保護者が死亡や重度障害になったときは、残された障害のある者に終身年金を支給する任意加入の制度である。

対象となる障害のある人は、次のいずれかに該当し、将来独立自活することが困難と認められる者である。

ア 知的障害のある人

イ 身体障害者手帳の 1 級から 3 級までのいずれかに該当する障害者

ウ 精神又は身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度が前 2 口に掲げる者と同程度と認められる者

加入者は、心身障害者の保護者（配偶者（内縁を含む。）父母、兄弟姉妹、祖父母その他の親族等で現に心身に障害のある者を扶養している者をいう。）であって加入時において次の要件を満たしている者である。

ア 65 歳未満であること。

イ 生命保険契約の被保険者となれないような特別の疾病又は障害を有しないこと。

障害のある人が施設に入所している場合でも加入できる。

掛金の月額、次の表のとおり。

（単位：円）

加入者の年齢	平成20年 4 月以降の加入					平成20年 3 月までの加入					
	1 口目					2 口目	1 口目				
	保険料 (月額)	生活被保 護世帯	住民税非 課税世帯	均等割 のみ 課税世帯	その他の 世帯	保険料 (月額)	保険料 (月額)	生活被保 護世帯	住民税非 課税世帯	その他の 世帯	保険料 (月額)
35才未満	9,300	0	4,650	6,510	9,300	9,300	5,600	0	4,480	5,040	5,600
35才以上 ～40才未満	11,400	0	5,700	7,980	11,400	11,400	6,900	0	5,520	6,210	6,900
40才以上～ 45才未満	14,300	0	7,150	10,010	14,300	14,300	8,700	0	6,960	7,830	8,700

45才以上～ 50才未満	17,300	0	8,650	12,110	17,300	17,300	10,600	0	8,480	9,540	10,600
50才以上～ 55才未満	18,800	0	9,400	13,160	18,800	18,800	11,600	0	9,280	10,440	11,600
55才以上～ 60才未満	20,700	0	10,350	14,490	20,700	20,700	12,800	0	10,240	11,520	12,800
60才以上～ 65才未満	23,300	0	11,650	16,310	23,300	23,300	14,500	0	11,600	13,050	14,500

運用利回りの低下や、年金給付期間の長期化等により財政が悪化し、将来の年金支払いを確実に行えない恐れが生じてきたため、平成20年4月に制度改正が行われ掛金が増額された。

加入時の年齢で掛金の金額が固定し変化しない。

希望により2口目まで加入できる。

年金支給額は、1口につき月額2万円

掛金は、加入者が20年以上（S61.3.31以前の加入者は1口目のみ25年以上）継続して加入し、かつ65歳以上になったとき免除される。

掛金の減免（県）

県は、加入者の負担を軽減するため、1口目に限り次のように掛金を減免している。

減免要件	減免の割合	
	平成20年4月以降の加入者	平成20年3月までの加入者
1. 生活保護世帯	掛金の100%	掛金の100%
2. 住民税非課税世帯 (世帯全員に限ります。)	掛金の50%	掛金の80%
3. 均等割のみ課税世帯 (世帯全員に限ります。)	掛金の30%	
4. 上記以外の全加入世帯		掛金の10%

減免要件1～3の減免を受けようとする場合は、「掛金減免申請書」を提出しなければならない。新規加入者は、加入申請のとき、継続加入者は、毎年2月から3月上旬に提出が必要である。

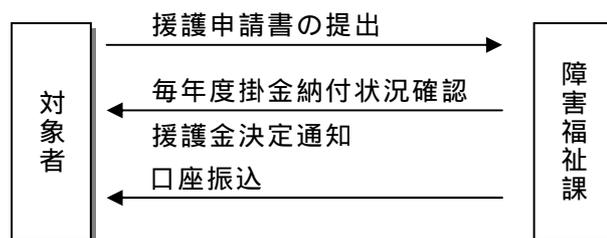
掛金の助成（市）

共済制度に加入している者の掛金負担を軽減するため、その一部を助成している。

ア 助成は、掛金年額の3割。(ただし、2口目についてのみ)

イ 2口目加入時に助成申請の手続きを行うことで毎年度加入者の掛金納付状況を確認し、6月に前年度分の助成額相当が指定口座に振り込まれる。

8. 支給手続



9. 年次推移

昭和 45 年度 事業開始

昭和 61 年度、平成 8 年度、平成 20 年度に掛金増額改定

支給実績

年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
支給者数(人)	213	207	214	217	196
支給金額(千円)	4,463	4,645	4,811	4,602	5,608
新規助成対象加入者数(人)	10	6	7	12	0

掛金増額改定の前年の平成 19 年度には駆け込みで新規助成対象加入者数が大幅に増えているが、改定後の平成 20 年度の新規助成対象加入者数は、ゼロである。

10. 監査結果

掛金月額表のうち、2 口目保険料の金額は以下のとおりである。

加入者の年齢	平成 20 年 3 月までの加入(円)	平成 20 年 4 月以降の加入(円)	保険料 増加額	保険料 増加率
35 才未満	5,600 (1,680)	9,300 (2,790)	3,700 (1,110)	66%
35 才以上 ~ 40 才未満	6,900 (2,070)	11,400 (3,420)	4,500 (1,350)	65%
40 才以上 ~ 45 才未満	8,700 (2,610)	14,300 (4,290)	5,600 (1,680)	64%
45 才以上 ~ 50 才未満	10,600 (3,180)	17,300 (5,190)	6,700 (2,010)	63%
50 才以上 ~ 55 才未満	11,600 (3,480)	18,800 (5,640)	7,200 (2,160)	62%
55 才以上 ~ 60 才未満	12,800 (3,840)	20,700 (6,210)	7,900 (2,370)	62%
60 才以上 ~ 65 才未満	14,500 (4,350)	23,300 (6,990)	8,800 (2,640)	61%

注.()は市助成額である。

上記の表からわかるように、平成 20 年 4 月以降の保険料の額は 60% 以上も高くなった。市の助成額も同様に増えているが、保護者の負担も増えているため、新規助成対象加入者数はゼロである。

駆け込み加入の影響もあると思われるが、今後もこの状況が続くようであれば、石川県とともに何らかの対策が必要である。

1. 事業名
障害児通園施設ひまわり教室管理運営費
2. 担当課
障害福祉課
3. 制度開始年月
昭和 53 年度
平成 17 年度 指定管理者制度へ移行
4. 負担割合（国・県・市）
市 100%
5. 法的根拠
障害者自立支援法
金沢市障害児通園施設条例
6. 趣旨・目的
身体に障害のある児童又は知的障害のある児童に対して、通園の方法により、その育成を助長することを目的とする。
7. 制度内容
金沢市障害児通園施設「ひまわり教室」の管理運営
8. 支給手続
四半期ごとに直接払
9. 年次推移

委託料・利用人員の推移

年度	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
委託金額（円）A	36,830,032	37,733,000	37,628,000	38,020,000	36,227,000
委託先	むつみ会	むつみ会	むつみ会	むつみ会	むつみ会
延べ利用人員（人）B	262	197	184	151	142
延べ利用日数（日）C	3,533	2,931	2,864	2,325	1,451
A/B（円）	140,573	191,538	204,500	251,788	255,120
A/C（円）	10,425	12,874	13,138	16,353	24,967

委託料は、年度によって多少の変動があるが、ほぼ横這いである。

一方、延べ利用人員・延べ利用日数は、右肩下がりである。特に、指定管理者制度が導入された平成 17 年度以降に顕著である。

各年度の委託金額 A を延べ利用人員 B、延べ利用日数 C で除し、利用者一人当たりの委託金額、利用一日当たりの委託金額を算出してみたところ、平成 16 年度と平成 20 年度を比較すると、利用者一人当たりの委託金額は、140,573 円から 255,120 円と 80% 以上の伸びを示しており、利用一日当たりの委託金額は、10,425 円から 24,967 円と 140% の伸びを示している。

金沢市障害児通園施設「ひまわり教室」管理運営費積算表（平成 20 年度）

	項目	内容等	予算（円）	決算（円）	増減（円）
人件費	常勤職員費	常勤職員 7 人の給与・賞与・諸手当・共済費	29,565,000	29,564,425	575
	嘱託医謝礼		201,000	200,400	600
	退職手当積立金掛金	常勤職員 6 人(管理者除く)	1,373,000	1,372,896	104
	小計（a）		31,139,000	31,137,721	1,279
事業費		水道光熱費	1,000,000	954,446	45,554
		送迎事業（燃料費等）	1,000,000	934,327	65,673
		指導訓練費等(教材費等)	500,000	581,583	81,583
	小計（b）		2,500,000	2,470,356	29,644
管理費	福利厚生費		50,000	50,562	562
	衛生費・消耗品費等		250,000	254,706	4,706
	旅費交通費等		150,000	169,720	19,720
	通信運搬費		150,000	118,274	31,726
	車両整備費・経費等		900,000	940,213	40,213
	損害保険料等		210,000	222,170	12,170
	小額修繕費		50,000	54,468	4,468
	その他の管理費		650,000	630,810	19,190
	冷暖房保守点検費		150,000	150,000	0
	消防設備保守点検費				
	一般廃棄物処理費				
	電気工作物保安点検費				
	ボイラー設備点検費				
	賠償責任保険ほか				
機械警備費		28,000			
小計（c）		2,588,000	2,618,923	30,923	
(a) + (b) + (c)			36,227,000	36,227,000	0

支払内訳

（単位：円）

支払時期	平成 20 年 4 月	平成 20 年 7 月	平成 20 年 10 月	平成 21 年 1 月	計
給料・賞与・手当	7,964,761	4,901,022	8,248,735	4,901,482	26,016,000
共済費	1,081,967	673,542	1,119,826	673,665	3,549,000
報償費	50,100	50,100	50,100	50,700	201,000
退職積立金	343,224	343,224	343,224	343,328	1,373,000
小計	9,440,052	5,967,888	9,761,885	5,969,175	31,139,000

事業費	483,750	932,350	431,750	652,150	2,500,000
管理費	647,000	647,000	647,000	647,000	2,588,000
小計	1,130,750	1,579,350	1,078,750	1,299,150	5,088,000
支払金額合計	10,570,802	7,547,238	10,840,635	7,268,325	36,227,000
委託料概算払	10,580,000	7,550,000	10,840,000	7,257,000	36,227,000

以上から、委託料 36,227,000 円を、平成 20 年 4 月 21 日に 10,580,000 円、7 月 18 日に 7,550,000 円、10 月 20 日に 10,840,000 円、平成 21 年 1 月 20 日に 7,257,000 円を概算払いで支払い、精算額は 0 円であった。

指定管理者

平成 17 年度から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人「むつみ会」を指定管理者に指定した。

指定管理者選定理由

平成 16 年 8 月 17 日「指定管理者制度導入・移行に際しての本市の基本方針」の

(1) 公募せずに選定するケース

福祉・保健の向上を図る特別な事業展開を主体とする施設

福祉・保健の向上を図る特別な事業展開を主体とする施設については、中立性・公平性の確保及び設置目的の達成等の観点から、事業を実施するのに最もふさわしい団体に、その公の施設の管理を委ねるものとする。

に該当することから、下記の理由と審査により、「むつみ会」を選定している。

選考理由

「金沢市障害児通園施設「ひまわり教室」は、障害者支援費制度に基づく障害児デイサービスとして位置づけされているため、管理者だけの変更は、当該事業の主体である児童にとって、不安やストレスにつながる事が障害の特性からして容易に想像され、児童の育成上避けなければならない」との理由により、昭和 53 年から当該事業を行っている社会福祉法人「むつみ会」は、実績もあり最も適した事業者であること。

同一敷地内に社会福祉法人「むつみ会」の施設である「若草福祉作業所」、「若草ホーム」が位置していることで、重度障害のある児童のための通所施設である「ひまわり教室」への緊急時における速やかな職員の応援態勢が期待できること。

審査項目

障害児通園施設の管理運営が団体の目的・事業に合致していること。

税の滞納がないこと。

債務超過でないこと。(過去2年)

仕様と適合していること。

実績のある社会福祉法人であること。

上記5項目すべてが「良」であった。

10. 監査結果

委託料の精算額が0円となっているが、「その他の管理費」で精算額が0円となるように調整している。委託料の節減を図るためにも、金額の多寡にかかわらず、余剰分があれば返納を求めるべきである。

また、年次推移を見ると、利用人員が毎年度減少しているにもかかわらず、委託料は横這いとなっている。内容の十分な精査が必要である。

【意見】

「ひまわり教室」の指定管理料については、委託料の節減を図るためにも、精算内容を精査し、金額の多寡にかかわらず、余剰分があれば返納を求めるべきである。

当該事業の目的は、「身体に障害のある児童又は知的障害のある児童に対し、通園の方法により、その育成を助長する」であることから、絶対に必要な事業であると理解できる。

指定管理者制度が導入された平成17年度以降の延べ利用人員・延べ利用日数の減少が顕著であるにもかかわらず、委託料の削減が進んでいない原因は、重度障害のある児童の増加のためと思われる。担当課の指定管理者事業評価表の「効率性」欄は管理運営費の予算どおりの実績との評価から、評点2(4段階評価の上から2番目)とされており、目標や計画どおりの成果があったという評価であったが、委託料に見合う効果を上げているのかについては、評価が不十分である。

効率的な運営を目指すためにも、延べ利用人員・延べ利用日数の増加を図り、稼働率を引き上げるべきである。平成20年7月から、小学生の放課後療育指導を行い、21年度に入ってから、増加しているため、引き続きより一層の努力を続けるべきである。

【意見】

「ひまわり教室」の効率的な運営を目指すために、延べ利用人数・日数の増加を図り、稼働率を引き上げるべきである。

なお、担当課では、今後、他の児童デイサービス事業所が受け入れたがらない1歳過ぎからの身体に重度の障害のある児童を、育児する親を孤立させることのないように「ひまわり教室」において受け入れていく必要があると考えている。

1. 事業名

心身障害者医療助成費

2. 担当課

健康総務課

3. 制度開始年度

昭和 49 年度

昭和 58 年度から、対象者を 65 歳以上に拡大

4. 負担割合（国・県・市）

身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A、B （入院のみ）

県 2 分の 1 市 2 分の 1

その他 市 100%

5. 法的根拠

高齢者等の医療費の助成に関する条例

石川県心身障害者医療費助成事業費補助金交付要綱

6. 趣旨・目的

心身に障害のある人が健康保険の適用を受ける診療を受けた場合に、健康保険の自己負担分を助成することによって、心身に障害のある人の健康の維持と経済的負担の軽減を図る。

7. 制度内容

対象者： 市内に居住する、65 歳未満の者で、身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳、I Q 35 以下の者

市内に居住する、65 歳以上の者で、身体障害者手帳 1～3 級・4 級の一部、療育手帳、I Q 35 以下の者

なお、生活保護受給者は対象外

助成額： 自己負担額及び一部負担金、訪問看護ステーション利用料

所得制限： 平成 18 年 8 月から県制度と同じ老齢福祉年金の支給停止基準を所得制限額として適用

平成 20 年 8 月から、特別障害者手当の支給停止基準を所得制限限度額として適用（本人、配偶者及び扶養義務者の所得額、扶養親族数及び所得控除等により算出）

8. 支給手続

支給物（現物・金銭）： 金銭給付

支給方法（直接・間接）： 直接（指定口座に振込）

支給月： 申請月を含めて 3 か月後の月末

9. 年次推移

年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
対象者数(人)	10,838	11,174	11,394	10,620	10,811
扶助費(千円)	1,405,620	1,480,808	1,469,528	1,347,572	1,306,165
高額療養費還付金(千円)	309,002	316,272	338,792	322,292	140,803
実質の扶助費(千円)	1,096,618	1,164,536	1,130,736	1,025,280	1,165,362

注1. 平成20年度については、後期高齢者医療制度の開始に伴い、実績は11ヶ月分となっている。

注2. 実質の扶助費は、扶助費から高額療養費還付金を除いた額である。

10. 監査の結果

医療費の自己負担分を助成する制度であり、65歳未満は現物給付、65歳以上は償還払いとなっている。65歳未満の場合は、医療機関における受診時に、「医療費受給者証」を提示する必要がある。対象となる医療費は、対象者の1か月あたりの自己負担分であり、診療報酬支払機関における審査などを経て助成している。

平成18年8月から、県制度と同じ所得制限(老齢福祉年金の支給停止基準)を導入したが、平成20年8月にこれを緩和(特別障害者手当の支給停止基準)している。

対象者の増加に伴い、扶助費も増加しており、今後の市の財政的な負担を考えると、当該制度の持続可能性には疑問がある。また、特定疾患や小児慢性特定疾患にかかる医療費の公費負担制度と合わせた助成のあり方の検討も必要である。

身体障害者手帳について

監査結果

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、身体に障害のある者が医師の診断書を添えて居住地の市町村に申請することにより、都道府県知事、指定都市・中核市市長から受ける手帳である。手帳の交付を受ける者の障害の状態が更生医療の適用、機能回復訓練等によって軽減する等の変化が予想される場合、医師の診断書には、障害の改善の可能性を鑑みて再認定の時期が記載されており、身体障害者台帳にも記載される。

金沢市では、再認定の時期の2月前に身体障害者次期判定満了者一覧を身体障害者台帳から打ち出し、再認定のお知らせを身体障害者手帳所持者に送付しているが、「再認定」を受けなくても金沢市として十分指導していない。

手帳には、有効期限がないので、「再認定」を受けなくても手帳は無効にならず、仮に障害の程度が軽くなった場合、重い認定の手帳を所持していればサービスを多く受けられる場合もある。

身体に障害のある人が亡くなった場合、身体障害者手帳の返還義務が生じる。死亡届を提出すると、身体障害者台帳にも反映されるシステムとなっているが、廃棄される場合も多く、返還しないからといって、金沢市として指導していない。

返還例

死亡日	返還日	要した期間
平成16年11月3日	平成20年4月30日	3年6月

身体障害者手帳には、運転免許証と同様に本人の写真が添付されており、悪用される可能性は少ないとはいえ、各種割引等の経済的価値もあるので、その管理は厳密にする必要がある。

身体障害者手帳所持者が、居住地や氏名を変更した場合、金沢市に変更届を提出し、手帳の変更をしなければならないが、変更をしなくても金沢市として何ら対応をしていない。金沢市内ならば、住民票の異動と身体障害者台帳は連動しており、金沢市として不都合はないということであるが、金沢市として市内の異動を把握できているのであれば、身体障害者手帳所持者に通知等する必要があると考えられる。

変更例

変更日	届出日	要した期間
平成15年8月1日	平成21年1月30日	5年6月
平成18年12月2日	平成21年1月30日	2年2月
平成16年4月3日	平成21年1月26日	4年10月

【意見】

身体障害者手帳の再認定や返還、住所変更について、手帳所持者等へ十分指導すべきである。

障害者相談員について

監査結果

平成 10 年に、障害者相談員制度の管理主体が国から地方自治体に移管された。

障害者相談員の設置要綱には、「障害者相談員は、心身の障害を持つ人の相談に応じ、必要な指導や支援を行うとともに、障害者の地域活動の推進役となり、市町村や福祉事務所、保健所等行政機関に協力し、併せて、障害者福祉について、担当地域の住民の正しい認識と理解を得るための啓発・啓蒙等の業務を進める。」とある。

金沢市には、身体障害者相談員 32 名、知的障害者相談員 10 名、精神障害者相談員 8 名の合計 50 名の障害者相談員がいる。

障害者相談員は、障害のある人の団体からの推薦によって、障害のある人及びその家族の中から、2 年の任期で任命され、障害のある人の福祉増進を図るため、各種の相談に応じ必要な助言・指導を行い、年度末に業務報告書を提出する。

報酬は、年 24,500 円である。これは、報償費として市から支出されているが、扶助費と密接な関連があるのでここで取り上げた。

業務報告書から

身体障害者相談員の内容別相談件数

相談員 No.	手帳	医療	生活	施設	年金・手当	職業	結婚	その他	計
1	3		5	2				6	16
2			49					17	66
3	2				2	1			5
4			2						2
5		4	3	4	5	1	3		20
6			5						5
7		2	11	1	11	1		5	31
8	1	1	1	1					4
9	1	1				2	1		5
10				1		1	1	3	6
11	2			1	1	1			5
12	1	4	4	1	1	11		6	28
13		1	1					1	3
14		1						1	2
15	3	8	5	8	8	12		17	61
16			5			9			14
17	2			1		1		2	6

18	16	61	43	82	37	43	6	164	452
19		2	14			1			17
20	2	2	1	3	1			2	11
21	14	10	10	4	16	14	2	18	88
22		1						3	4
23	6	4		1	5	6	1	105	128
24	2	1	2						5
*25									0
26		2	2		1				5
27	1	3	3		1	3	1	2	14
28	5	5	8		2	5			25
29		11	6						17
30		4	2	1	2	4			13
31		1	1						2
32			6						6
小計	61	129	189	111	93	116	15	352	1066
割合	6%	12%	18%	10%	9%	11%	1%	33%	100%

知的障害者相談員の内容別相談件数

相談員 No.	手帳	医療	生活	施設	年金・手当	職業	結婚	その他	計
33					1				1
34			1	8	4				13
35			4	12	1			1	18
36	3	5	6	1	5	1	0	4	25
*37									0
38	1	2	6	5	2	4	0	2	22
39				1				1	2
40		4	15	5	1	3		0	28
41	1		3		2	1		5	12
42			1	1	1			1	4
小計	5	11	36	33	17	9	0	14	125
割合	4%	9%	29%	26%	14%	7%	0%	11%	100%

精神障害者相談員の内容別相談件数

相談員 No.	手帳	医療	生活	施設	年金・手当	職業	結婚	その他	計
43		4	4	1		1		3	13
44	1	1	50	2	3	2			59

45	1	1	5	3					10
46		3	2			2	1		8
47		1	1		1		2		5
48	3	5	7	6	3	2	0	0	26
49			18		1				19
50			25	3	1				29
小計	5	15	112	15	9	7	3	3	169
割合	3%	9%	66%	9%	5%	4%	2%	2%	100%

業務報告書を閲覧したところ、相談内容ごとの相談件数のみが判別できただけである。1年間、全く相談を受けてない者（*の者）が2名いた。そこで、年間相談件数の階層別に相談員数を調べてみると、以下のようになった。

相談件数	相談員数（人）
～11件	23
12件～49件	21
50件～	6

以上から、年間相談件数が11件（1ヶ月1件）以下の者が23名で、相談員の半数近くを占めている。年間相談件数が50件（1週1件）以上の者は、6名であった。ボランティア的な役割であるとはいえ、この結果を見ると、相談員制度が十分に機能していない部分もあるのではないかと思われる。

障害者相談員については、以下の改善策が考えられる。

ア 障害者相談員の周知

金沢市のホームページに障害者相談員の情報が載っているが、関係機関・団体等にも協力を求め、地域内に障害者相談員の顔と名前を知ってもらうことも必要である。

イ 待ちの姿勢から行動へ

障害者相談員の活動状況をみると、障害のある人からの相談待ちの姿勢が目立つ。障害者相談員は、声を上げない・声の小さな障害のある人に代わってその権利擁護を行うことが期待されている。障害者相談員は、できるだけ外で障害のある人や関係者とのふれあいの機会を多く持つことも必要である。

ウ 実態把握

障害者相談員は、担当地域の障害者の実態や福祉事情について、なるべく正確に把握していることが必要である。そのためには、地域の公的機関や障害者団体等が主催する行事や事業に積極的に参加するとともに、障害者相談員相互の連携を図ることも必要である。

エ 相談後

障害者相談員の活動は、相談を受けてそれで終わりではない。相談者の満足を得るまで見届けなければならない。そして、相談内容は記録し、報告し

なければならない。記録することで、業務の引き継ぎ、関係機関への報告・提言に役立つ。

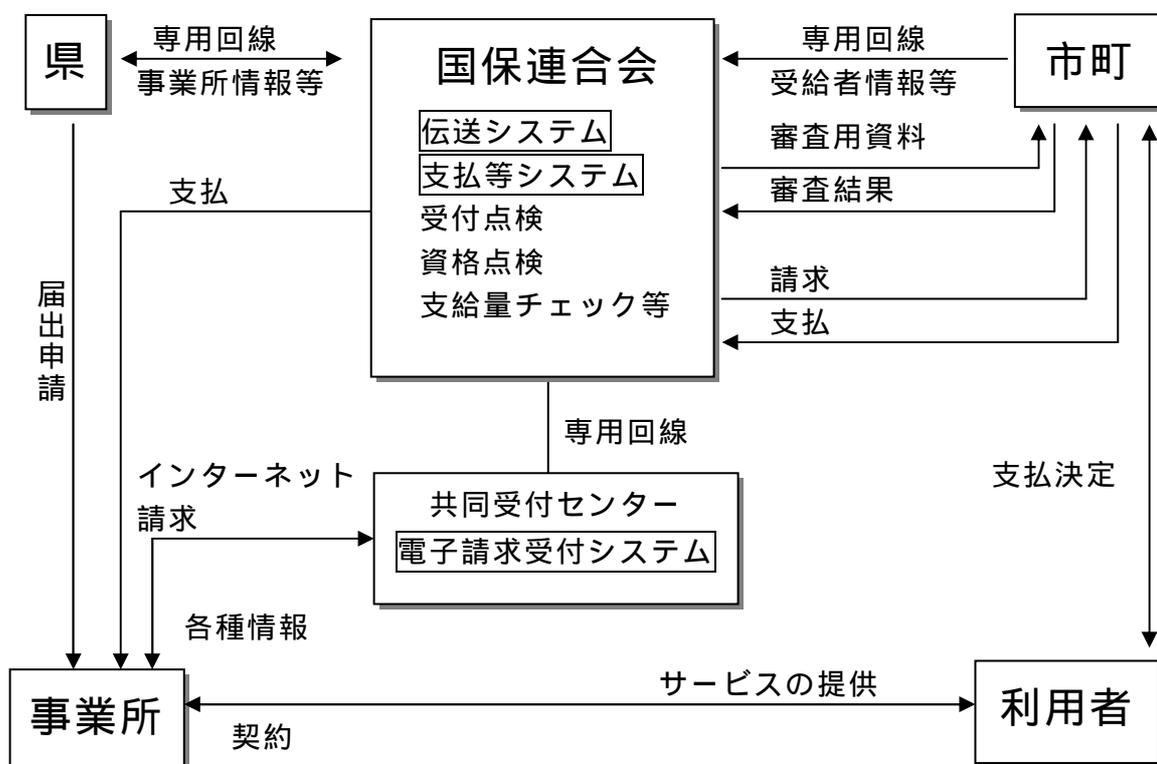
オ 報酬

以上のことを実行するには、年間相談件数の多寡も考慮して報酬を決定し、積極的に活動する相談員のモチベーションを高める必要がある。

石川県国民健康保険団体連合会（国保連）について

国保連は、国民健康保険法第 83 条に基づき、会員である保険者（市町・国民健康保険組合）が共同して目的を達成するため、石川県知事の認可を受け設立された団体であり、その性格は公法人である。金沢市長が理事長を務め、その他の石川県内市長・町長、学識経験者、医師国保組合理事長が役員となっている。

障害者自立支援事業については、国保連事務局の介護保険課が担当しており、具体的な事務の流れは、以下のとおりである。



平成 19 年 10 月から、市町からの委託を受けて指定障害福祉サービス事業所等から請求された障害介護給付費等の支払業務を行っているが、審査業務は行っていない。

金沢市の障害福祉サービスとの関わりは、障害児施設給付費（医療費のみ）、障害者施設入所支援費、自立訓練サービス費、就労移行支援サービス費、就労継続支援サービス費、施設入所支援サービス費、生活介護サービス費、障害者等居宅介護費、障害者等行動援護費、児童デイサービス費、障害者等短期入所費、療養介護サービス費、共同生活介護サービス費、障害者共同生活援助費が、国保連を通して事業所に支払われている。

また、事業所からの請求はインターネットによる電子請求に統一し、県、市町、事業所とネットワークを構築することにより、請求、審査、支払い等の事務の効率化を図っている。特に、規模の小さい市町、事業所にとっては国保連

合会を通すことで、事務の効率化が図られている。

監査結果

平成 20 年度中に国保連から金沢市に送られた障害福祉サービス費に関するエラー一覧表では、年間のエラー件数は 419 件あり、うち台帳との不一致が 31 件（7.4%）であった。下記の表から、特定の事業所に誤りが多いことが明らかである。

月	件数	うち台帳との不一致	摘要
4月	32	5	ケアセンター A 14 件
5月	68	19	居宅介護事業所 B 24 件
6月	22	0	ケアセンター A 9 件
7月	23	1	
8月	99	0	ヘルパーステーション C 79 件
9月	39	4	
10月	35	0	
11月	29	0	
12月	26	1	
1月	17	1	
2月	4	0	
3月	25	0	ヘルパーステーション D 16 件
合計	419	31	

市は、請求誤りの多い施設について、監査を行い、誤りが発生しないよう内部統制を確立するための指導を行うべきである。

また、不正請求を防止するための措置として、各利用者の各サービス利用実績の推移をチェックして、たとえ支給決定額以下であっても異常な増減があった場合や、月末に給付が集中している場合、給付が多額な場合等については利用者に利用サービス実績を通知する等の措置を講じるべきである。

【意見】

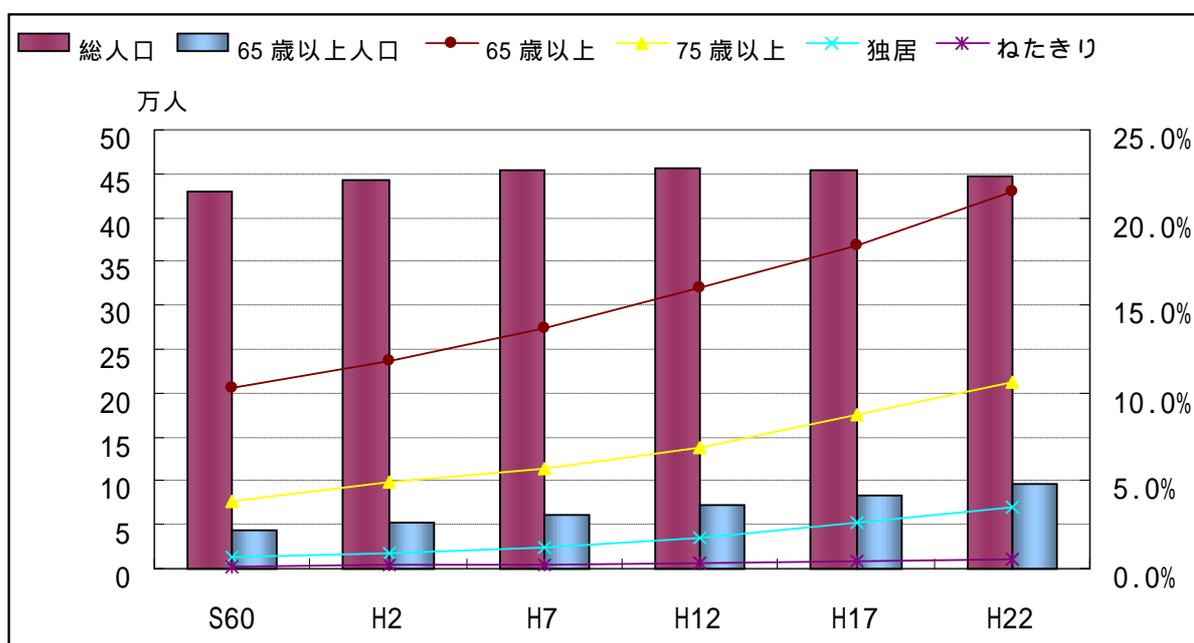
内部統制の確立や不正請求の防止のために、請求誤りや利用実績に疑問がある事業所の監査や指導を積極的に行うべきである。

3. 高齢者への扶助

1. 高齢者福祉の背景

高齢化の進行により、本市の65歳以上の高齢者は年々増加することが予想され、少子化の進行と相俟って、総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は急速に上昇している。また、高齢者の中でも75歳以上の割合が特に増加傾向にある。このような高齢者の増加に伴い、独居及びねたきりの高齢者も増加していくと考えられる。

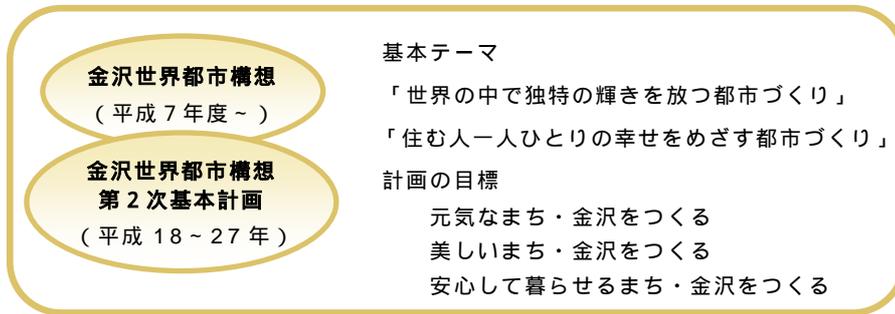
金沢市の人口と高齢化率の推移



2. 市の対応

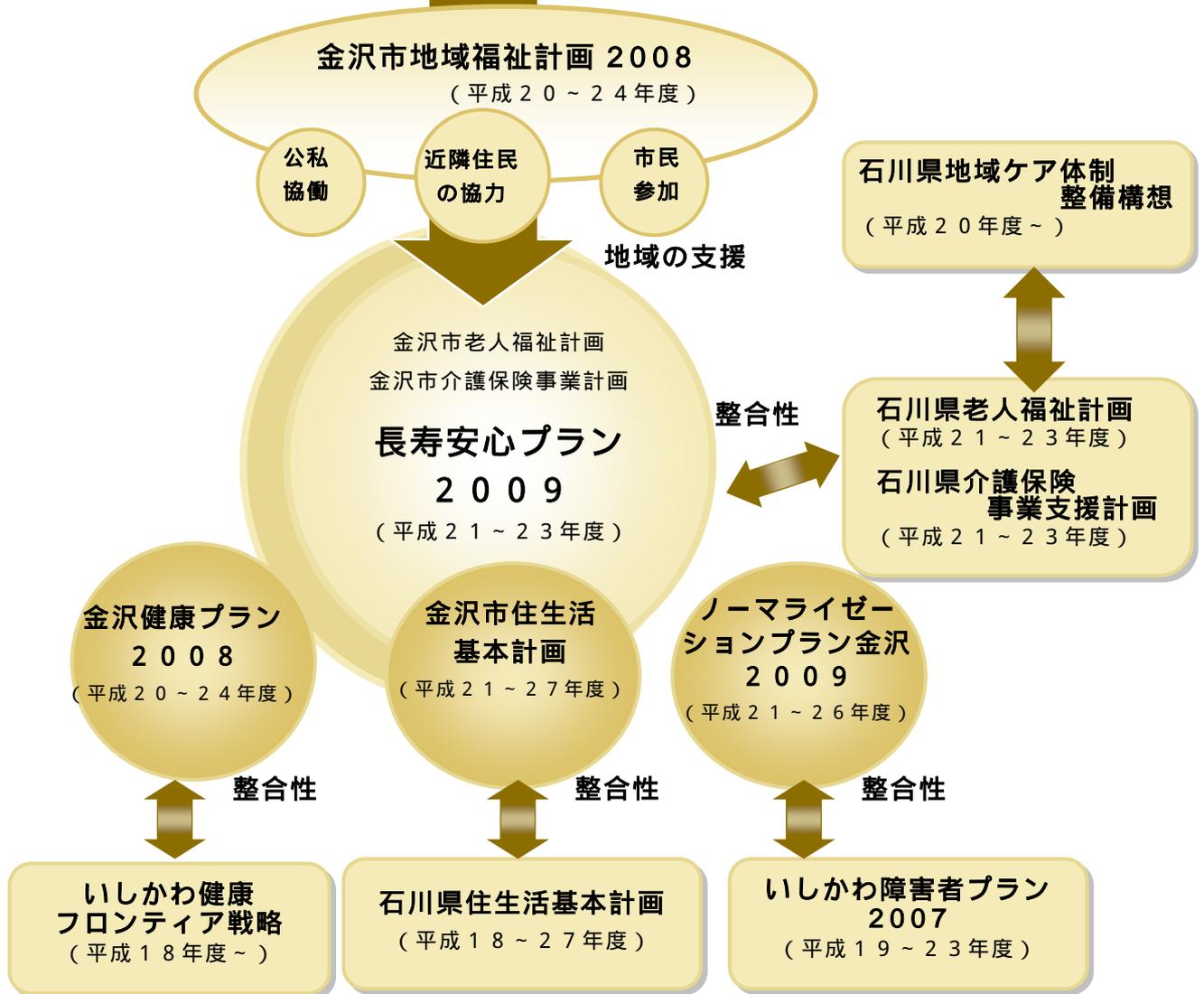
金沢市は、老人福祉計画と介護保険事業計画の2つの計画から構成される「長寿安心プラン2009」を作成している。老人福祉計画は、老人福祉法に位置付けられている高齢者に関する政策全般にわたる計画である。また、介護保険事業計画は、介護保険法により保険事業に係る給付の円滑な実施を確保することや介護予防の推進などを目的とする計画である。

「長寿安心プラン2009」の位置付け



反映

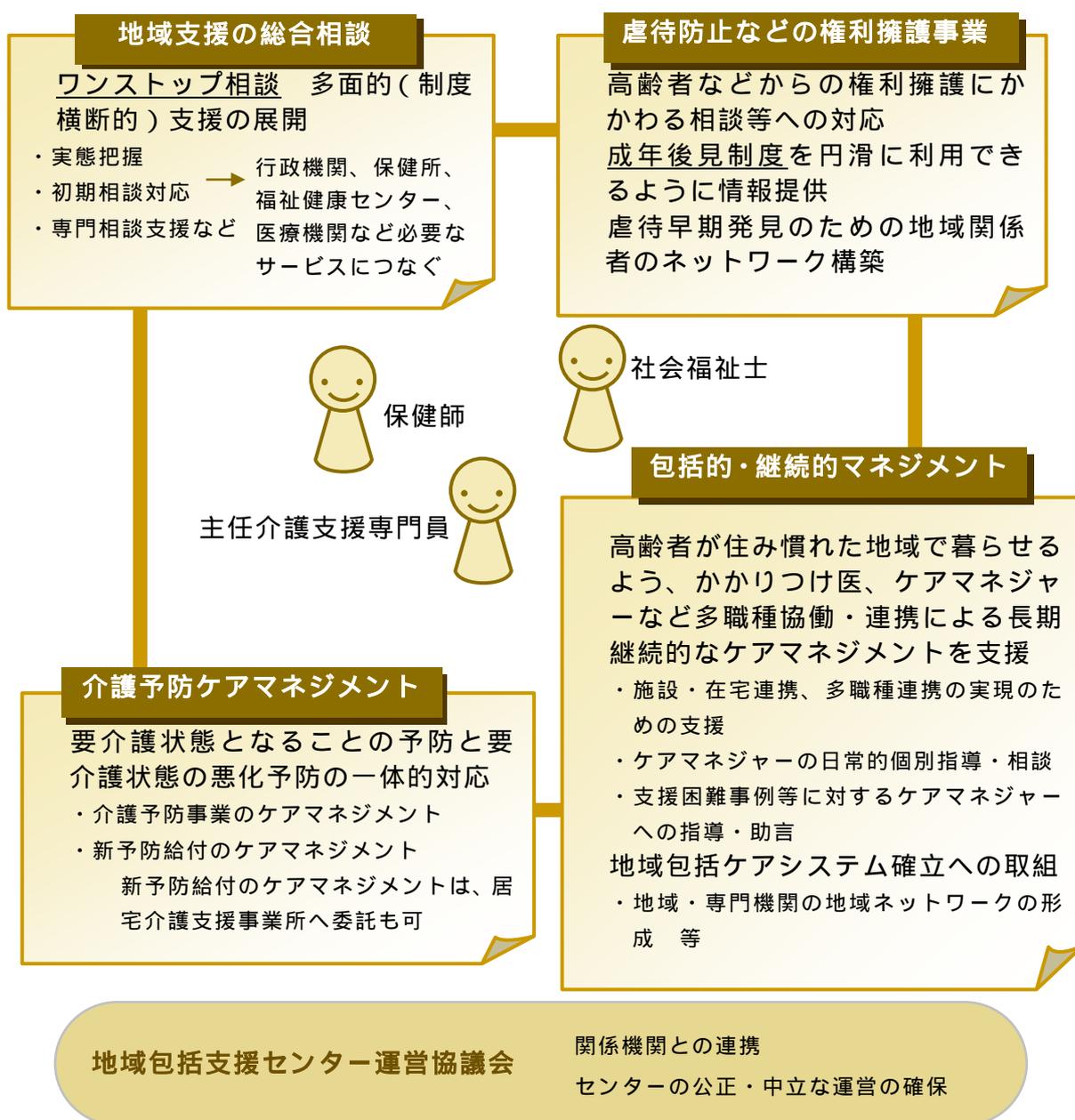
みんなで支え合う健康と福祉のまちづくりの推進に関する条例



3. 日常生活圏域の設定

お年寄り地域福祉支援センター（地域包括支援センター）の機能

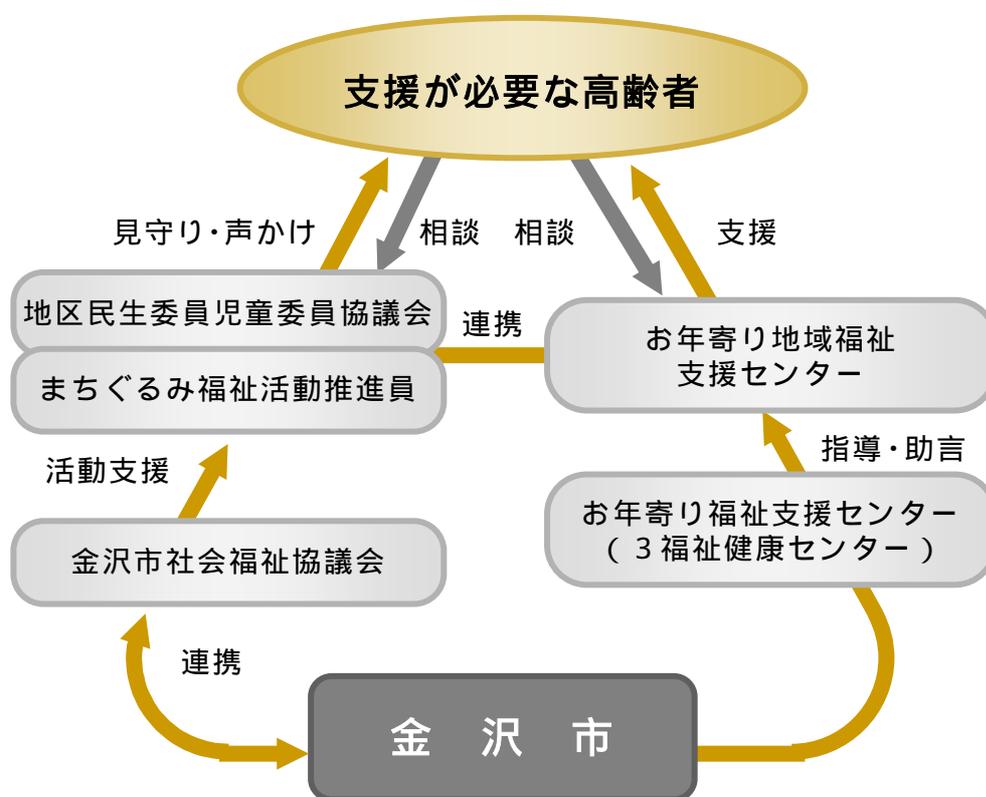
市は「長寿安心プラン」に基づき、地域密着の現状把握・現場対応を可能にするため、お年寄り地域福祉支援センターを市内 19 ヶ所に設置している（介護保険法上は当該センターを、地域包括支援センターという。）。地域福祉支援センターは、日常生活圏域で地域包括ケアを有効に機能させるために、保健師、主任介護支援専門員、及び社会福祉士の専門職種を配置し、多職種が力を合わせ、その専門知識や技術を互いに生かしながら、個別のサービスの調整も行う地域の中核機関として設置され、公平・中立の立場で介護支援を行う。また、市町村を責任主体として、連続性と一貫性をもった介護予防ケアマネジメントを行っている。



4. 地域の見守りと支援体制の充実

市では、民生委員・児童委員と活動に理解のある地域の方で「まちぐるみ福祉活動推進チーム」を組織し、お年寄り地域福祉支援センターと連携をとりながら、福祉サービスの情報提供や要支援者などの実態把握など、さまざまな活動を展開している。まちぐるみ福祉活動推進員は、高齢者宅の定期訪問や声かけ、見守りなどを行っている。

まちぐるみ福祉活動を支えるネットワーク



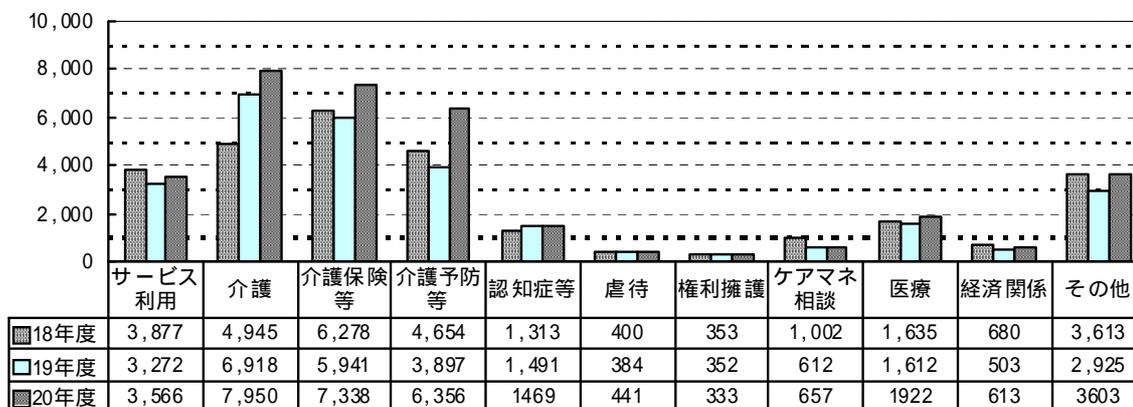
5. 金沢市お年寄り地域福祉支援センターの活動

過去3年間に地域福祉支援センターに寄せられた相談件数及びその内容は、以下のとおりである。

1) 相談件数

年 度	平成 18	平成 19	平成 20
相談延件数	20,510	19,848	25,252
訪問（再掲）	8,081	8,212	10,241
夜間相談（再掲）	174	153	300

2) 相談内容別件数（延件数）



（相談内容の概要）

サービス利用： 配食サービス・紙おむつ支給・緊急通報装置貸与等に関する相談

介護： 介護方法等に関する相談

介護保険等： 介護保険全般に関する相談

介護予防等： 介護予防全般に関する相談

認知症等： 認知症に関する相談

虐待： 高齢者虐待に関する相談

権利擁護： 成年後見制度等に関する相談

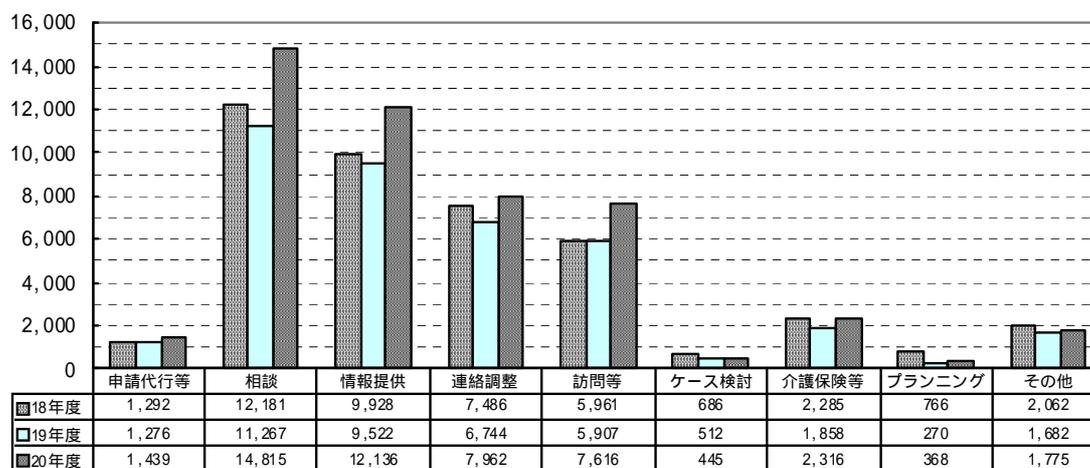
ケアマネ相談： 介護支援専門員（ケアマネジャー）からの相談

医療： 受診・入退院等に関する相談

経済関係： 経済的問題に関する相談

その他： 上記以外に関する相談

3) 対応内容別件数



相談、情報提供、連絡調整、訪問等の対面サービスが大半である。

(対応内容の概要)

申請代行等：配食サービス・紙おむつ支給・緊急通報装置貸与等の申請代行

相談：相談の傾聴・助言等

情報提供：情報提供

連絡調整：各関係機関の連絡調整

訪問等：自宅・施設・医療機関等への訪問

ケース検討：サービス担当者会議等の開催

介護保険等：介護保険等利用支援

プランニング：新予防給付ケアプラン・介護予防プラン等

その他：上記以外の対応

4) 高齢者の実態把握

高齢者の健康状態は日々変化するため、現状認識は最重要業務である。地域福祉支援センター職員は、地域で生活している支援が必要な高齢者世帯を訪問して実態の把握を行っている。

地域福祉支援センターを往査し、担当者への質問で、判明したことは、年1回の訪問では、不足しているということである。現状では、介護プランの作成に多大な時間を要しているため、下記の件数に留まっているが、今後は、関係者と密なる情報の交換を図り、正確、迅速な実態把握に対応できる体制を整備することが必要である。

年度	平成 18	平成 19	平成 20
把握延件数	5,426	4,844	4,922

1. 事業名

日常生活防火安全用具給付事業

2. 担当課

長寿福祉課

3. 制度開始年度

昭和 57 年度

- ・ 平成 12 年度の介護保険制度の施行に伴い、当該事業対象品目を除く日常生活用具については、介護保険制度へ移行
- ・ 平成 18 年度から平成 20 年 5 月まで、消防法の改正による住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことにより対象品目に火災警報器を追加
- ・ 平成 20 年度から、対象世帯を生活保護等世帯及び非課税世帯に限定

4. 負担割合（国・県・市）

市 100%

5. 法的根拠

老人福祉法第 10 条の 4 第 2 項

（市町村は 65 歳以上の者であつて、身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。）

金沢市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱

6. 趣旨・目的

援護を要する高齢者宅に防火安全用具を給付し、高齢者を火災から守ると同時に、近隣を含めた火災リスクの低下を図り、日常生活の安全を守ることを目的とする。

7. 制度内容

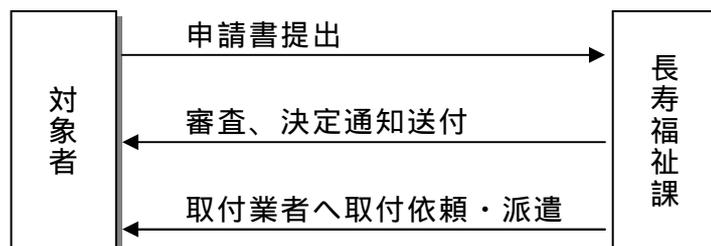
65 歳以上の単身又は高齢者のみの世帯で、かつ、生活保護世帯又は生計を維持する者の前年の所得税が非課税の世帯を対象に防火安全用具を支給する。

8. 支給手続

支給物（現物・金銭）：現物給付

支給方法（直接・間接）：申請者世帯に現物を直接に設置

支給月：随時



9. 年次推移

年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
事業費（千円）	2,321	2,193	3,208	3,718	3,976
件数（総数）	135	136	294	549	592
・自動消火器	47	41	54	82	77
・ガス漏れ警報器	27	25	43	64	49
・電磁調理器	61	70	52	45	54
・火災警報器	0	0	145	358	412
申請数	106	101	194	360	477

注．上記の表の件数で、自動消火器、ガス漏れ警報器、電磁調理器、火災警報器は、総件数の内数であるが、重複申請が可能なため、申請数と件数（総数）は合致しない。



自動消火器



ガス漏れ警報器



火災警報器

10. 監査結果

当該事業による火災予防効果を検証したところ、平成 20 年中に、市内で発生した建物火災 78 件のうち高齢者宅からの発生は 8 件あったが、当該事業の高齢者宅はなかった。事業の有効性を判断するためにも、このような検証も必要ではないだろうか。

設置する業者は、入札により選定されており、納品・設置の際に操作方を申請者に説明している。

設置後の保守管理は、申請者の責任ではあるが、高齢者の実態を考慮すると、設置機器の使用状況、自動消火器、ガス漏れ警報器の使用期限に関してのモニタリングも必要ではないだろうか。

給付申請が可能な世帯については、各地区民生委員及びお年寄り地域福祉支援センターが把握しており、必要と想定される世帯には、当該制度を説明し、申請の際には申請書の作成についても支援するなど、制度は適切に周知されている。

1. 事業名

外国人高齢者福祉手当

2. 担当課

長寿福祉課

3. 制度開始年度

平成7年度

4. 負担割合（国・県・市）

市 100%

5. 法的根拠

金沢市外国人高齢者福祉手当支給規則

6. 趣旨・目的

日本国籍を有していないために、国民年金に加入することができなかった高齢者に対し、市が独自に手当を支給することにより福祉の増進を図る。

7. 制度内容

大正15年4月1日以前生まれで昭和57年1月1日前（昭和57年1月1日より国民年金に加入できるようになったため）に外国人登録をし、申請日現在金沢市に引き続き1年以上外国人登録又は住民登録がある者のうち、公的年金を受けていない者に支給する。（所得制限あり）

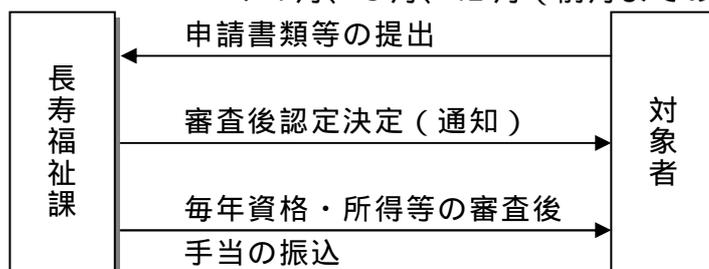
当該制度の対象者に生活保護受給者が含まれる場合には、当手当は、その他収入に計上されており、重複支給はない。

8. 支給手続

支給物（現物・金銭）：金銭で月額10,000円支給

支給方法（直接・間接）：対象者の口座へ直接に振込

支給月：4月、8月、12月（前月までの分）の年3回



9. 年次推移

年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
事業費（千円）	2,640	2,140	1,760	1,540	1,510
件数（人数）	22	20	16	13	13
支給対象人数	22	21	17	14	14
有効性指標（%）	100	95.2	94.1	92.8	92.8

注：有効性指標は、支給対象者数に対する支給者数である。

10. 監査結果

明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの高齢者が、保険料を掛けずに月額約 3 万円を老齢福祉年金として受給しており、その金額に比較すれば月額 1 万円と少額にとどまるが、制度の趣旨は老人福祉の増進であり国民年金の補充ではなく単純に比較はできない。

転入者からの問い合わせ・相談があった都度、対応・案内できるように市民課の外国人登録担当者が制度を知らせている。また制度開始時に、関係団体や広報活動を通じて、対象の把握に努めたことや、現在も市のホームページで制度が紹介されていることから、制度の周知は適切に行われている。

当該制度は、無年金の外国人高齢者の生活費を補うものであり、今後も当該制度は必要である。

1. 事業名

ねたきり老人等介護手当金支給費

2. 担当課

長寿福祉課

3. 制度開始年度

平成元年度

平成9年度 支給対象者及び支給要件を明確化

平成15年度 支給対象者に対して要介護条件
(原則要介護4又は5の状態にあるもの)を付加

平成16年度 支給要件の在宅介護日数を月15日以上とした。

4. 負担割合(国・県・市)

市100%

5. 法的根拠

金沢市在宅ねたきり老人等介護手当金支給実施要綱

6. 趣旨・目的

ねたきり高齢者等を常時介護している家族の労をねぎらうことを目的とする。

(類似制度)

国の介護家族支援特別対策を受け、自宅で日常的に介護している住民税非課税の家族に対しては、要介護4又は5で、介護サービスを1年間利用しなかった高齢者を介護していることを要件に、年額10万円を慰労金として支給する家族介護慰労事業が平成13年度から実施されている。(平成20年度の支給額:200千円)

7. 制度内容

本市に住所を有する在宅で65歳以上のねたきり又は重度認知症の高齢者(要介護4又は5:重度認知症の場合のみ要介護3を認める場合もある)を3ヶ月経過して常時介護している配偶者又は3親等内の親族(ただし、生計を一にしている者)に支給する。

当該制度は介護者に対する激励費的な意味合いのものであることから、対象者には生活保護受給者も含まれている。

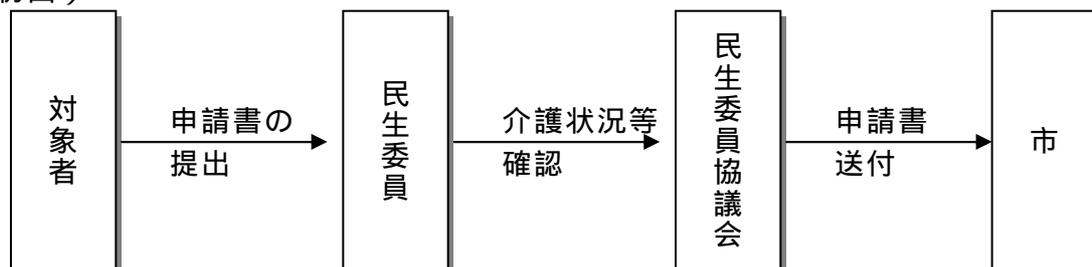
8. 支給手続

支給物(現物・金銭):金銭で月額5,000円支給

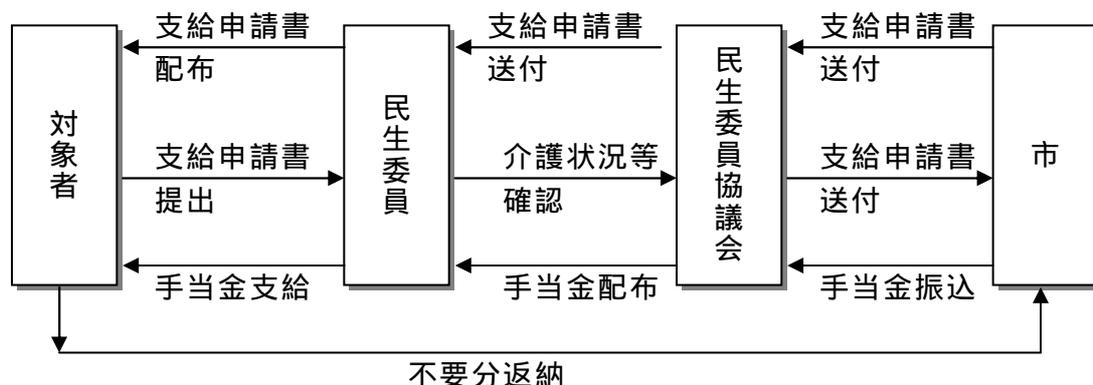
支給方法(直接・間接):民生委員による直接給付

支給月:4月、8月、12月

(初回)



(年3回)



9. 年次推移

年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
事業費 (千円)	27,765	25,725	23,125	24,915	24,450
件数 (人数)	491	441	428	448	446
要介護 4・5 (人)	3,506	3,564	3,392	3,702	3,738
有効性指標 (%)	14.0	12.4	12.6	12.1	11.9

注：有効性指標は、要介護 4・5 の方に対する受給者の割合である。

10. 監査結果

地区民生委員及びお年寄り地域福祉支援センターは、見守り対象世帯として対象者を把握しており、必要と想定される者には、当該制度を説明し、申請を支援していることから、制度の周知は適切に行われている。

「金沢市老人福祉計画・介護保険事業計画（平成 21 年度～平成 23 年度計画）」によると、平成 20 年現況では、介護保険施設等は 83 施設 4,713 人収容であるが、平成 23 年度の目標値は 484 人増加としている。この増加数は、現在当該制度の支給人数と近似していることから、将来の負担予測に基づいて制度設計がされている。

月額 5,000 円、年額 60,000 円が介護激励費として、所得制限なしに支給されている。支給対象者の所得状況を把握し、高所得世帯には支給せず、低所得世帯にはより厚く配分することも考えられるが、担当課は、在宅介護が経済的な負担が少ないこと、住み慣れた場所で介護した方が精神的にも安定するなどの理由から、自宅での介護を望む市民の声も多数あるため、手当金は介護者に対し、その労をねぎらうことを目的として支給しており、所得制限という考えは馴染まないとしている。

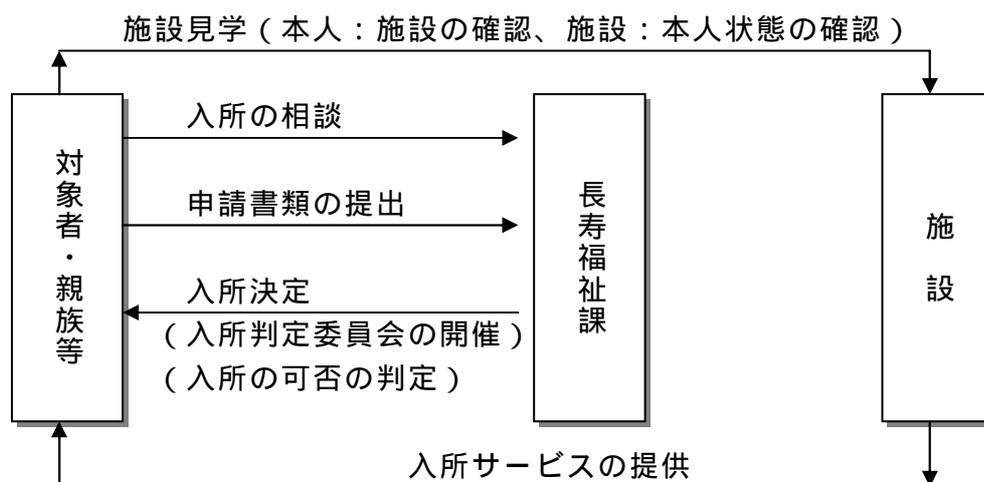
また、当該制度は、在宅介護サービスが 24 時間対応しておらず、在宅介護の場合、介護者である家族の負担が大きいことを考慮して、制度化されたものであり、介護保険制度が導入された際には、24 時間介護サービスが開始されるまでの暫定措置とされてきたものである。以上の事柄を踏まえると、24

時間対応の在宅介護サービスが開始された場合には、廃止することが適当である。

【意見】

ねたきり老人等介護手当金支給費については、24時間対応の在宅介護サービスが開始された場合は、廃止すべきである。

1. 事業名
老人保護措置費
2. 担当課
長寿福祉課
3. 制度開始年度
昭和 38 年 8 月 1 日：向陽苑を開設
4. 負担割合（国・県・市）
市 100% 一部利用者負担あり
5. 法的根拠
老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号
（「市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。
65 歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は市町村以外の者が設置する養護老人ホームに入所を委託すること。」）
6. 趣旨・目的
65 歳以上の者で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を、養護老人ホームに入所させることで、生きがいをもてる健全で安らかな生活を保障する。
7. 制度内容
対象者は、65 歳以上の者であつて、下記の環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者である。
（環境上の理由）
入院加療を要する病態でないこと。
家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。
（経済上の理由）
当該 65 歳以上の者の属する世帯が生活保護法による保護を受けていること。
当該 65 歳以上の者及びその者の生計を維持している者の前年の所得につき、その所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の所得割の額がないこと。
災害その他の事情により当該 65 歳以上の者の属する世帯の生活の状態が困窮していると認められること。
なお、当該制度の対象者に生活保護受給者が含まれる場合は、医療扶助を除く生活保護費の支給が停止される。
8. 支給手続
支給物（現物・金銭）：住居・生活サービス現物の提供
支給方法（直接・間接）：施設サービスを間接的支給
支給月：毎月



入所判定委員会は、老人福祉法の規定に基づき、養護老人ホームの入所に関して適正な措置の実施を図るため、医師、老人ホームの施設長、お年寄り地域福祉支援センターの長、保健所長及び長寿福祉課長により構成され、入所措置の要否判定を行っている。

9. 年次推移

年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
事業費（千円）	382,910	378,335	361,965	345,713	343,927
件数（人数）	205	200	198	197	195
うち市内施設	175	171	171	171	171
うち市外施設	30	29	27	26	24

各施設の名称、住所、定員及び市措置者数（平成 21 年 3 月 31 日現在）

施設名	定員	市措置者	住所
向陽苑	240	171	金沢市三口新町 1 丁目 8 番 1 号
朱鷺の苑	80	8	穴水町字志ヶ浦 15 字 1 番地 3
自生園	50	13	小松市上荒屋町ソ 4 番地 10
松寿園	80	1	小松市向本折町ホ 31 番地
慈光園	120	1	富山県富山市西番 104 番地 1
長生寮	130	1	富山県高岡市滝新 21 番地
合計	700	195	

10. 監査結果

各地区民生委員及びお年寄り地域福祉支援センターは、見守り対象世帯として対象者を把握しており、必要と想定される者には、当該制度を説明し、支援しており、制度周知は適切に行われている。

また、申請書の記載についても、市の職員が説明しながら記入されており、

適正に行われている。

入所待ちの人数（年度毎の延べ人数）が、平成 16 年度の 19 人から順次、15 人、15 人、23 人、21 人、17 人（平成 21 年度見込）と少人数であるが毎年度存在しているが、入所措置の要否判定を行う入所判定委員会には 1 回当たり 10 人程度を諮っており、実際の待機者は数名程度であり、待機者のうち緊急性があると認められる場合は、生活支援ハウス等に一時入所させるなどの対応をしていることから、問題はないと思われる。

【施設名称：向陽苑 住所：金沢市三口新町 1 丁目 8 番 1 号】



正面外観



廊下、入所者作品展示



個室

1. 事業名

高齢者虐待防止事業費

2. 担当課

長寿福祉課

3. 制度開始年度

平成 18 年度

4. 負担割合（国・県・市）

市 100%

5. 法的根拠

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 1 条
（「高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって
高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかん
がみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高
齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養
護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措
置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等
に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを
目的とする。」）

6. 趣旨・目的

高齢者虐待防止ネットワークを構築し、在宅高齢者の虐待防止と早期発見、
早期対応を図ることを目的としている。

（関連施設）

24 時間対応の相談援助体制を整備し、高齢者の実態、ニーズ把握及び保健
福祉の情報提供を目的として、お年寄り地域福祉支援センターが市内 19 箇
所に設置されている。（平成 20 年度事業費：323,380 千円）

7. 制度内容

対象者は、虐待を受けている高齢者である。

事業内容は、以下のとおりである。

地域の関係者、福祉サービス事業者、医療関係者、弁護士、警察関係者、
行政等が共通認識を持ち、関係機関相互の連携を密にし、各機関の役割分
担をもとに、それぞれの機関での高齢者虐待防止の体制づくりを行う。

高齢者虐待への対応に関する関係者（福祉サービス事業者、行政等）の
高齢者虐待の理解を深め、対応・支援について学び、スキルアップを図る
ための研修会を開催する。

高齢者虐待困難事例に対応するための、弁護士、医師等の専門家へ相談
する。

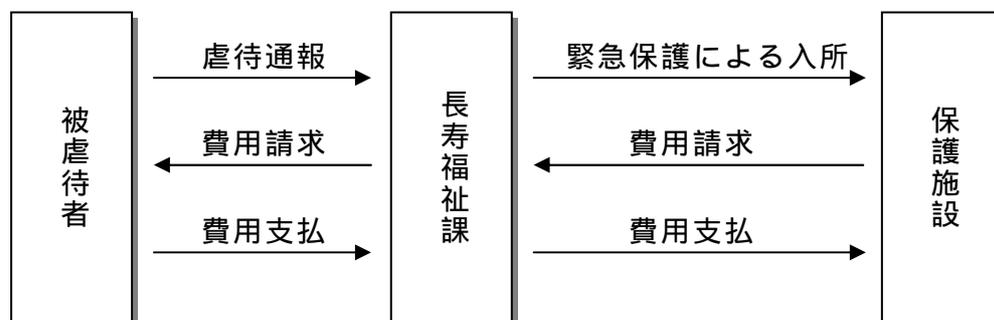
高齢者虐待防止のため、緊急に分離が必要な場合、市が施設へ措置する。
当該制度の対象者に生活保護受給者が含まれるが、緊急保護にかかる費用
は原則として本人が全額負担する。

8. 支給手続

支給物（現物・金銭）：金銭給付

支給方法（直接・間接）：施設サービスを間接支給

支給月：随時



なお、費用負担については、入所費用は施設から市に請求されるが、その全額を市が被虐待者より徴収するため、市の費用負担は発生しない。

9. 年次推移

年度	平成 18	平成 19	平成 20
事業費（千円）	0	0	444
件数（人数）	0	0	1
支給対象数	0	0	1

10. 監査結果

虐待を受けている高齢者が相談できる体制は、市内 19 か所のお年寄り地域福祉支援センター、民生委員等の相談窓口である。

平成 20 年 3 月に実施された高齢者実態調査によると、お年寄り地域福祉支援センターを知らないとの回答が 26.7%あり、ある程度の周知はされているものと思われるが、一層の周知が望まれる。

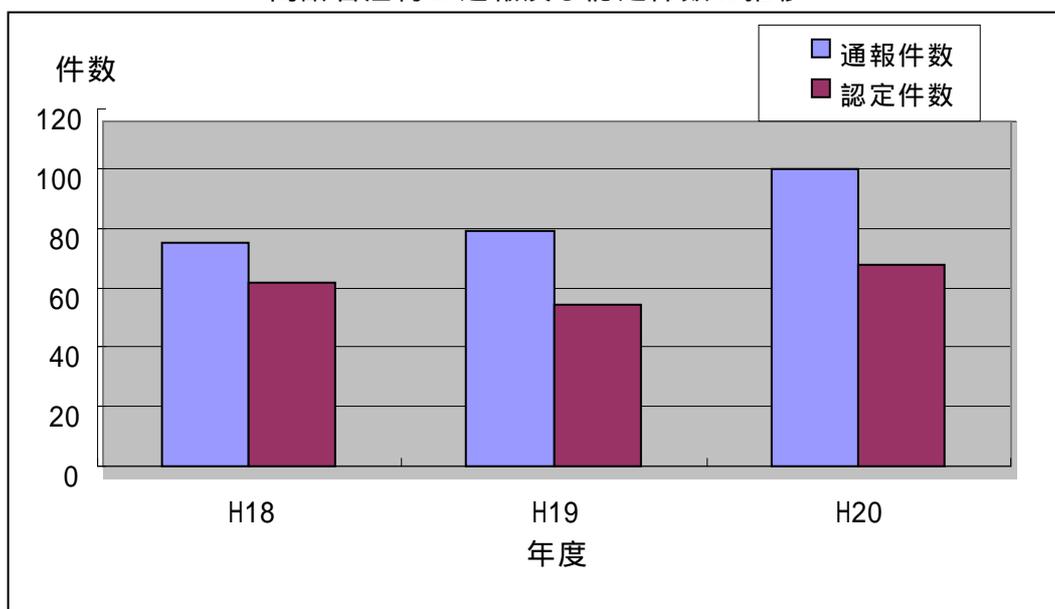
高齢者の虐待防止については、お年寄り地域福祉支援センター職員等の福祉関係者を対象とした研修会を通じて周知徹底しており、研修会資料等を閲覧したが適切に実施されている。

研修会

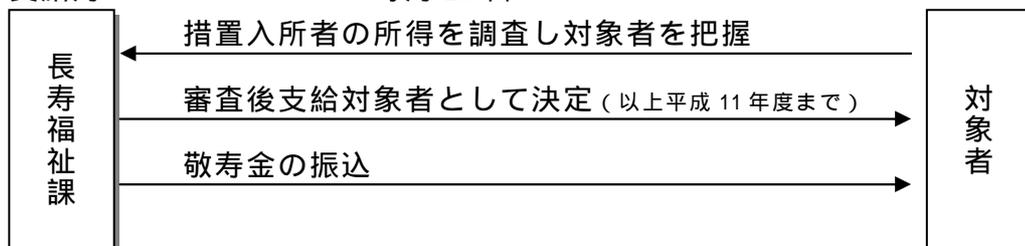


平成 20 年の通報件数は 100 件あり、高齢化の進行から今後も相談件数の増加が予測されるなど、本事業の必要性はこれまで以上に高まっていると考えられる。

高齢者虐待の通報及び認定件数の推移



1. 事業名
敬寿金贈呈費
2. 担当課
長寿福祉課
3. 制度開始年度
昭和 43 年度 月 1,000 円
平成元年度より月 2,000 円
4. 負担割合（国・県・市）
市 100%
5. 法的根拠
市の予算措置
6. 趣旨・目的
介護保険制度施行前の平成 12 年 3 月末までに措置によって入所した無収入の高齢者の福祉の増進を目的としている。
7. 制度内容
平成 12 年 3 月末までに金沢市が措置していた特別養護老人ホーム・養護老人ホーム入所者のうち、無収入（年金等）の高齢者に支給する。
8. 支給手続
長寿福祉課で支給対象者を把握し、対象者の口座に振込
支給物（現物・金銭）：金銭で月額 2,000 円支給
支給方法（直接・間接）：対象者の口座へ直接に振込
支給月：毎月 25 日



9. 年次推移

年 度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
事業費（千円）	962	846	750	600	532
件数（延人数）	481	423	375	300	266
支給対象数	43	38	33	28	24

10. 監査結果

介護保険制度施行前の平成 12 年 3 月末までに措置した無収入の高齢者に対する制度であり、対象者は限定されており、死亡や退所に伴い年々減少している（平成 16 年 43 名から平成 21 年 10 月現在 19 名）ことから、対象者の把握に問題はない。

なお、無収入の措置入所者への「敬寿金」は、生活補助金、生活扶助金等という名称で他都市でも同様の事業があり、金沢市でも、介護保険制度の導入時に事業の存続について検討し、廃止としたが、それまでの対象者に限って、経過措置として引き続き支給することとしているものである。経過措置も10年になろうとしており、廃止に向けた検討が必要である。

1. 事業名

介護保険利用料利用者負担減免事業費

2. 担当課

介護保険課

3. 制度開始年度

平成 12 年度

4. 負担割合（国・県・市）

市 100%

5. 法的根拠

金沢市介護保険利用料減免基準

6. 趣旨・目的

所得が低く生計が困難である等、介護保険の利用料を負担できない者に対して、利用料の一部又は全部を市単独で減免する。

7. 制度内容

減免対象者の利用料について、市長が必要と認める割合又は金額を免除する。期間は、12ヶ月以内で市長が定めた期間とする。

対象者は、以下 から のいずれかに該当する者である。

破産宣告を受けた者

事業負債等返済のため、生活が困窮している者

合計所得金額が生活保護基準の 1.2 倍以下と判断される者

災害により損害を受けた場合や生計中心者の死亡・失業等により世帯の収入が著しく減少した場合には、別途法定減免の対象となる。

8. 支給手続

減免申請受理後、添付書類や聞き取り調査等で内容を審査し、その程度により期間・給付率等を決定し、決定通知を交付する。後日、領収証等を添付して支給申請書、請求書を提出してもらい、決定通知書を送付する。大雨災害については、り災台帳等で確認できるため、り災に係る添付書類は不要。

支給物（現物・金銭）：償還払い

支給方法（直接・間接）：口座振込

支給月：原則、支給申請月の翌々月

9. 年次推移

年 度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
事業費（千円）	82	0	0	0	0
件数（件）	6	0	0	0	0

大雨災害による減免

年 度	平成 20
事業費（千円）	5,188
件数（件）	47

10. 監査結果

年次推移のとおり、当該事業の実績は平成 16 年度に 6 件あったものの、平成 17 年度から平成 20 年度までは実績がない。(大雨災害による減免は、突発的自然災害によるもので除外した。)

制度のすき間を埋めるセーフティネットとなる事業であるが、市の介護保険のパンフレットに記載し、ケアマネジャー等を通じて周知しているとは言え、利用件数が少な過ぎる。次期介護保険事業計画の策定に合わせ、基準を見直すべきである。

【意見】

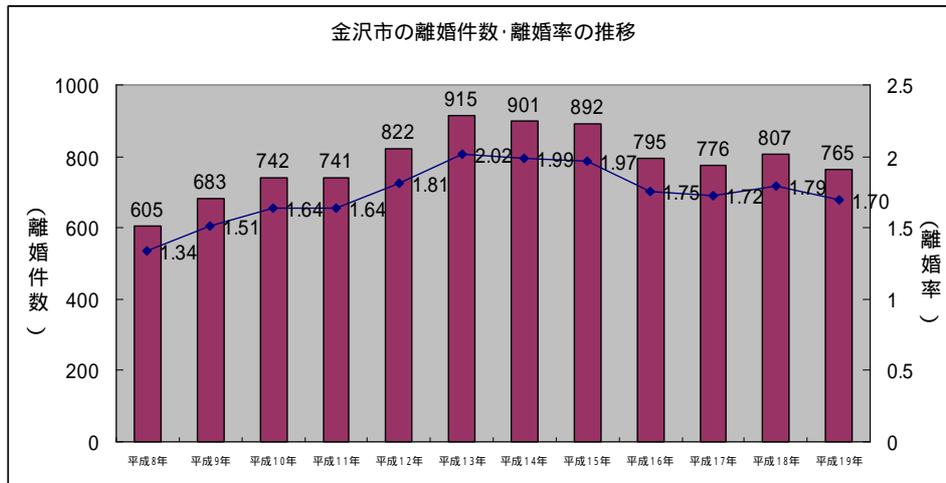
介護保険利用料利用者負担減免事業については、利用が少ないため、次期介護保険事業計画の策定に合わせ、基準を見直すべきである。

4. 母子世帯への扶助

1. 離婚件数・離婚率・及び母子・父子家庭世帯数の推移

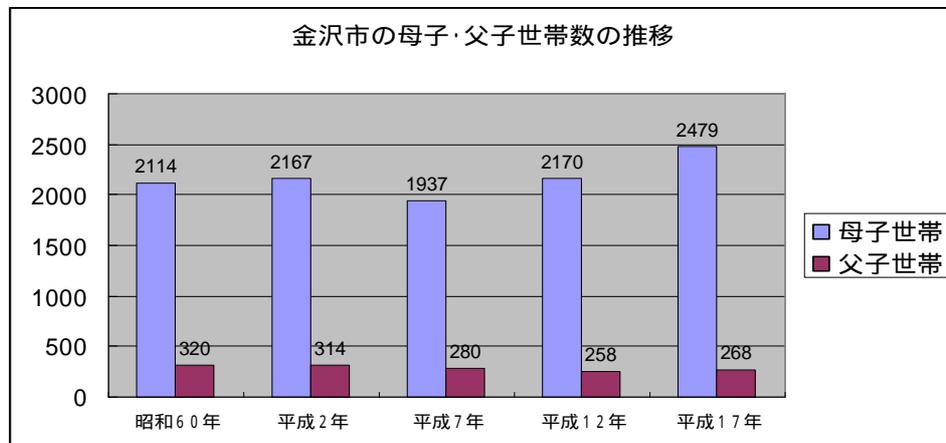
金沢市における平成 19 年の離婚件数は、765 件で近年の横ばい傾向から若干の減少に転じた。しかし、平成 8 年と比べると、160 件増加しており、全国の離婚件数の推移とほぼ同様の傾向をたどっている。

なお、金沢市における平成 17 年の人口千人あたりの離婚率は 1.72 で全国の 2.08 を下回っている。



金沢市の平成 17 年の母子世帯数は 2,479 世帯、父子世帯は 268 世帯で、合わせて 2,747 世帯となっている。その推移をみると、母子世帯数は、2,000～2,200 世帯の横ばいから平成 17 年では増加に転じており、父子世帯数は、昭和 60 年の 320 世帯をピークに、減少傾向にある。

全国的に見ても、母子世帯数の増加や父子世帯数の減少の傾向は、概ね相似している。

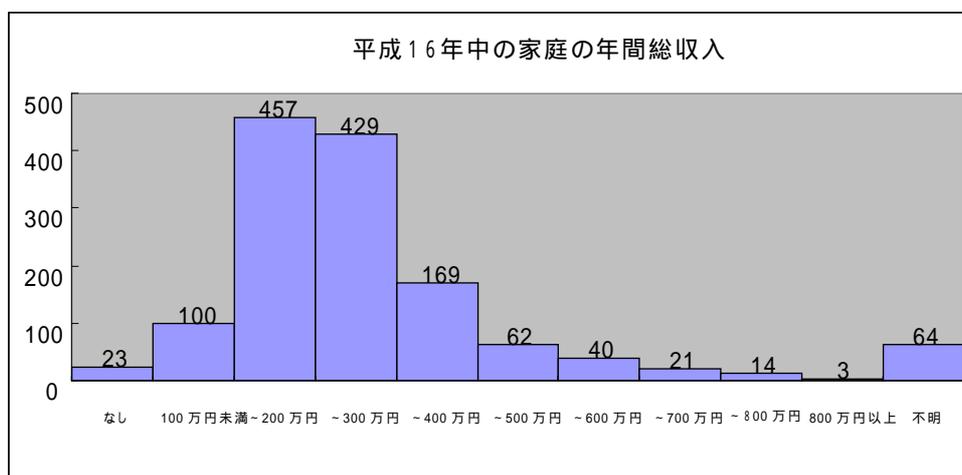


〔出典：国勢調査 各年 10 月 1 日調査〕

2. 直近のアンケート結果

平成 17 年 10 月に金沢市全域を対象として、無作為抽出した母子・父子・寡婦世帯に、調査票を郵送し、返信用封筒により回収したものである。

生活状況は以下のとおりである。



全体の約 7 割が 300 万円未満である。母子・寡婦世帯（「100～200 万円」が最多）と父子世帯（「300～400 万円未満」が最多）とでは、年間総収入に格差がみられる。

1. 事業名

児童扶養手当

2. 担当課

福祉総務課

3. 制度開始年度

平成 14 年度（平成 14 年 8 月から支給事務が県から市へ移管）

平成 20 年 4 月から、支給開始から 5 年又は手当の支給要件（離婚など）に該当するに至ってから 7 年が経過したときは、その一部を支給しないと改正されている。ただし、～ の条件にあてはまる場合は、手当を受けてから 5 年又は 7 年が経過する月末までに必要書類を提出すれば、一部支給停止の適用除外となる。

働いていること。

求職活動をしていること。

身体又は精神に障害を有していること。

けがや病気のために働けないこと。

家族の介護のために働けないこと。

4. 負担割合（国・県・市）

国 3 分の 1 市 3 分の 2

5. 法的根拠

児童扶養手当法

（「父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。」）

6. 趣旨・目的

児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものである。

7. 制度内容

父と生計を同じくしていない児童（離婚・死別・遺棄・拘禁・未婚の母等）を監護している母（父が重度障害の場合を含む）又は母に代って児童を養育している者が対象であり、対象児童が、18 歳になって最初の年度末まで手当が支給される（重・中度の障害のある児童は、20 歳まで）。なお、公的年金を受給（請求者あるいは児童）しているとき、又は受けることができるときは、対象とならない（全額支給停止の場合を除く）。

当該制度の対象者に生活保護受給者が含まれる場合は、生活保護には他法他施策を優先する原則があることから、児童扶養手当は収入認定され、生活保護基準額から控除される。

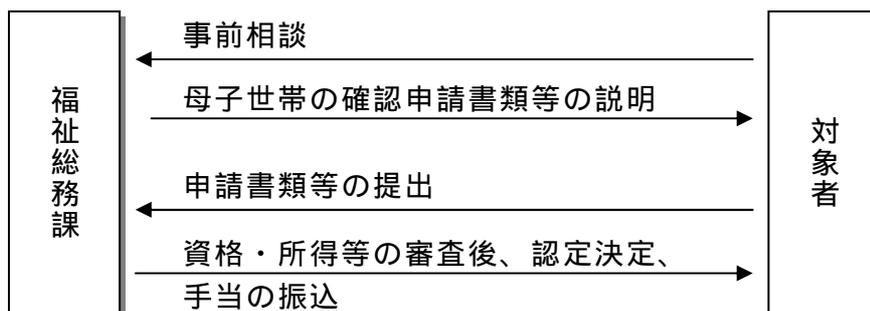
8. 支給手続

支給物（現物・金銭）：金銭給付

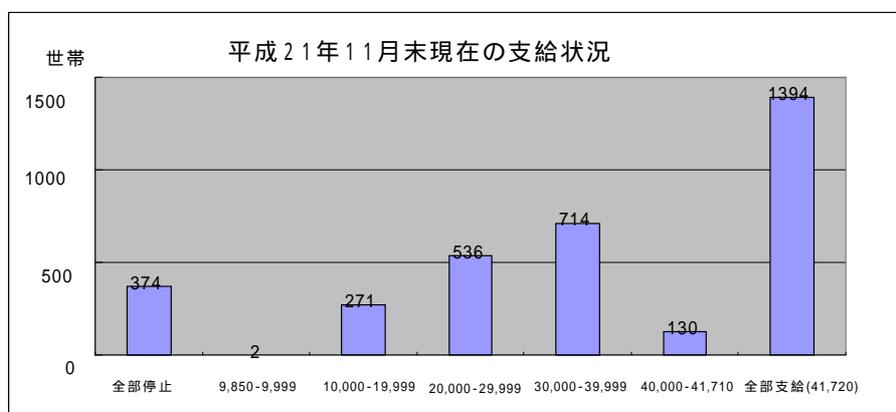
支給方法（直接・間接）：対象者の口座へ直接振込

支給月：毎年4月、8月、12月にそれぞれ前月分までを支給

月額児童1人41,720円から所得に応じて9,850円まで、2人目は5,000円加算し、3人目以降は1人につきさらに3,000円を加算する。



認定決定においては、受給者の所得（収入から各種控除額を減じたもの。受給者やその児童の父から養育費を受け取っている場合には養育費の8割相当額を加える。）と扶養親族等の数を勘案し、全部支給、一部支給、全部停止のいずれかに決定する。



9. 年次推移

年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
事業費（千円）	1,249,668	1,273,918	1,301,340	1,314,743	1,322,096
うち市負担額	313,669	326,572	867,068	878,983	881,400
件数（世帯数）	3,073	3,164	3,220	3,218	3,291
離婚数	795	776	807	765	816
認定申請（件数）	448	410	417	369	428
有効性指標（％）	56.4	52.8	51.7	48.2	52.5

注1．市負担額は、三位一体改革により、平成18年度から、国庫負担金が4分の3から3分の1に引き下げられたため、市負担額が増えている。

注2．件数は児童扶養手当受給資格世帯数であり、認定申請件数は新規に児童扶養手当を申請した件数である。件数には認定申請件数が含まれている。

注3．有効性指標は、離婚数に対する認定申請件数の割合である。

10. 監査結果

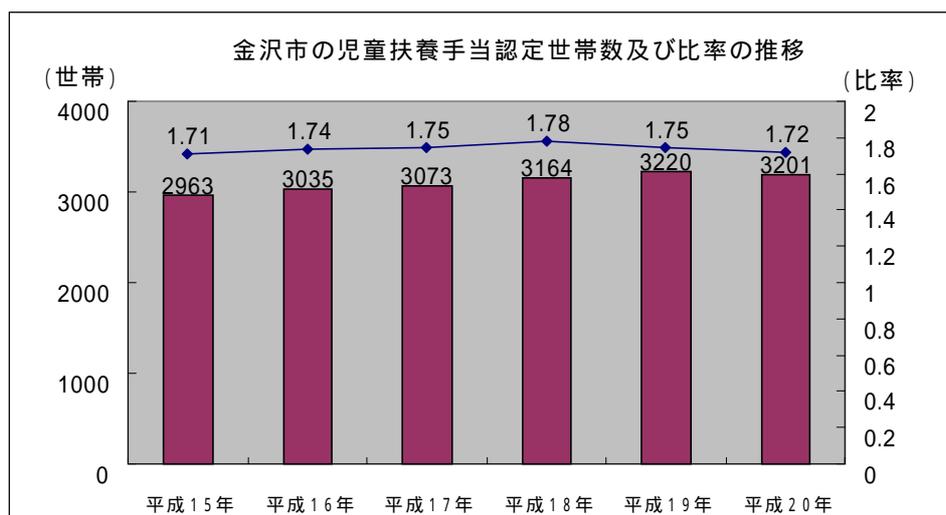
受給対象となるかどうかは、面談による詳細な事情聴取が必要なため、対象者総数の把握は困難であるが、近似値として、離婚件数に対する認定申請件数の比率を、年度推移で検討すると、おおよそ5割程度と言える。

母子世帯と思われる者については、離婚届や未婚による出生届の提出をもって判断しており、事実婚解消の場合には、民生委員により確認している。

児童扶養手当の認定請求には、前夫と住民登録上も別住所となっていることが原則であるが、やむを得ない事情から住民票が異動できない場合等については、県の意見を求め、市の担当課内で検討の結果、民生委員の確認書類を添付のうえ、請求を受理している。このように、認定は慎重かつ適正にされている。

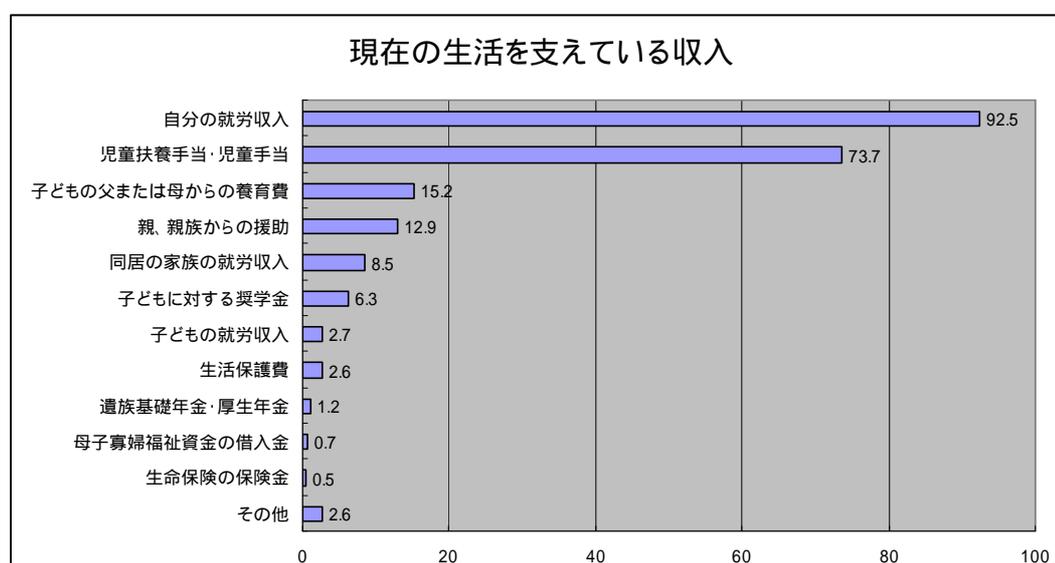
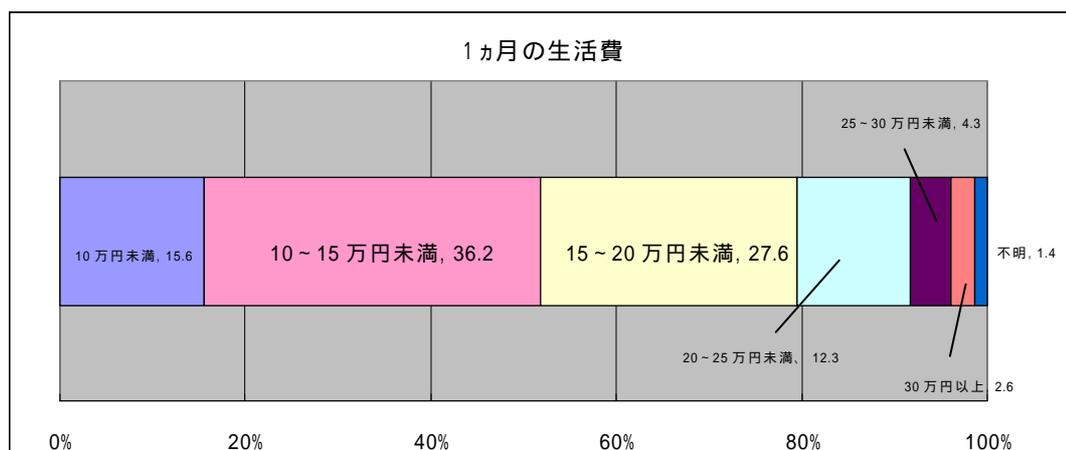
なお、所得制限について市民税資料との照合により検証した結果、適正に処理されていた。

金沢市における児童扶養手当の認定世帯数は、3,201世帯であり、年々増加傾向にあるが、児童扶養手当認定世帯数を全世帯数で割った比率をみると、平成18年の1.78をピークに減少傾向にある。



平成 17 年 10 月に金沢市が実施した母子・父子・寡婦世帯を対象としたアンケート調査によると、対象者の 1 ヶ月の生活費は、「10～15 万円未満」が 36.2%と最も多く、次いで「15～20 万円未満」、「10 万円未満」の順となっており、現在の生活を支えている収入については、「自分の就労収入」(92.5%)と、「児童扶養手当・児童手当」(73.7%)が圧倒的に多い。

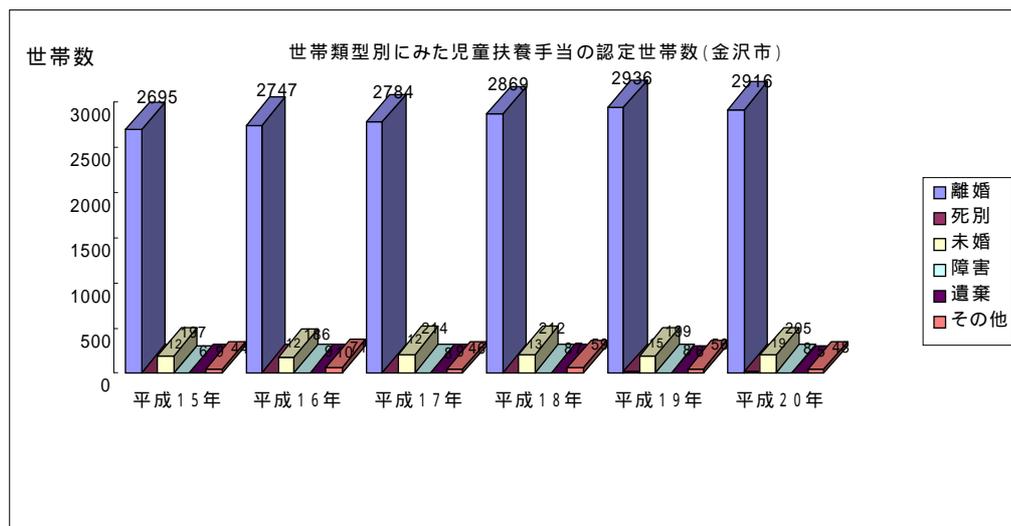
「児童扶養手当・児童手当」の収入源として占める割合が 73.7%と高くなっている一方、子どもの父又は母からの養育費は、15.2%にとどまっている。



市民課と市民センター等において、出生届・離婚届の受付の際に母子世帯と思われる方には児童扶養手当制度を案内している(「児童扶養手当のあらまし」というチラシがある)。その他、金沢市のホームページでも周知しており、制度は適切に周知されている。

平成19年度から平成20年度の伸び率0.6%で推計すると平成25年度の事業費は1,362,000千円にもなると予測される。支給の主要な要因である離婚が、増加傾向にあるためである。受給世帯数を世帯類型別にみると、約90%が「離婚」によるものになっている。

このような傾向に歯止めをかけるためには、結婚制度における教育、結婚前の家族観の共有化、離婚前の相談窓口の設置等が必要である。



1. 事業名

私立母子生活支援施設運営費

2. 担当課

福祉総務課

3. 制度開始年度

平成9年1月

昭和53年4月より、財団法人石川県母子寡婦福祉連合会が石川県から平和母子寮の無償貸与を受けて、設置運営を開始した。平成9年1月、金沢市立旭寮と近接する公設民営の平和母子寮の老朽化に伴い、統合改築し、「MCハイツ平和」として定員20世帯で再スタートした。平成13年4月からは、母子が夫等の暴力により、緊急一時的に保護を必要とする場合に、母子生活支援施設において保護することにより、その安全を確保することを目的とする「緊急一時保護事業」を開始した。

4. 負担割合(国・県・市)

国2分の1 市2分の1 一部利用者負担あり。

5. 法的根拠

児童福祉法第23条

(市は、「それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。」)

母子生活支援施設は、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」(児童福祉法第38条)と規定されている。

6. 趣旨・目的

配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童(18歳未満)を入所させ、これらの者を保護するとともに、その自立の促進のために生活の支援を行うことを目的とする。

7. 制度内容

生活上の諸問題のため、児童の養育が十分にできない場合の、母子家庭の母と子を対象とする。

当該制度の対象者に生活保護受給者が含まれる場合は、生活保護には他法他施策を優先する原則があることから、児童福祉法に基づく入所措置を講じる。なお、児童福祉法による当該施設入所者に対する現金給付はなく、施設事務費を施設に支払っている。

施設事務費の内訳は、生活居住サービス、就労支援(求人情報の提供)、保育支援(放課後保育、一時保育、保育園の送迎)、レクレーション等、母子が

自立できるように、その生活をサポートするものである。

【 施設名称：MCハイツ平和 住所：金沢市平和町2-3-9 】



施設玄関前



個室のキッチン



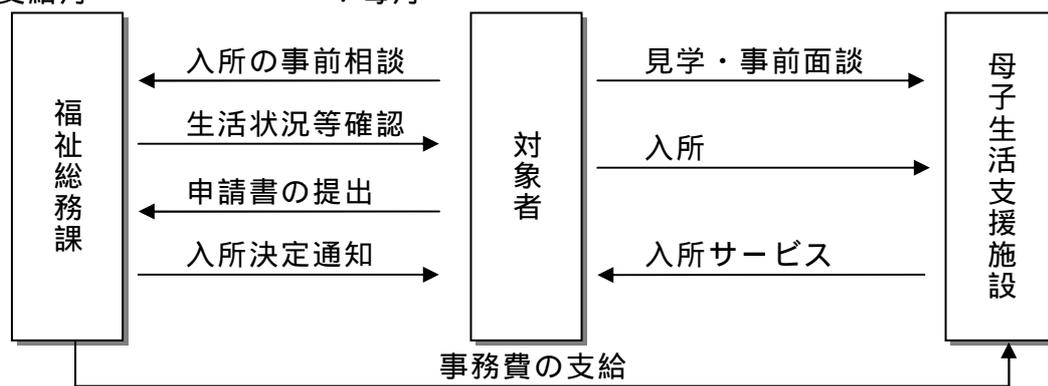
個室の和室6畳

8. 支給手続

支給物（現物・金銭）：現物給付。住居・生活サービスの提供

支給方法（直接・間接）：施設事務費として間接的に支給する。

支給月：毎月



9. 年次推移

年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
事業費（千円）	39,305	40,348	41,472	43,512	43,879
うち市負担額	19,531	20,278	20,676	21,614	21,854
件数（世帯数）A	16	16	14	14	16
相談世帯数 B			34	26	54

10. 監査結果

施設の安全面に関しては、玄関において入所者以外の者が入らないように施設職員が常に監視することで、安全性の確保に努めている。

当初2年間の施設入所期間の設定は、離婚直後など生活が不安定な状態から、母子世帯の生活が安定し、自立するための平均入所期間と概ね合致しており、妥当な期間である。また、施設が満所である場合には、生活保護や公営住宅などの制度について説明している。

施設を視察し、入所者の自立に向けての指導・援助についてヒアリングを実施した結果、事務分担、各種サービスの適時性、利用しやすさ、周知性、供給後の入所者からの反応の実態等、いずれの観点からも必要十分であり、問題はなかった。

なお、退所後のアフターケアとして、夏休みの行事への参加案内、放課後の児童の受け入れ、相談支援など、適切な活動が行われている。

5. 子どもに関する扶助

1. 事業名

助産施設入所費

2. 担当課

福祉総務課

3. 制度開始年度

昭和 44 年度

4. 負担割合（国・県・市）

国 2 分の 1 市 2 分の 1

5. 法的根拠

児童福祉法第 22 条

助産施設とは、「保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設」である（児童福祉法第 36 条）。市は助産施設を、金沢市立病院内に設置している（金沢市助産施設設置条例第 1 条）。

6. 趣旨・目的

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を、市が指定する助産施設（病院）に入所させて助産を受けさせることを目的とする。

7. 制度内容

対象者は、妊産婦で生活困窮者（所得制限あり）であり、入所者から所得に応じて（4 段階の所得階層）入所費徴収金を月額で徴収する。

なお、所得限度額を超える場合と社会保険の被保険者等（生活保護世帯、住民税非課税世帯を除く）で、出産育児一時金を 39 万円以上受けられる場合には、適用が除外される。

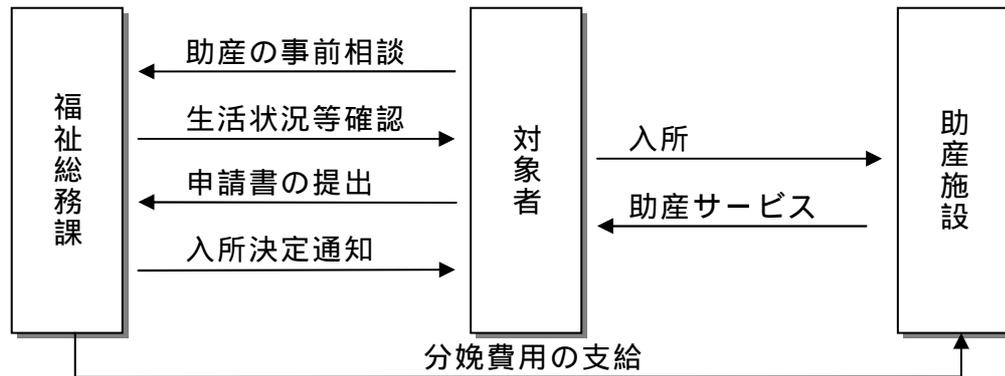
また、当該制度の対象者に生活保護受給者が含まれる場合は、生活保護には他法他施策を優先する原則があることから、児童福祉法に基づく入所措置が講じられる。なお、児童福祉法による当該施設入所者に対する現金給付はなく、施設に直接助産費用を支払っていることから、生活保護費で助産費用は支給されず、重複支給はない。

8. 支給手続

支給物（現物・金銭）：現物給付。施設の助産サービス

支給方法（直接・間接）：分娩費用を助産施設に支給

支給月：随時に分娩ごとに支給



9. 年次推移

年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
事業費（千円）	1,780	605	131	563	1,420
うち市負担額	674	271	0	305	700
件数（人）	6	2	1	3	5
徴収人数（人）	2	1	0	0	2
徴収金（千円）	124	62	0	0	150

10. 監査結果

当該制度は、妊娠届提出の際に交付している母子手帳で紹介されている。

妊娠届がない場合は未交付になることもあり得るが、福祉総務課以外の窓口（生活支援課、福祉健康センター）でも助産の相談を受け付けるなど、対象者の把握に努めていることから、制度が未周知となる可能性は極めて低いと考えられる。なお、平成 20 年度の執行について、所得限度額を超えていないか検証した結果、適正に執行されていた。

助産施設の入所要件を満たさない場合には、生活保護や生活福祉資金の貸付けにより対応しており、助産申請時点で入所要件の所得制限の基準を満たしていない場合であっても、これを補完する制度はある。

1. 事業名

児童手当

2. 担当課

福祉総務課

3. 制度開始年度

昭和 47 年度

平成 18 年 4 月から児童手当支給対象年齢の拡大(小学校 3 年生から小学校 6 年生へ)及び所得制限の引き上げにより、支給対象が拡大された。さらに、平成 19 年 4 月から 3 歳未満の乳幼児(3 歳到達月まで)に対する児童手当の額が第 1 子・第 2 子については、5,000 円から 10,000 円へ倍増されるなど、制度の拡充が図られてきた。

この背景には、わが国の合計特殊出生率が 1.34 (平成 19 年)と人口を維持するのに必要な 2.08 を大きく下回る急速な少子化の進行がある。

4. 負担割合(国・県・市)

3 歳未満の場合：

(被用者) 国10分の1 県10分の1 市10分の1 事業主10分の7

(非被用者) 国3分の1 県3分の1 市3分の1

(特例給付) 事業主 100%

3 歳以上の場合：国 3 分の 1 県 3 分の 1 市 3 分の 1

5. 法的根拠

児童手当法

6. 趣旨・目的

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。

7. 制度内容

小学校修了前の児童を養育している者で、前年(1月から5月までの月分については、前々年)の所得が制限限度額未満の場合に支給される。

手当の額は、第1子又は第2子の児童の場合月額 5,000 円(3歳未満は 10,000 円)、第3子以降の場合には、一人につき月額 10,000 円を、小学校修了前(12歳になって最初の年度末)まで支給する。

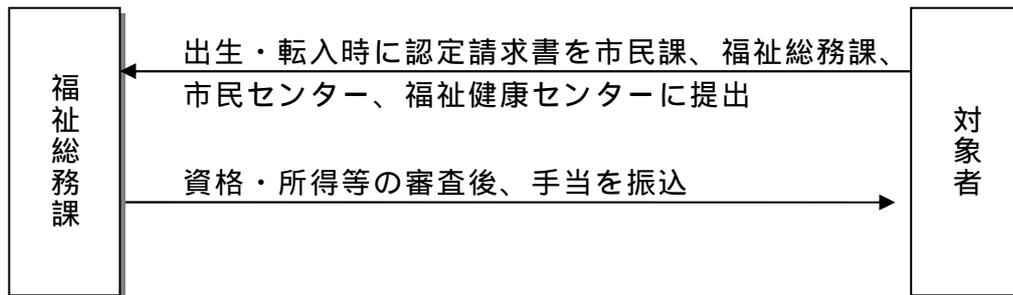
当該制度の対象者に生活保護受給者が含まれる場合は、生活保護には他法他施策を優先する原則があることから、児童手当は収入認定され、生活保護基準額から控除される。

8. 支給手続

支給物(現物・金銭) : 金銭給付

支給方法(直接・間接): 対象者の指定口座に直接振込

支給月 : 毎年 2 月、6 月、10 月にそれぞれ前月分までを支給



9. 年次推移

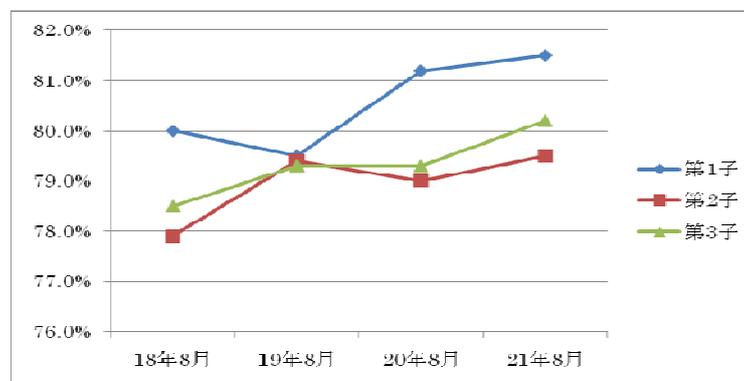
年 度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
事業費（千円）	2,022,870	2,114,740	2,714,315	3,286,920	3,382,140
うち市負担額	260,293	275,442	763,660	864,059	885,858
受給者数（人）	25,902	25,734	31,761	31,712	31,887
支給対象児童数	33,145	32,843	44,128	43,833	43,993

平成 18 年度及び 19 年度に制度が拡充されたため、事業費が大幅に増えている。また、三位一体改革により、平成 18 年度から、国庫負担金が 3 分の 2 から 3 分の 1 に引き下げられたため、市負担額が増えている。

10. 監査結果

資格・所得等の審査は、複数の職員により確認されており、支給審査の際の所得制限について、市民税資料との照合により検証した結果、適正に処理されていた。

市内の対象児童数と支給児童数を比較することで、受給率を算出し、年度推移をモニタリングしたところ、受給率は年々増加傾向にある。これは、不況により平均所得額が減少し、所得限度額内の者が増加したことによると考えられる。



市民課と市民センターにおいて、出生届・転入届の際に児童手当の申請を案内している。泉野市民センターと駅西市民センターに往査し、市民に対する説明方法等について、ヒアリングした結果、適切に制度の周知がされていた。また、その他の周知方法として金沢市ホームページや新聞広報なども利用している。



駅西市民センター



泉野市民センター

少子化が進行しているにもかかわらず、事業費は年々増加している。これは制度改正（所得制限の引き上げ、対象年齢拡大及び乳幼児加算）や、不況等に伴う対象者の増加による部分が多い。

なお、今後、国において子ども手当の導入が予定されており、子どもに対する経済的支援が支給対象・金額ともに大幅に拡充されることになる。

1. 事業名
子育て支援医療助成費
2. 担当課
健康総務課
3. 制度開始年度
昭和 48 年度
4. 負担割合（国・県・市）
通院（3 歳児まで）・入院（就学前児童まで） 県 2 分の 1 市 2 分の 1
その他 市 100%
5. 法的根拠
金沢市子育て支援医療費助成に関する条例
石川県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱
6. 趣旨・目的
子どもが健康保険の適用を受ける診療を受けた場合に、健康保険の自己負担分の一部を助成して支援することによって、子どもの心身ともに健やかな育成を図る。
7. 制度内容
対象者 : 金沢市内に居住する乳幼児及び児童の保護者。生活保護受給者は対象外
対象期間 : 通院は、乳幼児の誕生日（または住民となった日）から満 6 歳になった後の最初の 3 月 31 日まで
入院は、乳幼児の誕生日（または住民となった日）から満 12 歳になった後の最初の 3 月 31 日まで
対象医療費 : 健康保険が適用された医療費の自己負担分
助成額 : 医療費の 1 か月分の合計から 1,000 円を控除した額を償還払い（高額療養費、付加給付費が支払われている場合にはその額を除く）
8. 支給手続
支給物（現物・金銭）: 金銭給付
支給方法（直接・間接）: 直接（保護者の指定口座への振込）
支給月 : 自動償還払いの場合には、診療月の 3 か月後の月末（平成 20 年 10 月から）
償還払いの場合には、申請月の翌月末
9. 年次推移

年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
扶助費（千円）	479,688	508,583	536,016	557,371	492,055
件数（件）	269,877	283,453	299,151	311,945	321,793
乳幼児数（人）	30,578	30,113	29,554	29,226	28,934
高額療養費還付金（千円）	-	-	-	-	346

注1．実質の扶助費は、扶助費から高額療養費還付金を除いた額である。

注2．平成20年10月に、自動償還払いを導入したため、平成20年度は自動償還払い分1ヶ月分が少なくなっている。

10．監査の結果

医療費の自己負担分を助成する制度であり、自動償還払いを利用するにあたっては、医療機関における受診時に、「医療費受給者証」を提示する必要がある。対象となる医療費は、対象者の1か月あたりの自己負担分から、1,000円を差し引いた額である。これは、石川県の助成制度に基づいている。

平成20年10月から、助成金の支払方法を償還払いから自動償還払いに切り替えているが、市外の医療機関での受診や他の公費負担医療に該当する場合等については、償還払いとなる。事務の執行においては、非効率と思われるかもしれないが、償還払いは一部であり、自動償還払いにより、受付等の事務が大幅に削減されたことや、利用者の利便性向上にもつながっていることを高く評価したい。

少子化の進行に伴い、乳幼児数が減っているにもかかわらず、件数及び事業費は増え続けている。当該事業により、安易な受診が増えているとまでは言わないが、疑問は残る。

この傾向が今後も続くようであれば、自己負担分(1,000円)の拡大や所得制限の導入などを検討し、持続可能な制度へと転換を図るべきである。

【意見】

子育て支援医療助成費については、今後も増加傾向が続くようであれば、自己負担分の拡大や所得制限の導入などを検討し、持続可能な制度へと転換を図るべきである。

1. 事業名

小児慢性特定疾患治療研究事業費

2. 担当課

保健所地域保健課

3. 制度開始年度

平成 8 年度

4. 負担割合（国・県・市）

国庫補助対象事業分 国 2分の1 市 2分の1
その他 市 100%

5. 法的根拠

児童福祉法第 21 条の 5

児童福祉法施行令第 23 条の 2

金沢市小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱

6. 趣旨・目的

小児慢性特定疾患のうち、国の定める疾患について、治療研究を推進し、医療の確立と普及を図るとともに、長期にわたる患者家族の医療費負担の軽減に資する。

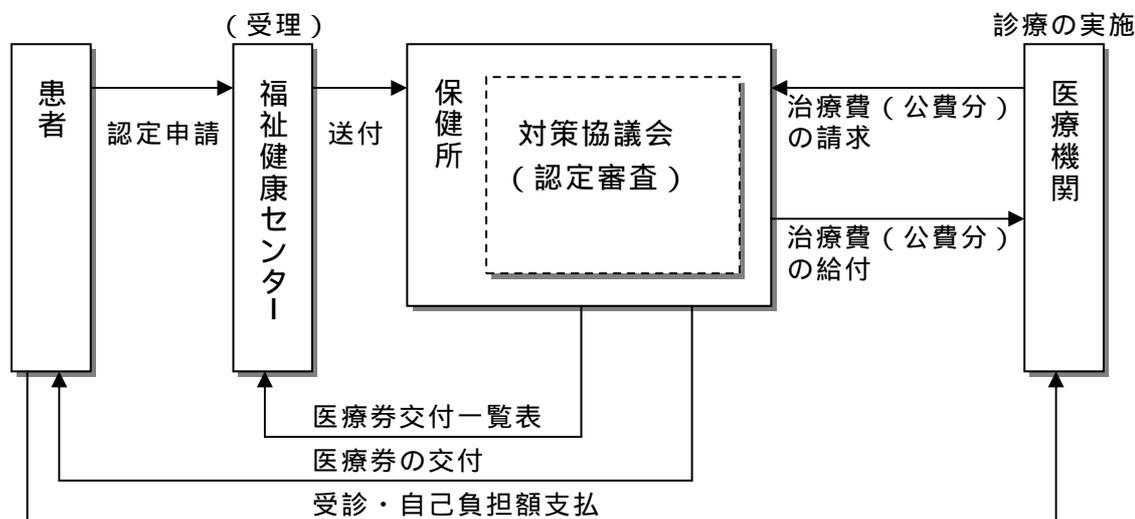
7. 制度内容

対象者 : 下記の小児慢性特定疾患群にかかっている 18 歳未満の児童（ただし、疾患によっては 20 歳未満までの延長が可能。生活保護受給者も対象に含む。）

対象疾患 : 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患

助成額 : 医療保険各法を適用後の一部負担金の全額又は一部を公費負担（自己負担額を差し引いた額）

8. 支給手続



支給物（現物・金銭）：金銭給付

支給方法（直接・間接）：間接

支給月：診療月ごと

9. 年次推移

年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
事業費（千円）	92,676	70,773	63,253	62,839	53,096
件数（件）	11,862	5,432	4,337	4,024	3,558

10. 監査の結果

平成 8 年度に金沢市が中核市に移行した際に、中核市の事務として、石川県から移譲された事務の 1 つである。国の補助対象事業以外にも、石川県の単独事業をそのまま引き継いでいる。平成 17 年度の国の制度改正に合わせて、県・市ともに制度を見直しており、双方の内容を確認したところ概ね同じ内容の制度であった。

平成 17 年度の国の制度改正により、これまでの全額公費負担から、症状や生計中心者の所得に応じた公費負担へと切り替わっている。このため、年次推移にあるように、事業費及び件数が減少している。

6. 就学援助

1. 事業名

児童生徒就学奨励費
児童生徒学校給食援助費
児童生徒医療援助費

2. 担当課

教育総務課

3. 制度開始年度

昭和 31 年度（児童生徒就学奨励費、児童生徒学校給食援助費）
昭和 33 年度（児童生徒医療援助費）

4. 負担割合（国・県・市）

市 100 %

ただし、生活保護受給者の修学旅行費のみ 国 2 分の 1 市 2 分の 1

5. 法的根拠

学校教育法第 19 条

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律
金沢市就学援助交付要綱

学校給食法第 12 条第 2 項（児童生徒学校給食援助費）

学校保健安全法第 24 条（児童生徒医療援助費）

6. 趣旨・目的

経済的理由により、就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、学用品費等を支給し経済的な負担を軽減することにより、義務教育の円滑な実施を図る。

7. 制度内容

市内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、一定の所得未満の者を対象に支給する。

なお、生活保護受給者の場合は、生活保護費に含まれていない修学旅行費のみ支給している。

（支給内容）

小学校：学用品費、通学用品費、新入学児童学用品費、校外活動費、
体育実技用具費、通学費、医療費、学校給食費

中学校：学用品費、通学用品費、新入学生徒学用品費、校外活動費、
修学旅行費、体育実技用具費、通学費、医療費、学校給食費

8. 支給手続

支給物（現物・金銭）：金銭（児童生徒医療援助費は現物）

支給方法（直接・間接）：原則として直接支給

（児童生徒医療援助費は間接支給）

支給月：8 月、10 月、1 月、3 月

（児童生徒医療援助費は随時）

9. 年次推移

年 度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
事業費（千円）	351,425	381,915	402,728	430,848	453,178
件数（件）	5,018	5,439	5,788	5,917	6,089

10. 監査結果

当該制度は、金沢市内の小学校に在学する全児童及び中学校に在学する全生徒の保護者に「就学援助制度のお知らせ」を配布することにより、制度の内容を保護者に周知し、援助を希望する保護者が教育委員会へ申請書を提出し、審査の結果、認定となった場合に学校にかかる費用の一部を援助する制度である。

この「就学援助制度のお知らせ」を調べたところ、援助を受けられる方について、「生活福祉資金による貸付けを受けている者」と「職業安定所に登録した日雇労働者」について記載がなく、対象から漏れる可能性がある。

また、援助の内容についても、「通学費」の記載がない。担当課によると、国の要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱（現：要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱）の規定（最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合で、通学距離が小学生の場合は片道4 km以上、中学生の場合は片道6 km以上の者。ただし、特別支援学校に通学する場合は距離を問わない。）に基づき通学費を支給しているが、指定学校変更や通学区域外からの通学の場合は支給対象とならず、小將町中学校特学分校（特別支援学校）に通学する生徒の一部にしか実績がないことから、記載していないとのことであったが、記載は必要である。

【意見】

「就学援助制度のお知らせ」には、交付要綱に記載されている「生活福祉資金による貸付けを受けている者」及び「職業安定所に登録した日雇労働者」を対象者として、「通学費」を援助の内容として、記載する必要がある。

金沢市の小中学校に在学する児童生徒の中には金沢市内に住所がなく、何らかの事情で市町の区域を越境して通学する者が存在する。

また、これとは逆に金沢市内に住所が存在するが、何らかの事情で市町の区域を越境して他の市町の小中学校に通学する児童生徒も存在している。

金沢市の小中学校に通学する場合には、金沢市就学援助交付要綱に基づき金沢市に住所がない保護者であっても、基準に該当すれば、就学援助が支給される。

反対に金沢市に住所があっても他の市町の小学校、中学校に通学する児童生徒の保護者には、基準に該当する場合でも、金沢市から就学援助が支給さ

れない。

その理由として、担当課は、学校給食費については学校給食法第12条第2項で、公立の小学校、中学校等の設置者が学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、国は当該設置者に対しこれに要する経費の一部を補助することができる旨規定していることから、また、医療費については、学校保健安全法第24条で、地方公共団体は、その設置する小学校、中学校等の児童又は生徒が感染性又は学習に支障を生ずる恐れのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者で次の各号（省略）のいずれかに該当する者に対してその疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする旨を規定していることから、学校の設置者である市町村が事務を行う必要があるため、市内に住所がない児童生徒であっても対象とし、逆に市内に住所があっても市外の学校へ通学する児童生徒については対象としていないとのことであった。

また、それ以外の費目については、市内の学校へ通学することで学校集金も通学する学校の影響下にあること、事務手続面で保護者や学校等に負担を強いること等から、学校給食費や医療費に準じて、市内の小中学校に在学する児童生徒の保護者に対し、市内に住所がない児童生徒であっても援助を行い、金沢市就学援助交付要綱にもその旨を規定しているとのことであった。

学校給食法、学校保健安全法に規定のある場合はその規定に基づくとしても、それ以外の援助についても市民ではない保護者に支給しなければならないか、また、市民であって該当者となり得るにも関わらず、援助を受けられない保護者が存在することは、周辺市町の就学援助制度も踏まえた上で検討を要する事項である。

金沢市就学援助交付要綱第3条第3項では市立以外の小中学校に在学する児童生徒の保護者については、通学費、学校給食費、医療費の就学援助を受けることができない旨を規定している。

金沢市内には国立小学校1校、私立小学校1校、国立中学校1校、私立中学校2校、県立中学校1校（養護学校等を除く）が存在する。

市立以外のこれらの学校に通学する児童生徒の保護者に対して援助していないのは、学校給食費、医療費については法律の規定により、学校の設置者が援助することになっているため対象とならないこと、通学費については市立学校の指定学校変更や区域外通学と同じと見なして対象としていないとのことであった。

しかし、これらの学校へ通学する児童生徒の中には、教育上の配慮が必要なたため、やむなく通学せざるを得ない者がいる。また、任意で選択して私立等の学校へ通学する者であっても、通学費の援助を受けるのは義務教育の範囲内の教育であって、対象者の義務と権利の選択の余地をそこまで絞り込まなければならないか疑問である。

7. その他の扶助

1. 事業名

特定疾患治療助成費

2. 担当課

健康総務課

3. 制度開始年度

昭和 50 年度

4. 負担割合（国・県・市）

市 100%

5. 法的根拠

特定疾患の治療に要する経費の一部助成金支給基準

6. 趣旨・目的

特定疾患の治療に要する経費の一部を助成することにより、患者及びその家族の精神的、経済的負担の軽減を図り、早期治療を促進する。

7. 制度内容

対象者：金沢市内に1年以上居住する特定疾患及び小児慢性特定疾患（国対象分に限る）の医療証所持者。生活保護受給者は対象外

助成額：年間 15,000 円

申請時期：毎年 7 月 1 日～ 9 月 30 日

8. 支給手続

支給物（現物・金銭）：金銭給付

支給方法（直接・間接）：直接（申請口座への振込）

支給月：申請月の翌月末

9. 年次推移

年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
事業費（千円）	31,245	33,030	32,640	34,095	36,570
件数（件）	2,083	2,202	2,176	2,273	2,438

10. 監査の結果

原因も治療方法も解明されていない、いわゆる難病のうち、厚生労働省が治療研究の対象とする特定疾患及び小児慢性特定疾患については、生計中心者の所得に応じて、医療費（入院・通院）の自己負担分の一部又は全部に対して公費負担がある（次表参照）。当該制度は、この公費負担の対象者に年間 15,000 円を一律に支給するものである。

特定疾患医療費 自己負担限度額表

(単位：円)

生計中心者の階層区分		生計中心者 患者		生計中心者 = 患者		同一生計内 2 人目以降		
		月額限度額		月額限度額		月額限度額		
		入院	外来	入院	外来	入院	外来	
A	市町村民税非課税	0	0	0	0	0	0	
B	所得税非課税	4,500	2,250	2,250	1,120	450	220	
C	所得税課税年額	10,000 円以下	6,900	3,450	3,450	1,720	690	340
D		30,000 円以下	8,500	4,250	4,250	2,120	850	420
E		80,000 円以下	11,000	5,500	5,500	2,750	1,100	550
F		140,000 円以下	18,700	9,350	9,350	4,670	1,870	930
G		140,000 円超	23,100	11,550	11,550	5,770	2,310	1,150

小児慢性特定疾患医療費 自己負担限度額表

(単位：円)

階層区分		限度額 (月額)		備考
		入院	外来	
血友病患者 (先天性血液凝固因子障害治療研究事業の対象疾患を含む) 重症認定患者 (重症患者認定基準に適合する患者)		0	0	同一生計内に 2 人以上対象患者がいる場合、2 人目以降の児童は、左表の金額の 10 分の 1 となる。 患者が同じ月に複数の医療機関を受診した場合は、合算して左表を適用する。
生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	
生計中心者の市町村民税が非課税の場合		0	0	
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合		2,200	1,100	
生計中心者の前年の所得税課税年額	5,000 円以下の場合	3,400	1,700	
	5,001 円以上 15,000 円以下の場合	4,200	2,100	
	15,001 円以上 40,000 円以下の場合	5,500	2,750	
	40,001 円以上 70,000 円以下の場合	9,300	4,650	
70,001 円以上の場合		11,500	5,750	

所得に応じた公費負担制度があるにもかかわらず、これに上乗せして助成することが必要なのだろうか。特定疾患にかかる負担が医療費だけでないことは十分承知しているが、公費負担制度が存在する以上、当該制度の廃止・見直しについて検討すべきではないだろうか。

1. 事業名

妊娠高血圧症候群等療養援護費

2. 担当課

健康総務課

3. 制度開始年度

平成9年度

平成20年度に、事業名を変更（平成20年度以前「妊娠中毒症等療養援護費」）

4. 負担割合（国・県・市）

市100%

5. 法的根拠

金沢市妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱

6. 趣旨・目的

経済的に困窮している妊産婦の疾病による入院療養費の一部を療養援護費として支給することによって、重症化や出生する子の未熟児化・心身障害の発生を防止することを目的とする。

7. 制度内容

対象者：妊娠中又は出産後10日以内の女子。生活保護受給者も対象とする。

対象疾病：妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患

支給条件：前年度所得税額が15,000円以下の世帯に属する妊産婦

支給基準：〔基準額〕〔加算額〕

・生活保護世帯 9,100円 + 1,300円 × (入院日数 - 7日)

・市民税非課税世帯 7,300円 + 1,000円 × (入院日数 - 7日)

・所得税非課税世帯 6,400円 + 900円 × (入院日数 - 7日)

・所得税年額15,000円以下世帯

(平成20年度から年額15,000円に変更)

5,500円 + 800円 × (入院日数 - 7日)

支給限度：医療費の自己負担すべき額を限度とする。また、入院期間が21日を超える場合は21日を限度とする。

申請時期：入院による医療終了後30日以内。また、入院が21日を超える場合は入院した日から起算して22日以降30日以内とする。

8. 支給手続

支給物（現物・金銭）：金銭給付

支給方法（直接・間接）：直接（申請口座への振込）

支給月：申請者からの申請後、市で審査後、申請者の指定口座に振り込み。

9. 年次推移

年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20
事業費（千円）	42	0	51	24	25
件数（件）	2	0	3	1	1

10. 監査の結果

年次推移にもあるとおり、件数は平成 16 年度以降 0 ないし 3 件と少なかったが、その背景には、医療全般の水準の向上、市が行っている他の事業（子育て支援医療助成等）の拡充などをあげることができる。

件数は少ないとはいえ、今後も申請が見込まれることから、命を守る施策として、制度は継続することが適当である。

支給手続は、支給申請者が福祉健康センター等において、妊娠高血圧症候群等療養証明書、母子手帳、申請者の所得税・市民税課税証明書又は所得証明書などを提示などして行われるため、妊娠高血圧症候群等の罹患や低所得であることを偽装して不正請求や不正受給するなどの問題はないと思われる。

1. 事業名

福祉暖房費助成金

2. 担当課

福祉総務課、生活支援課、長寿福祉課、障害福祉課

3. 制度開始年度

平成 19 年度及び平成 20 年度に臨時的に実施された制度

4. 負担割合（国・県・市）

市 100%（特別交付税による措置あり）

5. 法的根拠

金沢市原油価格高騰緊急対策生活困窮世帯暖房費助成金交付要綱

6. 趣旨・目的

国の「原油等価格高騰対策」の中で、地方自治体の自主的な取り組みに対して財政支援策が講じられたことを踏まえ、生活困窮世帯を対象として冬期間（平成 20 年 12 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）の暖房費の一部を助成するもの。

7. 制度内容

対象となる世帯は以下のとおりである。

母子世帯で、児童扶養手当受給世帯（市民税非課税世帯）

生活保護世帯

要介護高齢者（介護保険法による要介護認定を受けている 65 歳以上の者で、要介護状態区分が 3、4 又は 5 の認定を受けている方）がいる世帯で、さらに以下に掲げる要件の全てを満たす世帯

ア 基準日（平成 20 年 12 月 1 日）に本年度分の市町村民税が非課税である者のみで構成されている世帯

イ 基準日に要介護高齢者が長期入院者又は一定の施設に入所している者でない。

ア 身体障害者手帳 1 級・2 級所持者

イ 療育手帳 A 所持者

ウ 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者

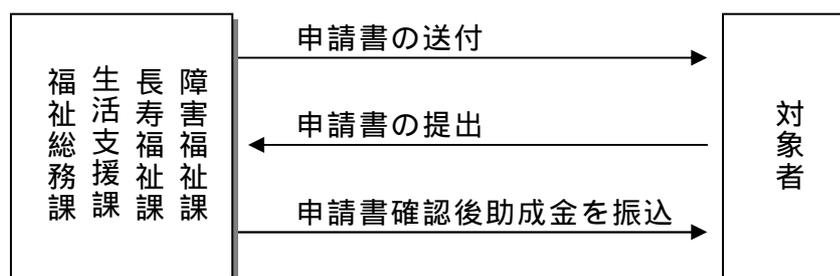
のいずれかがいる世帯で、かつ、基準日に本年度分の市町村民税が非課税である者のみで構成されており、上記アイウの者が長期入院又は対象外施設に入所していないこと。

8. 支給手続

支給物（現物・金銭）：金銭給付

支給方法（直接・間接）：申請世帯指定口座へ直接振込

支給月：12～3 月



生活保護世帯については、申請は不要とし、生活保護費と併せて支給

9. 年次推移

平成 19 年度：1 世帯あたり 5,000 円支給

平成 20 年度：1 世帯あたり 8,000 円支給

(福祉総務課)

年 度	平成 19	平成 20
事業費 (千円)	6,860	11,208
支給件数	1,372	1,401
支給率 (%)	96.3	98.2

(生活支援課)

年 度	平成 19	平成 20
事業費 (千円)	9,030	15,336
支給件数	1,806	1,917
支給率 (%)	100.0	100.0

(長寿福祉課)

年 度	平成 19	平成 20
事業費 (千円)	4,175	8,688
支給件数	835	1,086
支給率 (%)	70.9	82.0

(障害福祉課)

年 度	平成 19	平成 20
事業費 (千円)	7,835	13,064
支給件数	1,567	1,633
支給率 (%)	86.5	95.3

10. 監査結果

原油価格の高騰による生活困窮世帯への影響を勘案し、国の緊急対策に呼応して実施された事業である。今後も状況に応じて適切な措置を講じられることが望まれる。

支給単価は、石川県民生用灯油（給油所以外）価格調査（消費税込配達価格）から平成 19 年 12 月と平成 20 年 7 月の価格差 30 円/ℓを、総務省家計調査年報から金沢市の世帯平均年間灯油使用量 442ℓを、石川県石油商業組合「石川県における石油製品の販売実績（19 年度）」から冬期の灯油の割合を 0.57 と求めたうえで、これらを乗じ、支給額の 8,000 円を算定しており、合理的な算定方法である。

平成 20 年度の支給率が高くなっているのは、支給が 2 回目であり周知されてきたことと、支給額が 5,000 円から 8,000 円にアップしたことによると考えられる。

支給対象者が長期入院していないことを条件としているが、申請者が秘して申請すれば審査を通過してしまう恐れがある。今後、このような制度を実施

する場合は、申請書には税務関係調査承諾文とともに入院関係調査承諾文を記載することを検討する必要がある。